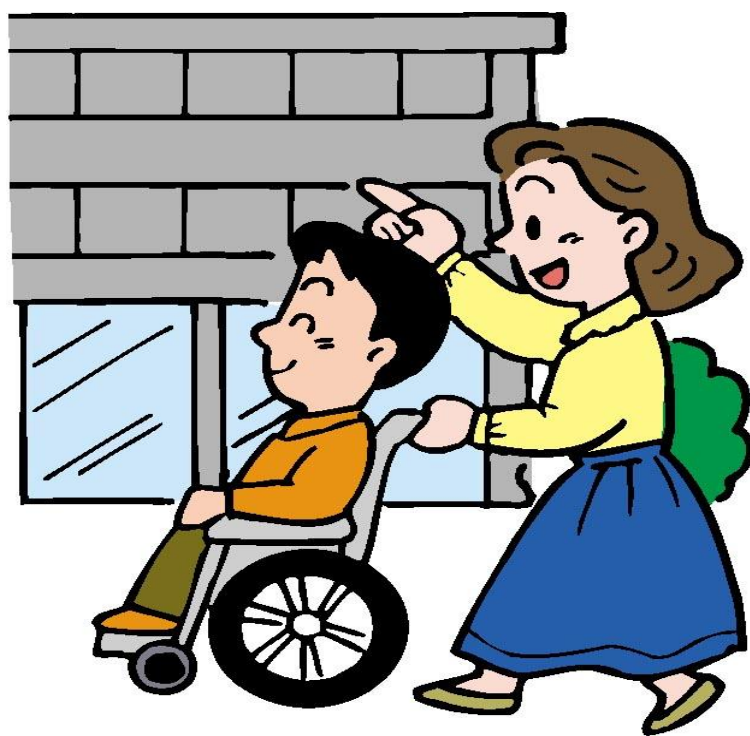


障がいのある方のための ガイドブック

令和4年度版



甲斐市

Guidebook for disabled person

はじめに

このガイドブックは、甲斐市に在住の障がいのある方や、そのご家族が利用できる障がい福祉サービス等の内容についてご紹介しています。

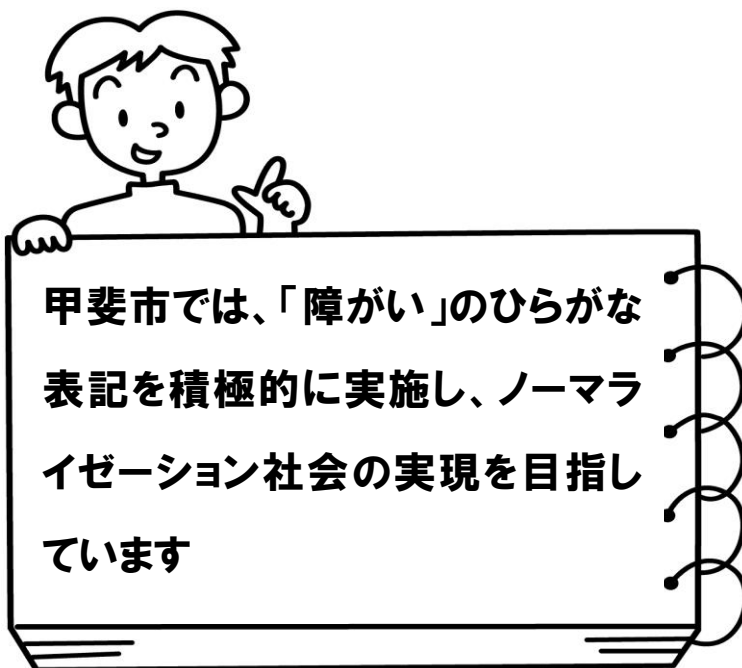
お手元に備えていただき、各サービス利用時の手引きとしてご活用ください。

掲載されている各サービスの対象者や申し込み方法は、障がいの程度・所得・年齢等により、それぞれ異なる場合があります。

詳しくは、事前に各担当窓口へお問い合わせください。

掲載内容は、令和4年(2022年)5月現在のものです。

甲斐市 福祉部 障がい者支援課 自立支援係
生活支援係



※ 「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、ひらがな表記の「障がい」とします。【例】障がい者、身体障がい など

※ ただし、人の状態を表していない場合や法律・法令に基づくもの、固有名詞・医療用語など漢字が適当な場合は、従来どおり「障害」の表記とします。【例】障害者総合支援法、国立障害者リハビリテーションセンター、視覚障害、心臓機能障害、高次脳機能障害 など

ノーマライゼーション【normalization】

ノーマライゼーションとは、
高齢者や障がいを持つ方などハンディキャップを持っていても、
ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという
福祉や教育のあり方を示す基本的理念です。

このガイドブックの使い方

このガイドブックは、令和4年(2022年)5月現在の内容でまとめたものです。

掲載されている各サービス等の内容は、法改正等により変わる場合がありますので、事前に各担当窓口へお問い合わせください。

【ほしい情報のさがし方】

○ 目次からさがす

目次から、探したい情報のページを見つけてください。

○ 制度の一覧からさがす（1～4ページ）

各サービス等の区分と内容から本文の掲載ページを探することができます。

○ 索引:用語や名称からさがす（108～110ページ）

専門用語、名称等から本文の掲載ページを索引から探すことができます。

このガイドブックの全般的なお問い合わせ先

甲斐市 福祉部 障がい者支援課 自立支援係
生活支援係

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610
(甲斐市役所 新館1階⑫番窓口)
電 話 055-267-7287
ファックス 055-276-2113

このガイドブックは、甲斐市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kai.yamanashi.jp>

<HOME> ⇒ <健康・福祉> ⇒ <障がい者支援> ⇒ <ガイドブック>

目次

○ 障がいのある方を支援する制度の一覧.....	1
1 手帳	5
1-1 身体障害者手帳.....	5
1-2 療育手帳.....	6
1-3 精神障害者保健福祉手帳.....	7
2 相談	9
2-1 障がいのある方を支援する相談支援体制.....	9
2-2 甲斐市障がい者基幹相談支援センター（相談支援事業）.....	10
2-3 民生委員・児童委員、主任児童委員.....	10
2-4 甲斐市社会福祉協議会.....	12
2-5 障がい者虐待防止への対応.....	13
2-6 障がい者差別解消への対応.....	14
2-7 甲斐市地域自立支援協議会.....	15
3 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	16
3-1 障害者総合支援法とは.....	16
3-2 障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付サービス.....	17
3-2-1 訪問系サービス.....	18
3-2-2 日中活動系サービス.....	19
3-2-3 地域相談支援サービス.....	21
3-2-4 居住系サービス.....	22
3-2-5 介護保険法との関係.....	22
3-3 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス.....	23
4 意思疎通支援	24
4-1 手話通訳者、要約筆記者・失語症者支援員の派遣.....	24
4-2 専従手話通訳者の配置.....	24
5 用具	25
5-1 日常生活用具の給付.....	25
5-2 住宅用火災警報器の購入費助成.....	26
5-3 補装具費の給付.....	27
5-4 難聴児補聴器購入等助成.....	28
5-5 家具転倒防止対策助成.....	29
6 日常生活支援	30
6-1 移動支援事業.....	30
6-2 日中一時支援事業.....	32
6-3 訪問入浴サービス事業.....	32
6-4 在宅重度身体障がい者住宅改修費の助成.....	34
6-5 在宅重度身体障がい者居室整備費の助成.....	35
6-6 車イスの貸出.....	36
6-7 福祉車輛の貸出.....	36
6-8 声の広報.....	36
6-9 社会参加の促進.....	37
6-9-1 介助用自動車購入等の助成.....	37
6-9-2 自動車改造費の助成.....	38
6-9-3 自動車運転免許取得費の助成.....	39
6-9-4 重度心身障がい者(児)等タクシー助成券の交付.....	39
6-9-5 山梨県心身障がい者自動車燃料費の助成.....	41

7 社会生活の適応訓練	42
7-1 地域活動支援センター事業.....	42
8 手当	43
8-1 特別児童扶養手当.....	43
8-2 特別障害者手当.....	45
8-3 障害児福祉手当.....	46
8-4 甲斐市心身障がい者(児)福祉手当.....	47
8-5 児童扶養手当.....	49
9 年金	50
9-1 障害基礎年金(国民年金).....	50
9-2 障害厚生年金(厚生年金).....	50
9-3 特別障害給付金.....	51
9-4 心身障害者扶養共済制度.....	52
10 医療	53
10-1 自立支援医療費(更生医療・育成医療).....	53
更生医療.....	53
育成医療.....	53
10-2 自立支援医療費(精神通院医療).....	55
10-3 重度心身障がい者医療費助成(重度医療).....	56
10-3-1 重度心身障がい者医療費(重度医療)貸与制度.....	58
11 交通	59
11-1 有料道路割引制度.....	59
11-2 旅客鉄道(JR)運賃の割引.....	60
11-3 バス運賃の割引.....	61
11-3-1 路線バスの割引.....	61
11-3-2 甲斐市民バスの割引.....	61
11-4 タクシー運賃の割引.....	62
11-5 国内航空運賃の割引.....	62
11-6 駐車禁止規制の適用除外.....	63
11-7 やまなし思いやりパーキング制度.....	64
12 税金	66
12-1 所得の申告.....	66
12-2 所得税・市県民税.....	67
12-3 相続税.....	67
12-4 贈与税.....	67
12-5 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免.....	68
13 貸付	70
13-1 生活福祉資金の貸付.....	70
14 生活関連	71
14-1 選挙(郵便による不在者投票).....	71
14-2 NHK放送受信料の減免.....	72
14-3 NTT電話番号の無料案内.....	73
14-4 携帯電話基本料の割引.....	74
14-5 郵便料金.....	74
14-6 利子所得の非課税.....	74
14-7 甲斐市避難行動要支援者名簿の登録について.....	75
14-8 甲斐市あんしん情報キット.....	77
14-9 災害時における福祉避難所について.....	78
14-10 災害時における情報提供(緊急速報メール).....	79

14-11 防災行政無線メール配信	79
参考資料	82
○ 身体障がい者の障がい程度等級表.....	82
○ 療育手帳の等級区分	87
○ 精神障害者保健福祉手帳の等級区分.....	88
○ 難病対象疾患一覧	89
.....	90
○ 日常生活用具対象品目一覧	91
○ 補装具費対象品目一覧	98
○ 障がいのある方に関するシンボルマーク.....	100
福祉避難所マップ差し込み.....	103
福祉避難所マップ差し込み.....	104
○ 障がい者福祉の関係機関一覧.....	105
○ 甲斐市の障がい者団体	107
○ 甲斐市で活動している障がい者に関するボランティア団体	107
○ 索引.....	108

(2ページ目)

甲斐市障がい者計画 基本理念


地域社会でともに生き、支え合う 共生のまちづくり

甲斐市は、平成18年度に『甲斐市障がい者計画』を策定し、地域で支え合いながら、障がいのある人が自立した生活や社会参加ができるようさまざまな施策を進めてまいりました。

また、平成29年度に策定した『第2次甲斐市障がい者計画』では、「心ふれあう共生のまちづくりの推進」、「健やかで安心して生活できるまちづくりの推進」、「自立支援と社会参加の促進」の3つを基本目標として、障がい者施策のさらなる推進に取り組んでまいります。

○ 障がいのある方を支援する制度の一覧

区分	制度の内容	頁	窓口
手帳 	障がい福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。		
	○ 身体障害者手帳	5	障がい者支援課 (甲斐市役所)
	○ 療育手帳	6	
	○ 精神障害者保健福祉手帳	7	
・ 手帳申請に必要な診断書文書料の助成(市単独事業)	5・8		
相談 	○ 障がいのある方を支援する相談支援体制 課題解決に向けた体制を紹介しています。	9	市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)
	○ 相談支援事業(甲斐市障がい者基幹相談支援センター) 障がい福祉サービス利用方法等の各相談を行っています。	10	
	○ 民生委員・児童委員、主任児童委員 地域の相談員として、児童・高齢者の方、障がい者の方等の 各種相談を行っています。	11	甲斐市社会 福祉協議会
	○ 甲斐市社会福祉協議会 高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方が地域で安心 して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭 管理などのお手伝いを行っています。	12	
	○ 障がい者虐待防止への対応 障がい者への虐待の予防と早期発見・支援を行っています。	13	
	○ 障がい者差別解消への対応 障がい者への差別に関する相談等を行っています。	14	
	○ 甲斐市地域自立支援協議会 障がい福祉に関する方策等を協議する会です。	15	
障害者総合 支援法及び 児童福祉法 に基づくサー ビス 	○ 障害者総合支援法とは	16	障がい者支援課 (甲斐市役所)
	○ 障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付サービス	17	
	・ 訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	18	市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)
	・ 日中活動系サービス 短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能・生活訓 練)、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)	19	
	・ 地域相談支援サービス 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相 談支援	21	
	・ 居住系サービス 施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)	22	
	・ 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支 援、放課後等デイサービス	23	
	・ 介護保険法との関係	22	
意思疎通支援 	○ 手話通訳者、要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員を派遣し、聴覚障がい 者の意思疎通を円滑にします。	24	障がい者支援課 (甲斐市役所)
	○ 専従手話通訳者の配置 聴覚に障がいをもつ方のコミュニケーションの円滑化を推進 するため、市役所新館1階福祉課に手話通訳者(1名)を配置し ています。	24	市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)

区分	制度の内容	頁	窓口	
用具 	○ 日常生活用具の給付 在宅の障がい者等の日常生活用具を給付し、日常生活を支援します。	25	障がい者支援課 (甲斐市役所)	
	○ 住宅用火災警報器の助成(市単独事業) 消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化となったことに伴い、障がい者世帯に対する住宅用火災警報器の購入費を助成します。	26		
	○ 補装具費の給付 障がいを補うために必要とされる用具(補装具)の費用を助成します。	27		
	○ 難聴児補聴器購入等助成 軽度・中等度難聴児を対象に補聴器の購入・修理に係る経費を助成します。	28		
	○ 家具転倒防止対策助成 障がい者(児)が居住する世帯に対し、家具転倒による事故を防止するための経費を助成します。	29		
日常生活支援 	○ 移動支援事業	30	中北保健福祉 事務所	
	○ 日中一時支援事業	32		
	○ 訪問入浴サービス事業	33		
	○ 在宅重度身体障がい者住宅改修費の助成	34		
	○ 在宅重度心身障がい者居室整備費の助成	35		
	○ 車イスの貸し出し	36		甲斐市社会 福祉協議会
	○ 福祉車輛の貸し出し	36		
	○ 声の広報	36		
	○ 社会参加の促進	37		障がい者支援課 (甲斐市役所)
	・ 介助用自動車購入等の助成	37		
	・ 自動車改造費の助成	38		市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)
	・ 自動車運転免許取得費の助成	39		
	・ 重度心身障がい者タクシー助成券の交付	40		
・ 山梨県心身障がい者自動車燃料費の助成	41	中北保健福祉 事務所		
社会生活の 適応	○ 地域活動支援センター事業	42	障がい者支援課 (甲斐市役所)	
手当 	○ 特別児童扶養手当	43		
	○ 特別障害者手当	45	市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)	
	○ 障害児福祉手当	46		
	○ 甲斐市中心身障がい者(児)福祉手当(市単独事業)	47		
	○ 児童扶養手当	49	子育て支援課 (甲斐市役所)	

区分	制度の内容	頁	窓口
年金 	○ 障害基礎年金(国民年金)	50	保険課 (甲斐市役所)
	○ 特別障害給付金	51	市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)
	○ 障害厚生年金(厚生年金)	50	勤務先 竜王年金事務所
	○ 心身障害者扶養共済制度 障がい者の保護者が加入者となり掛金を納入することで加入者が死亡または重度の障がいを有することとなった場合、障がい者に終身で年金支給される任意加入の共済制度です。	52	
医療 	○ 自立支援医療(更生医療・育成医療) 自立支援医療の指定を受けている指定医療機関で、特定の手術や人工透析等、身体の機能障がいを軽減または改善する医療を受ける時に医療費の自己負担額を軽減する制度です。	53	障がい者支援課 (甲斐市役所)
	○ 自立支援医療(精神通院医療) 精神障がいのために通院し、医療を受ける時に医療費の自己負担額を軽減する制度です。	55	市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)
	○ 重度心身障がい者医療(重度医療) 身体障害者手帳(1級～3級)等の所持者に、医療費の自己負担分を助成する制度です。	56	
	○ 重度心身障がい者医療費(重度医療)貸与制度	58	
交通    	○ 有料道路割引制度 身体障がい者の方が運転する場合や重度の身体障がい者の方または重度の知的障がい者の方が同乗し介護者(同居のご家族等)が運転する場合に割引の対象となります。	59	障がい者支援課 (甲斐市役所) 市民地域課 (敷島支所) (双葉支所) 中日本高速 道路
	○ 旅客鉄道(JR)運賃の割引	60	JR東日本
	○ バス運賃の割引	61	山梨交通 企画財政課 (甲斐市役所)
	・ 路線バス運賃の割引	61	
	・ 甲斐市民バスの割引	61	
	○ タクシー運賃の割引	62	県タクシー協会
	○ 国内航空運賃の割引	62	各航空会社
駐車規制 	○ 駐車禁止規制の適用除外 車両で駐車禁止除外標章の交付を受けている場合は駐車認められます	63	甲斐警察署
	○ やまなし思いやりパーキング制度 障がいのある方や高齢の方、妊産婦、けが人などで、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。	64	県障害福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 健康増進課 (甲斐市役所) 市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)

区分	制度の内容	頁	窓口
税金 	○ 所得の申告	66	
	○ 所得税・市県民税	67	税務課 (甲斐市役所) 甲府税務署
	○ 相続税	67	
	○ 贈与税	67	
	○ 自動車税・自動車取得税の減免	68	県税事務所
	○ 軽自動車税の減免	68	税務課 (甲斐市役所)
貸付 	○ 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、経済的自立や社会参加の促進による生活の安定を目的として、低利による資金の貸付を行っています。	70	甲斐市社会 福祉協議会
生活関連       	○ 選挙(郵送による不在者投票と代理記載による郵送投票) 重度の障がい等で歩行や外出ができない人のために、郵便により自宅などで投票ができる不在者投票制度があります。	71	市選挙管理 委員会 (甲斐市役所)
	○ NHK放送受信料の減免 所持する障がい手帳の程度や課税状況によってNHK放送受信料の減免が受けられます。	72	障がい者支援課 (甲斐市役所) 市民地域課 (敷島支所) (双葉支所) NHK甲府 放送局
	○ NTT電話番号の無料案内	73	NTT
	○ 携帯電話基本料金の割引	74	各携帯電話 取扱店
	○ 郵便料金	74	竜王郵便局
	○ 利子所得の非課税	74	各金融機関
	○ 避難行動要支援者名簿の登録 災害が起こった時の避難等において、支援を要する方の名簿を作成します。	75	障がい者支援課 長寿推進課 健康増進課 (甲斐市役所)
	○ 甲斐市あんしん情報キットについて	77	市民地域課 (敷島支所)
	○ 災害時における福祉避難所について	78	(双葉支所)
	○ 災害時における情報提供(エリアメール・緊急速報メール) 災害時に携帯電話へ避難勧告等の重要な情報をすばやく伝達します。	79	防災危機管理課 (甲斐市役所)
	○ 防災行政無線メール配信 市防災行政無線の放送内容を電子メールでお知らせします。	79	
	○ 防災行政無線テレフォンサービス 市防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます。	79	
	○ 甲斐市ヘルプカードについて 障がいや高齢など支援を必要とする人が携帯することで、災害や緊急時等において周囲の人に助けを求めやすくなるカードです。	80	障がい者支援課 長寿推進課 (甲斐市役所) 市民地域課 (敷島支所) (双葉支所)

1 手帳



1-1 身体障害者手帳

◆ 身体障害者手帳（赤い手帳）とは

身体に障がいのある方が、各種障がい福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。

障がいの程度により1級から7級までの等級区分があり、6級以上だと手帳が交付されます。等級は、指定医師の意見を参考にして県知事が決定します。

7級に該当する障がいが2つ以上重複する場合は6級となります。(等級表は、82～86ページ参照)

◆ 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳交付申請書（用紙は、市窓口にあります）
- ・ 指定医師の診断書・意見書（用紙は、市窓口にあります）※診断日が、3か月以内のもの
- ・ ご本人の顔写真 1枚(縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影されたもの)
- ・ 認印
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ 手続きの流れ



※ 15歳未満の児童については、保護者が申請者になります。

※ 指定医師とは、身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事が指定する医師のことです。指定医師がわからない場合は、市役所の担当窓口へお問い合わせください。

※ 申請後、手帳が交付されるまで、約1～2か月の期間がかかります。

※ ご家族や医療機関等が、申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。

※ 手帳は、他人への譲渡・貸与をすることはできません。

※ 再認定期日が記載されている手帳をお持ちの方は、再交付申請が必要となります。

◆ 変更などによる必要な届出

○ 変更

- ・ 障がいの程度が変わった
- ・ 別の障がいが加わった
- ・ 氏名や住所が変わった など

○ 返還

- ・ 手帳所持者が亡くなった
- ・ 障がいを有しなくなった など

○ 再交付

- ・ 手帳を紛失又は破損した
- ・ 手帳の写真を取り替えたい など

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

1-2 療育手帳



◆ 療育手帳（青い手帳）とは

知的障がいのある方が、各種の障がい福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。

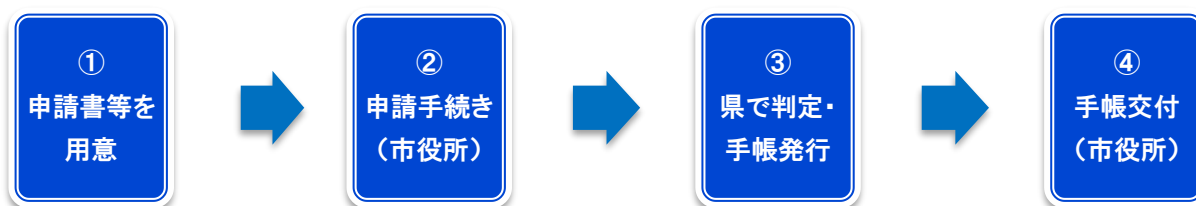
療育手帳には、障がいの程度により、A1、A-2a（最重度）、A-2b、A-3（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。

中度の知的障がい者が、身体障害者手帳の3級以上を所持しているときは、程度がA3になります。（等級表は、87ページ参照）

◆ 申請に必要なもの

- ・ 療育手帳交付申請書（用紙は、市窓口にあります）
- ・ ご本人の顔写真 1枚（縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影されたもの）
- ・ 認印
- ・ 18歳以上（18歳未満は省略可）で新規申請の場合は証明書（小学校高学年から中学校時代の成績表、特別支援学校の在籍証明書等）
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）

◆ 手続きの流れ



※ 手帳の有効期間は、手帳の判定欄に記載された次期判定年月日です。

※ 判定年月が到来したら、再判定（確認）を受ける必要があります。

※ 18歳未満は県中央児童相談所、18歳以上は県障害者相談所で判定及び交付を行います。

※ 申請後、手帳が交付されるまで、約1～2か月の期間がかかります。

※ ご家族や医療機関等が、申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。

※ 手帳は、他人に譲渡、貸与することはできません。

◆ 変更などによる必要な届出

○ 変更

- ・ 障がいの程度が変わった
- ・ 氏名や住所が変わった など

○ 返還

- ・ 手帳所持者が亡くなった
- ・ 障がいを有しなくなった など

○ 再交付

- ・ 手帳を紛失又は破損した
- ・ 手帳の写真を取り替えたい など

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

1-3 精神障害者保健福祉手帳



◆ 精神障害者保健福祉手帳（緑の手帳）とは

精神障がいのある方が、各種の障がい福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。

障がいの程度により1級から3級までの等級区分があります。

等級は、医師の意見、障害年金等を参考にして県知事が決定します。

有効期限は、原則として2年です。更新の場合は有効期限の3か月前から申請できます。

申請方法は、『医師診断書添付による申請』と『年金証書等写し添付による申請』の2つがあります。

（等級表は、88ページ参照）

◆ 『医師診断書添付による申請』に必要なもの

- ・ 精神障がいによる障害年金を受給していない方が対象です。
- ・ 障がい者手帳等交付申請書(用紙は、市窓口にあります)
- ・ 医師の診断書(精神保健指定医その他精神障がいの診断または治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書であること)
- ・ ご本人の顔写真 1枚(縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影されたもの)
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ 手続きの流れ



◆ 『年金証書等写し添付による申請』に必要なもの

- ・ 精神障がいによる障害年金を受給している方が対象です。
- ・ 障害者手帳等交付申請書(市窓口にあります)
- ・ 障害年金証書の写し
- ・ 直近の年金振込通知書
※ 年金証書の写しとは、「年金証書及び年金裁定通知書」、「年金支払通知書」をいいます。
- ・ 同意書
- ・ ご本人の顔写真 1枚(縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影されたもの)
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ 手続きの流れ



※ 年金証書等の写し添付による申請の場合は、年金事務所への照会に時間を要しますので、手帳の交付までに約2か月程度の期間がかかります。

◆ 変更などによる必要な届出

○ 変更

- ・ 障がいの程度が変わった
- ・ 別の障がいが出た
- ・ 氏名や住所が変わった など

○ 返還

- ・ 手帳所持者が亡くなった
- ・ 障がいを有しなくなった など

○ 再交付

- ・ 手帳を紛失又は破損した
- ・ 手帳の写真を取り替えたい など

◆ その他

- ・ ご家族や医療機関等が、申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。
- ・ 手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

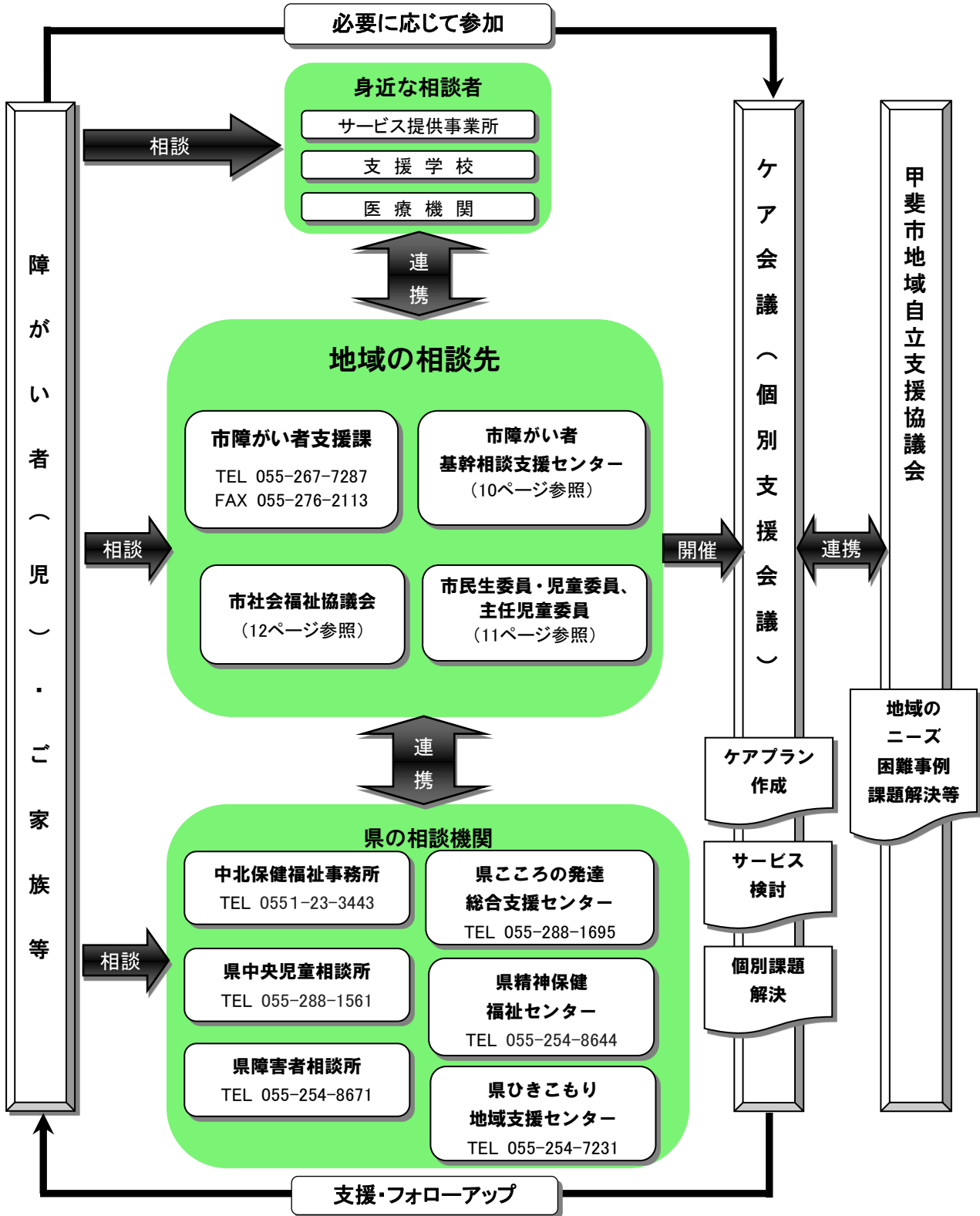
◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

2 相談

2-1 障がいのある方を支援する相談支援体制

どちらに相談しても、関係機関が連携して早期課題解決に向け支援します。
どうぞ、お気軽にご相談ください。



2-2 甲斐市障がい者基幹相談支援センター（相談支援事業）

市では、障がいを持つ方とその家族等の地域生活を総合的に支援するとともに、障がいに起因するひきこもりや障がい者虐待防止への役割を担う地域の中核的な拠点施設として、『**甲斐市障がい者基幹相談支援センター**』を設置しています。

専門の相談員が、障がいの種別や年齢、障がい者手帳の有無を問わず対応します。
相談に係る経費は無料です。お気軽にご相談ください。

◆主な業務内容

福祉サービス全般に関する相談、日常生活に関する相談、就労に関する相談など
※ 上記以外にも困っていることを支援します。

◆設置場所 敷島保健福祉センター内（〒400-0123 甲斐市島上条3163）

◆開所時間・休所日

開設時間 午前8時30分～午後5時15分
休所日 土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

◆連絡先 TEL 055-267-7010
FAX 055-277-1284
E-mail kikan@kaishakyo.or.jp



障がい者基幹相談支援センター
(敷島保健福祉センター内)

※ 相談内容の秘密は固く守られます。

相談者の同意を得ずに、相談内容が外部に漏れることはありません。ただし、自他を傷つける恐れがある場合等、緊急の対応が必要な場合は、関係機関に情報を共有してもらうことがあります。

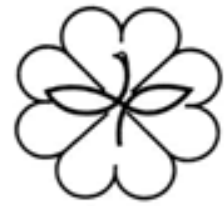
2-3 民生委員・児童委員、主任児童委員

地域の推薦を受けて、市の民生委員推薦会により推薦され、県知事が社会福祉審議会での審議の後に厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の特別職の地方公務員です。

法律上、給与支給はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアです。

民生委員法及び児童福祉法により設置が定められ、民生委員と児童委員は兼務することになっています。任期は3年間で、現在、市には地域ごとに活動をしている民生委員・児童委員151名と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員11名の計162名がいます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、社会奉仕の精神をもち、個人の人格を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指して、適切な活動のもとに必要な援助を行う地域福祉推進の担い手です。



民生委員児童委員の
マーク

◆ 民生委員・児童委員、主任児童委員は福祉の相談員

守秘義務がありますので相談者のプライバシーは堅く守られます。

○ 例えばこんな相談

- ・ ひとり暮らしや高齢者世帯、障がいなどで日常生活が不自由
- ・ やむを得ない事情で生活に困っている
- ・ お年寄りの介護、または子育てに関することで悩んでいる
- ・ 配偶者から暴力(ドメスティックバイオレンス)を受けている

◆ 活動内容

○ 社会調査

必要に応じて、担当地域の住民の実態や福祉の需要を適切に把握するための調査をします。

○ 相談

地域住民が抱えている問題・悩みについて、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。

○ 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、住民に適切な内容の情報を提供します。

○ 連絡通報

住民が個々の福祉の需要に応じた福祉サービスが受けられるように、関係行政機関や施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

○ 調整

住民の福祉需要に対応し、適切なサービス提供が図られるように支援します。

○ 生活支援

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

○ 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起します。

◆ お近くの民生委員・児童委員、主任児童委員がわからない等の問い合わせ先

- 甲斐市役所 福祉課 福祉総務係 新館1階⑩番窓口 TEL:055-278-1691
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

2-4 甲斐市社会福祉協議会



社会福祉協議会の
マーク

◆ 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されている営利を目的としない民間組織です。

令和4年度から地域福祉推進の具体的な行動指針となる「第3次地域福祉活動計画」を作成し、人と人がつながり安心して暮らせる福祉のまちづくりを基本理念に、地域住民や自治会、民生委員や児童委員、ボランティア、福祉事業所や医療機関、学校、企業など様々な団体と連携し、地域の支え合いや助け合いの輪を広げながら誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し活動しています。

◆ 主な活動内容

・ 高齢者のための取り組み

高齢者運動会や高齢者歩け歩け大会など、いつまでも元気に日常生活を送ることを目的とした事業や、高齢者教養講座など生きがいを目的とした事業を実施しています。

また、地域にある公民館や集会場で地域の皆さんと笑って楽しく仲間づくりを行う集いの場である「ふれあいいいきサロン」の支援を行います。

・ 障がい児者のための取り組み

障がい者のためのボウリング大会や一日外出事業などを実施するとともに、障がい児学童支援、クリスマス会など障がい児に対する交流と社会参加を目的とした事業を実施しています。

・ 子ども支援及び子どもの居場所づくり等の取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を応援するために食料等を支援することも食料支援や、孤食の解消や居場所づくりを目的に子ども食堂を開催しています。また、子育て世帯の仲間づくりや情報交換の場として、子育てサロンやリフレッシュ事業をボランティアの方々の協力により実施しています。

・ 家族介護者のための取り組み

介護者同士の情報交換や交流を図る座談会を月1回開催しています。

・ ボランティア活動への取り組み

ボランティア活動の活性化を図るため、団体の支援、登録あつせんのほか、ボランティアの養成講座等を実施しています。

・ ささえ合いの体制づくり

住民主体のささえ合い活動を広めるために、生活支援コーディネーターが地域住民と協力して、ささえ合いの体制づくりに取り組んでいます。

・ 生活困窮者のための取り組み

生活上の困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しています。

・ 福祉サービス等

福祉車両・車イスの貸出しの事業のほか、高齢者の見守りを目的とした配食サービスをボランティアの方々の協力で実施しています。

・ 権利擁護への取り組み

判断能力が不十分な方への権利擁護活動として、法人後見を実施すると共に生活支援員が福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

・ 地域福祉団体への支援

甲斐市老人クラブ連合会、甲斐市遺族会の活動を支援しています。

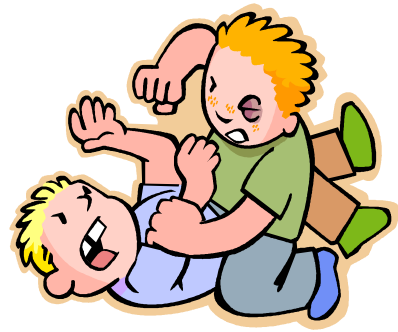
・ 社協事業の周知

社協だより「かがやき」の発行、社会福祉のつどい等

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 甲斐市社会福祉協議会 TEL 055-277-1122 FAX 055-277-1284
(所在地) 甲斐市島上条 3163 (敷島保健福祉センター内)

2-5 障がい者虐待防止への対応



◆ 障がい者に対する虐待は、法律で禁止されています

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」では、障がい者に対する虐待の禁止や障がい者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市の立入調査権限などが定められています。虐待を受けている、見かけた、疑わしいなどと感じたら、まずは相談・通報してみてください。

◆ 障がい者虐待の種類

○ 養護者による障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のこと。

○ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のこと。

○ 使用者による障がい者虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のこと。

◆ 障がい者虐待の例

○ 身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。

○ 性的虐待

障がい者に無理やり(また同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

○ 心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

○ 放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

○ 経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

◆ 障がい者虐待の対応窓口

- 甲斐市障がい者虐待防止センター(甲斐市障がい者基幹相談支援センター内)

(〒400-0123 甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター)

TEL 055-267-7010

FAX 055-277-1284

E-mail kikan@kaishakyo.or.jp

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 Tel:055-267-7287

虐待の通報をした人や届け出をした人の権利は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人の権利は守られます。さらに情報は、慎重に取り扱われ、市町村の職員には守秘義務が課せられています。

また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇等不利益が生じないよう保護規定が明記されています。(過失によるものや不正目的、誹謗中傷、虚偽の通報等は除く。)

2-6 障がい者差別解消への対応



◆ 障がい者に対する差別の禁止

平成28年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

この法律では、国や地方公共団体及び会社などの民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止することで、障がいのある人もない人もお互いに暮らしやすいまちを目指すための措置などが定められています。

◆ この法律で守らなければならないこと

		① 不当な差別的な取扱い	② 合理的配慮の提供
対象 機 関	国・地方公共 団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されています。	 法的義務 合理的な配慮を行わなければなりません。
	民間事業者 (※1)	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されています。	 法的義務 合理的な配慮を行わなければなりません。

① 不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障がいがあることを理由にサービスの提供を拒否・制限したり、条件をつけたりするような行為です。

【例】車いすでお店に入ろうとしたら入店を断られた！

対応の順番を後回しにされた！など

② 合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、過重な負担にならない範囲で社会的障壁(※2)を取り除くための合理的配慮を行うことです。

【例】公共交通機関を利用するときに手助けする

耳が不自由な人に、必要な情報を手話や筆談で伝える など

※1 個人事業者や非営利事業者なども含まれます。

※2 日常生活を送るうえで障壁となる社会における事物(道路の段差、利用しにくい施設・設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習など)、観念(障がいのある人への偏見)など

◆ 障がい者の差別解消に関する相談窓口

○ 甲斐市障がい者基幹相談支援センター 障がい者差別地域相談員 串田(くしだ)

(〒400-0123 甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター内)

TEL 055-267-7010

FAX 055-277-1284

E-mail kikan@kaishakyo.or.jp

○ 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 Tel:055-267-7287

2-7 甲斐市地域自立支援協議会

◆ 地域自立支援協議会とは

甲斐市では、障がい者(児)の皆さんが、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、障がい福祉に関する方策等を協議する場として、障がい福祉関係者等で構成する『甲斐市地域自立支援協議会』を設置しています。

また、協議会を組織する関係機関等の実務者で構成する実務者定例会、分野別の専門部会、プロジェクトチームを置き、必要な資料の収集、調査及び研究等を行っています。

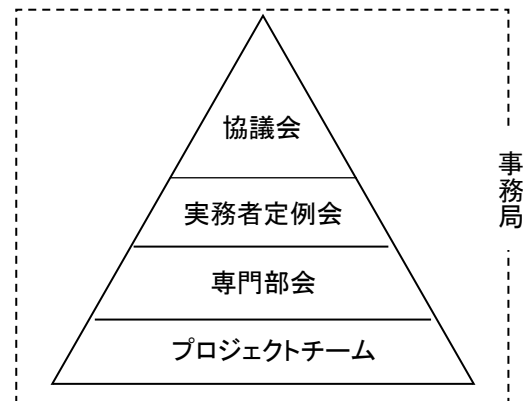
◆ 地域自立支援協議会では次のことを行っています

- ・ 地域のニーズ、困難事例、課題等を解決するための方法の検討
- ・ 関係機関(関係者)のネットワークを構築し、取組状況に関する情報の共有化
- ・ 地域の社会資源の共有、開発、改善など
- ・ 障がい福祉サービス利用に係る相談支援の中立・公平性の確保
- ・ 県、圏域、関係機関と連携した取り組み、研修会の開催など

◆ 地域自立支援協議会の構成

- ・ 医療保健機関を代表する方
- ・ 教育機関を代表する方
- ・ 就労支援機関を代表する方
- ・ 障がい福祉サービス事業者を代表する方
- ・ 権利擁護事業者を代表する方
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ 関係団体等を代表する方
- ・ 学識経験者
- ・ その他必要と認められる方

甲斐市地域自立支援協議会の組織図



◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287

3 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

3-1 障害者総合支援法とは

障がい者(児)の皆さんが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業などの支援を行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

また、難病の方を障がい者の範囲に位置付け、障がい福祉サービス等が利用できるようになりました。

※難病対象疾患は、89・90 ページを参照ください。

◆ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスの体系



3-2 障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「**介護給付**」と、自立した生活に必要な知識や技術を身に着ける「**訓練等給付**」があり、それぞれ家庭等で利用できる「**訪問系サービス**」、施設等で昼間に利用できる「**日中活動系サービス**」、地域生活への移行を支援する「**地域相談支援サービス**」、施設に入所して利用できる「**居住系サービス**」があります。

利用できるサービスは決定される障害支援区分等により異なります。

なお、各種サービスを利用する場合は、次のとおりです。

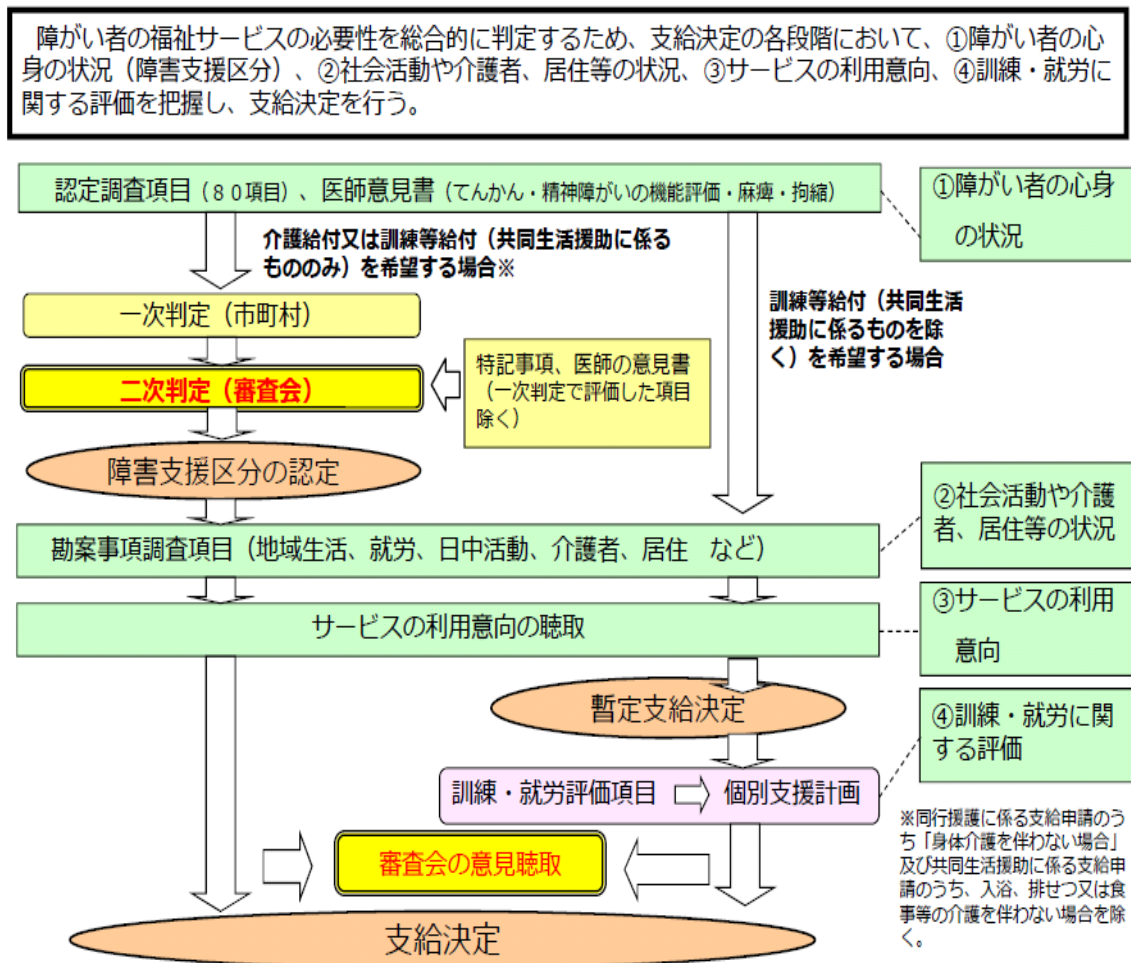
◆ 申請に必要なもの

- ・ 申請書(市窓口にあります)
- ・ 世帯状況・収入申告書(市窓口にあります)
- ・ 障害者手帳(障害者手帳がない方をご相談ください)
- ・ 認印
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・ 年金振込通知等(障害年金・遺族年金等)
- ・ 所得課税証明書(市外からの転入の場合等)

- ◆ **利用者負担** 原則1割負担 (低所得者「本人または配偶者・保護者」は、利用料が無料になる軽減措置があります)

◆ 申請から利用までの流れ

(申請の時にサービスの利用等計画を特定指定相談支援事業所に依頼・提出が必要となります。下記の①～④以外にサービス利用等計画案を加えて決定します。)



3-2-1 訪問系サービス

サービス事業所は、こちらのサイトから確認できます。
障害福祉サービス等情報検索-WAMNET-
<http://www.wam.go.jp>

<用語解説>

介護給付

…… 日常生活に必要な支援を受けられるサービス

訓練等給付

…… 自立した生活に必要な知識や技術を身につけるサービス

○ 居宅介護(ホームヘルプ)

介護給付

居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が1以上の方(障がい児は、これに相当する心身の状態)。

○ 重度訪問介護

介護給付

重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者または精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】(1)又は(2)に該当する対象者

(1) 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者

(2) 知的障がい及び精神障がい者で障害支援区分が4以上及び認定調査項目のうち行動関連項目の合計が10点以上の方

○ 同行援護

介護給付

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等で、外出時に当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【対象者】

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等で、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方。

○ 行動援護

介護給付

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であり、常時介護を要する方で、障害支援区分が3以上及び認定調査項目のうち行動関連項目の合計が10点以上の方(障がい児はこれに相当する心身の状態)。

3-2-2 日中活動系サービス

○ 短期入所(ショートステイ) **介護給付**

居宅において介護を行う方の疾病等の理由で、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ、食事その他必要な介護を行います。

【対象者】

- ・ 障害支援区分が1以上の障がい者
- ・ 厚生労働大臣が定める区分で1以上に該当する障がい児

○ 療養介護 **介護給付**

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者で常時介護を必要とする方に、主として昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療としてサービスを提供します。

【対象者】

病院等への長期入院に加え、常時の介護を必要とする障がいのある方で、次に該当する方。

- ①障がい支援区分6に該当し、気管切開に伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている方。
- ②障がい支援区分5以上に該当し、次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する方
(ア)重症心身障がい者または進行性筋委縮症患者の方
(イ)医療的ケア等に関する判定スコア等において、国が定める基準値を超える方
- ③①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下による介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者で、市が常時介護を要すると認めた方

○ 生活介護 **介護給付**

障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動等の機会の提供を要する障がい者で、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談、助言その他必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要とされる次に該当する方。

- ・ 障害支援区分が3以上の方(障がい者支援施設に入所する場合は区分4)
- ・ 年齢50歳以上は、障害支援区分が2以上の方(障がい者支援施設に入所する場合は区分3以上)

○ 自立訓練(機能訓練) **訓練等給付**

身体障がいまたは難病等の方で、障がい者支援施設またはサービス事業所、もしくは当該障がい者の居宅を訪問することで、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- ・ 特別支援学校卒業等で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

○ 自立訓練(生活訓練) **訓練等給付**

知的障がい又は精神障がい者で、障がい者支援施設またはサービス事業所、もしくは当該障がい者の居宅を訪問することで、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ・ 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

○ 就労移行支援 **訓練等給付**

就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方
- ・ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、灸師免許を取得して就労を希望する方

○ 就労継続支援A型(雇用型) **訓練等給付**

企業等に就労することが困難な障がい者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な障がい者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方(サービス利用開始時65歳未満の方)。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ・ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ・ 企業等を離職した等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

○ 就労継続支援B型(非雇用型) **訓練等給付**

企業等に就労することが困難な障がい者に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 就労経験者で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ・ 50歳に達している方又は障がい基礎年金1級受給者
- ・ 上記に該当しない方で、就労移行支援事業を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、B型の利用が適当と判断された方

○ 就労定着支援 **訓練等給付**

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

【対象者】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

3-2-3 地域相談支援サービス

○ 計画相談支援 **相談支援**

障がい福祉サービスを申請する障がい者もしくは障がい児の保護者に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、指定特定相談支援事業所の相談員がサービス等利用計画案を作成し、サービス全般の調整とその他の必要な相談を行います。

○ 地域移行支援 **地域相談支援**

障がい者に対して、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

【対象者】

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。

- ・ 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している方、救護施設又は更生施設、刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所)に入所している障がい者
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の方、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の方も対象。
- ・ 精神科病院に入院している精神障がい者
 - ※ 申請者が精神科病院に入院する精神障がい者の場合は、長期入院しているため地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の方を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である方であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方についても対象。
 - ※ 精神科病院には、精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。
 - ※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携します。

○ 地域定着支援 **地域相談支援**

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【対象者】

- ・ 居宅で単身のため緊急時の支援が見込めない状況にある方
- ・ 居宅で家族と同居している障がい者であっても、家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方。なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方の他、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も含む。
 - ※ 上記の者で医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携します。
 - ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等は、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外。

○ 障害児相談支援 **相談支援**

障がい児通所支援サービスを申請する障がい児の保護者に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、指定特定相談支援事業所の相談員がサービス等利用計画案を作成し、サービス全般の調整とその他の必要な相談を行います。

3-2-4 居住系サービス

○ 施設入所支援 **介護給付**

施設に入所する障がい者で、主として夜間、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- ・ 生活介護を受けている方で障害支援区分が4以上の方(50歳以上は区分3以上)
- ・ 自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所して訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、または地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

○ 共同生活援助(グループホーム) **訓練等給付**

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者で、主として夜間、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

障がい者(身体障がい者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用した者に限る)

○ 自立生活援助 **訓練等給付**

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【対象者】

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある方

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

3-2-5 介護保険法との関係

◆ 障がい福祉サービスをご利用の40歳以上の方へ

サービス内容等から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、原則、介護保険サービスの利用が優先されます。次の方は、介護保険の申請をしてください。

◆ 対象

- ① 市に申請をして介護が必要であると「認定」を受けた65歳以上の方
- ② 40歳～64歳の方で介護保険の対象となる病気(特定疾病)が原因で介護が必要となり「認定」を受けた方

◆ 内容

上記①、②の方は、障がい福祉サービスに相当するサービスについて、原則として介護保険のサービスを利用することになります。

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割(一定所得以上の方は2割または3割)のご負担となります。

◆ お問い合わせ等

- 甲斐市役所 長寿推進課 介護保険係 新館1階⑮番窓口 TEL:055-278-1693

3-3 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の5つの支援があります。

◆ 申請に必要なもの

- ・申請書(市窓口にあります)
- ・世帯状況・収入申告書(市窓口にあります)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(児童が手帳を有する場合のみ)
- ・医師の診断書または特定疾患医療受給者証等(児童が対象疾患にかかっている場合のみ)
- ・認印
- ・マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・保険証(医療型児童発達支援を申請する場合のみ)
- ・年金振込通知等(障害年金・遺族年金等)
- ・所得課税証明書(市外からの転入の場合等)

◆ 利用者負担

原則1割負担。ただし、世帯(原則として保護者の属する住民票上の世帯)の所得に応じて、ひと月に負担する上限額(利用者負担上限月額)が定められています。

○ 児童発達支援 **児童通所給付**

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

【対象者】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障がい児
具体的には次のような例が挙げられます。

- ・市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ・保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

○ 医療型児童発達支援 **児童通所給付**

肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。

【対象者】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

○ 居宅訪問型児童発達支援 **児童通所給付**

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います

【対象者】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

○ 放課後等デイサービス **児童通所給付**

就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象者】

小、中、高生を対象

○ 保育所等訪問支援 **児童通所給付**

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【対象者】

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などに在籍している障がい児

4 意思疎通支援

4-1 手話通訳者、要約筆記者・失語症者支援員の派遣

◆ 事業内容

聴覚、言語機能、音声機能などに障がいを持つ方と意思疎通を図る必要がある時、手話通訳者または要約筆記者・失語症者支援員(以下「手話通訳者等」)を派遣し、聴覚障がい者等との意思疎通を円滑にします。



◆ 派遣の対象

次の場合、手話通訳者等を派遣します。

- ・ 生命及び健康の維持に関すること(医療機関の受診等)
- ・ 官公署に関すること(手続き等)
- ・ 職業に関すること(相談等)
- ・ 教育に関すること(学校行事等)
- ・ その他必要と認められる場合

電話・FAX・メールでの申し込みは、次の内容を明記してください。

- ・ 名前・住所・電話番号・FAX番号
- ・ 通訳が必要な日時・場所
- ・ 通訳が必要な内容

◆ 派遣の申込み

手話通訳・要約筆記者

- ・ 原則、1週間前までに、「手話通訳者等派遣申込書」により申し込みください。
 - ・ 急な申し込みは対応できない場合があります。
 - ・ 申込書は、市窓口にあります。
 - ・ 申込書は、甲斐市ホームページからもダウンロードできます。
〈HOME〉→ 〈健康・福祉〉→ 〈障がい者支援〉→ 〈障がい福祉サービス・地域生活支援事業〉
→ 〈意思疎通支援事業〉
 - ・ 所定の申込書でなくても、電話・FAX・メールにより申し込みすることもできます。-----
メールで申し込みをするときのアドレス **kai-shuwa@i.softbank.jp**
 - ・ 派遣の決定になりましたら、申請者へご連絡(ファックス・メール等)します。
 - ・ イベントや講演等で派遣を希望される場合は、パンフレット等を添付してください。
- 失語症者支援員
- ・ 市が委託する一般社団法人山梨県言語聴覚士会への申し込み手続きとなります。

◆ 費用負担

- ・ 市内在住の聴覚障がい者(ご家族)・市内障がい者団体は無料です。
 - ・ 主催者の責務で派遣しなければならない場合は、原則、主催者負担となります。
- ※詳しくは、障がい者支援課までお問い合わせください。

手話マーク



◆ 窓口(申込書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口
Fax: 055-276-2113 Tel: 055-267-7287
- 一般社団法人 山梨県言語聴覚士会
Fax: 0553-26-4366 メール: st@kasugai-reha.com

筆談マーク



4-2 専従手話通訳者の配置

聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、甲斐市役所障がい者支援課に手話通訳者を配置しています。聴覚に障がいを持つ方の相談、市役所での手続き、聴覚に障がいを持つ方とのコミュニケーションに関する相談等も受け付けております。どうぞお気軽にご利用ください。

また、設置通訳者と画面を通じて手話による会話を行うことができる「手話専用テレビ電話」も設置しています。利用希望の方は下記までご連絡ください。

- ◆ 配置場所 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口
- ◆ 受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分まで(市役所開庁日)
Fax: 055-276-2113 Tel: 055-267-7287

5 用具

5-1 日常生活用具の給付

◆ 事業内容

在宅の障がい者(児)又は難病患者等を対象に、日常生活の利便を図るために日常生活用具の給付を行っています。

※ 難病対象疾患一覧(89・90ページ)参照

◆ 給付の内容

日常生活用具は、以下の条件をすべて満たすものとなります。

- ・ 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・ 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ・ 製作や改良・開発にあたって障がい及び難病に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

※ 給付対象者及び用具の詳細な内容は、91～97ページの「日常生活用具対象品目一覧」をご覧ください。

◆ 支給要件

- ・ 給付を受けるには、用具に対応した障害者手帳の所持者、または難病患者等であり、用具の給付が必要であると認められる必要があります。
- ・ 必ず事前に申請が必要です。購入後の申請は、支給対象外です。
- ・ 利用者の世帯の中に、市民税所得割額が46万円以上の方がいるときは、この制度による支給は受けられません。
- ・ 介護保険制度により給付が可能な場合は、この制度の対象にならない場合があります。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 日常生活用具給付・貸与申請書(市窓口にあります)
- ・ 日常生活用具給付に係る委託業者からの見積書
- ・ ストマ、紙おむつ以外の用具はパンフレット
- ・ 身体障害者手帳、又は難病患者等であることが確認できるもの
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・ 認印
- ・ その他(必要に応じ、主治医意見書など)

※ 排泄管理支援用具は、2か月単位で申請できます(年度末の申請は3月分まで)

※ 本年1月2日以降に甲斐市へ転入してきた場合、所得の申告や世帯全員の所得課税証明、年金等の受給額のわかるものを提出していただくことがあります。

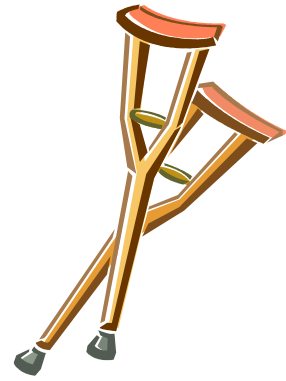
◆ 自己負担額 (基準額は、92～97ページの「日常生活用具対象品目一覧」に記載された額)

用具の給付を受ける者又はその扶養義務者	自己負担額
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯で年収が80万円以下	基準額又は用具の購入に要する費用の額のいずれか低いほうの額の3%
市民税非課税世帯で上記以外	基準額又は用具の購入に要する費用の額のいずれか低いほうの額の5%
市民税課税世帯	基準額又は用具の購入に要する費用の額のいずれか低いほうの額の10%

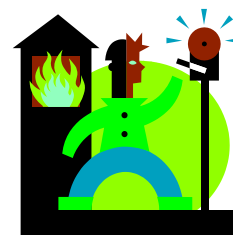
※基準額を超える差額分については、全額自己負担となります。

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650



5-2 住宅用火災警報器の購入費助成



◆ 事業内容

市では、安心・安全な暮らしのため、火災発生時に非難が困難な障がい者のいる世帯に対し、住宅用火災警報器の購入費を助成します。

◆ 給付の対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A-1・2、精神障害者保健福祉手帳1級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級のいずれかに該当する在宅の障がい者がいる世帯

※ 世帯の中に市民税所得割の課税額が46万円以上の方がいる場合は、助成対象となりません。



◆ 対象機器 煙式火災警報器(NSマーク表示があるもの)

◆ 限度額 15,500円(購入費および設置費用の上限額)

◆ 申請に必要なもの

- ・ 申請書(市窓口にあります)
- ・ 障がい者手帳等 障がいの程度を証明するもの
- ・ 火災警報器の仕様がわかるカタログ等
- ・ 見積書
- ・ 認印

※ 本年1月2日以降に甲斐市へ転入してきた場合、所得の申告や世帯全員の所得課税証明、年金等の受給額のわかるものを提出していただくことがあります。

※ 必ず用具の購入前に申請してください。(申請は、1世帯につき1回に限ります)

※ 対象機器・設置場所等、詳しくは購入する前に福祉課へお問い合わせください。

交付決定前に購入すると助成対象になりません。
ご注意ください。

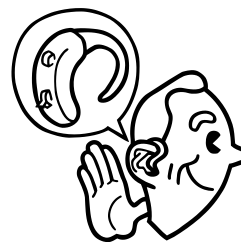
◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

ご注意ください

- ・住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意ください。
- ・市役所・消防本部などの公共機関が、業者へ住宅用火災警報器の販売を委託したり、直接販売を依頼することは一切ありません。

5-3 補装具費の給付



◆ 事業内容

身体の障がいを補うための用具（補装具）の購入・借受けまたは修理に要する費用を支給します。

補装具の給付は、身体障がい者（児）の失われた身体機能を代償または補完するための更生用の用具をいい、以下の要件に該当するものです。

- ・ 失われた身体部位、損なわれた身体機能を代償、補完するもの
 - ・ 身体に装着または装用し、日常生活、職場または学校において使用するもの
 - ・ 給付等に際して処方や適合を必要とするため、原則として医師による判定等を必要とするもの
- ※ 難病（難病対象疾患一覧：89・90 ページ参照）の方も支給対象です。

◆ 対象品目

詳しくは 98・99 ページを参照ください。

- ※ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、電動車いすは、介護保険制度が優先となります。

◆ 支給要件

- ・ 補装具の種目に応じた身体障害者手帳の所持者または難病患者等で、判定等により補装具が必要であると認められる必要があります。
- ・ 事前に申請が必要です。
- ・ 原則、1割の自己負担金がありますが、所得状況に応じて負担上限額があります。なお、利用者本人または配偶者、18歳未満の場合は保護者のうち市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。
- ・ 治療で一時的に使われる治療用装具は、健康保険の給付対象のため支給対象外です。

○ 月額負担上限額の区分

区分	課税状況	自己負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税が非課税の方	
一般	市民税が課税されている方	37,200 円

交付決定前に購入・修理を行うと助成対象になりません。ご注意ください。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 補装具費支給申請書（市窓口にあります）
- ・ 医師意見書（盲人安全つえは省略することができます）
- ・ 処方箋（不要な場合もあります、お問合せください）
- ・ 補装具作成業者からの見積書
- ・ 身体障害者手帳または難病患者等であることが確認できるもの
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）
- ・ 認印

※ 本年1月2日以降に甲斐市へ転入してきた場合、所得の申告や世帯全員の所得課税証明、年金等の受給額のわかるものを提出していただくことがあります。

※ 補装具の給付に際しては、原則、山梨県障害者相談所の判定が必要となります。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

5-4 難聴児補聴器購入等助成



◆ 事業内容

市では、軽度・中等度の難聴で、身体障害者手帳の交付を受けられない、市内に住所を有する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童に対し、補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器の購入と修理に係る費用を助成しています。

◆ 対象となる児童

- ・ 両耳の聴力レベルが、原則30デシベル以上
ただし、医師が装用を認めた場合は、30デシベル未満も対象
- ・ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した場合
- ・ 現在、補聴器を装用している場合は、補聴器の耐用年数が経過している場合
- ※ 難聴児の保護者と同一世帯内に、市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外

◆ 助成内容

- ・ 購入助成は、購入経費と下記一覧の基準額を比較し、いずれか低い額の2/3
- ・ 修理助成は、修理経費と厚生労働省告示に基づく基準額を比較し、いずれか低い額の2/3
- ・ 補聴器の耐用年数は5年とし、超過した場合は再助成可。修理助成は、同一年度内2回まで

◆ 申請に必要なもの

- ・ 市窓口にて用意されている申請書と医師の意見書
- ・ 医師の意見書の処方に基づく、販売または修理業者が作成した見積書

交付決定前に購入・修理を行うと助成対象になりません。ご注意ください。

◆ 補聴器購入に係る1台当たりの基準額

名 称	基準価格	基準価格に含まれるもの
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	1.補聴器本体(電池含む) 2.イヤーマールド ※イヤーマールド不要は、基準価格から9,000円を除く。
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	52,900円	
高度難聴用ポケット型	43,200円	
高度難聴用耳かけ型	52,900円	
重度難聴用ポケット型	64,800円	
重度難聴用耳かけ型	76,300円	
耳あな型(レディメイド)	96,000円	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円	補聴器本体(電池含む)
骨導式ポケット型	70,100円	1.補聴器本体(電池含む) 2.骨導レシーバー 3.ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	1.補聴器本体(電池含む) 2.平面レンズ ※平面レンズ不要は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。
FM型補聴器	80,000円	FM型受信機
	5,000円	オーディオチュー

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

5-5 家具転倒防止対策助成



◆ 事業内容

市では、市内に住所を有し、障がい者（児）が居住する世帯に対し、地震発生時における家具転倒による事故を防止し、障がい者（児）の安全を確保することを目的として、家具等の転倒を防止する費用を助成しています。

◆ 対象者

次のいずれかに該当する方がいる世帯。ただし、世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外となります。

- ・ 身体障害者手帳1～4級の方
- ・ 療育手帳A・Bの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・ 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の認定を受けている方
- ・ 障害基礎年金1・2級受給者

◆ 助成内容

次に掲げる額を合算した額、もしくは自ら取り付けるため転倒防止金具を購入した経費

- ・ 転倒防止金具購入費（上限2,500円）
- ・ 取付工事を業者に依頼する場合の出張料（上限5,000円）

◆ 申請に必要なもの

- ・ 申請書（市窓口にあります）
- ・ 障害者手帳等 障がいの程度を証明するもの
- ・ 見積書
- ・ 認印

交付決定前に購入すると助成対象になりません。ご注意ください。

※ 本年1月2日以降に甲斐市へ転入してきた場合、所得の申告や世帯全員の所得課税証明、年金等の受給額のわかるものを提出していただくことがあります。

※ 必ず器具の購入前に申請してください。（申請は、1世帯につき1回に限ります）

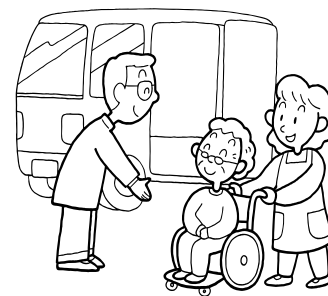
※ 賃貸住宅の場合は、住宅所有者の承諾が必要です。

※ 詳しくは購入する前に福祉課へお問い合わせください。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6 日常生活支援



6-1 移動支援事業

◆ 事業内容

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

◆ 事業の対象者

- ・ 身体、療育、精神の障害者手帳をお持ちの方
- ・ その他特に市長がこの事業による支援が必要と認めた方(発達障がい児・者、難病患者等)

◆ 事業形態

【ヘルパー支援型】

介助者による移動サービス（マンツーマンによる移動介助）

【車両移送型】

峡中地区福祉有償運送運営協議会において許可を受けている事業者が行う車両による送迎サービス

- ・ 対象となる移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出で、1日の範囲内で用務を終える移動を支援します。
- ・ 通勤・通学や通院、営業活動等の経済的活動に係わる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は、この事業の対象になりません。
- ・ この事業と同等の障がい福祉サービスや介護保険サービスが優先されます。
〔例：同行援護、行動援護など〕
- ・ サービス支給量は、事業形態別に各240時間以内の利用が可能です。
- ・ 支給量を超えて利用した分は、この事業の対象になりません。

※ 市が関係する会議等への出席者の場合は、利用者から会議等の通知の写しを事業所に提出してください。

◆ 利用の申請

- ・ 事業の利用希望者は、「甲斐市地域生活支援事業利用申請書」により申請してください。
- ・ 申請書は、市窓口にあります。
- ・ 支給決定後、受給者証等お送りします。

◆ 申請に必要なもの

お持ちの障害者手帳、認印、申請書、マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ 利用者負担額(ヘルパー支援型)

- ・ 世帯の所得状況により利用者負担率が異なります。
- ・ 利用者負担率に事業者の報酬単価を乗じた金額が利用者負担額となります。

※ 利用時間により加算があります。

○ 利用者負担率1

所得区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
利用者負担率	0%	3%(注)	5%(注)

※ 市民税非課税世帯または市民税課税世帯利用者の年間利用時間が100時間を超えた場合、以降(101時間～)からの利用者負担額は10%(1割)となります。

※ 市が主催する会議等への出席の場合は無料となります。

○ 報酬単価表2

区分	～0.5時間	～1.0時間	～1.5時間	以降30分毎
身体介護あり	2,300円	4,000円	5,800円	820円
身体介護なし	800円	1,500円	2,250円	750円

○ 加算率3

時間帯	日中(8～18時)	早朝(6～8時)	夜間(18～22時)	深夜(22～6時)
加算率	1.00	1.25	1.25	1.50

《利用者負担額算出方法》

報酬単価表2×加算率3＝サービス提供単価(A)(1円未満切捨て)

(A)×利用者負担率1＝利用者負担額(1円未満切捨て)

○ 利用者負担額早見表[目安]

日中(8時～18時) 利用の場合

※その他の時間については、加算があります。

利用時間	身体介護あり		身体介護なし		生活保護世帯
	市民税非課税世帯 (報酬単価の3%)	市民税課税世帯 (報酬単価の5%)	市民税非課税世帯 (報酬単価の3%)	市民税課税世帯 (報酬単価の5%)	
～0.5時間	69円	115円	24円	40円	無料
～1時間	120円	200円	45円	75円	
～1.5時間	174円	290円	68円	113円	
以後30分毎	25円	41円	23円	38円	

※ 利用料は、事業者にお支払ください。

※ 障がい福祉サービスの利用料とは別料金です。

※ 市が主催する会議等への出席の場合は無料となります。

◆ 利用者負担額(車両移送型)

事業所の定める利用料金(時間単価、距離単価、ガソリン代等)から下記の「事業に要する費用」を差し引いた額となります。

【事業に要する費用】

所要時間15分	300円
所要時間15分を超えた場合	以降15分毎に300円を加算

※ 事業所の定める利用料金が上記の基準額を下回る場合は、事業所の定める利用料金を上限とします。

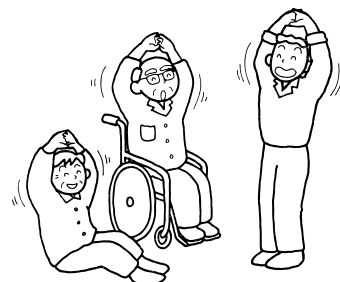
◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-2 日中一時支援事業

◆ 事業内容

障がい者及び障がい児の日中における活動の場(施設における預かり・見守り)を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護しているご家族(介護者等)の一時的な負担軽減を図ります。



◆ 対象者

- ・ 身体、療育、精神の障害者手帳をお持ちの方
- ・ その他、特に市長がこの事業による支援が必要と認めた方(発達障がい児・者、難病患者等)
- ・ 上記のいずれかに該当する方で、日中支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な場合(介護者の方の急病、冠婚葬祭への出席、または介護疲れなど一時的な理由)に事業が利用できます。

◆ 利用の申請

- ・ 事業の利用希望者は、「甲斐市地域生活支援事業利用申請書」で申請してください。
- ・ 申請書は、市窓口にあります。
- ・ 支給決定後、受給者証をお送りします。

◆ 申請に必要なもの

お持ちの障害者手帳、認印、申請書、マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ 利用者負担額

利用時間及び世帯の所得状況により、次のとおりとなります。

利用時間	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
240時間まで	無料	事業に要する費用の額から算定した事業費の3%	事業に要する費用の額から算定した事業費の5%
240時間超 360時間まで	無料	事業に要する費用の額から算定した事業費の5%	事業に要する費用の額から算定した事業費の10%
360時間超	無料	事業に要する費用の額から算定した事業費の10%	事業に要する費用の額から算定した事業費の30%
送迎加算(片道)	無料	540円/回×上記利用時間・所得区分に応じた負担率	
入浴加算	無料	1,000円/回×上記利用時間・所得区分に応じた負担率	

- ※ 利用者負担額に1円未満の端数がある時は端数を切り捨てた金額となります。
- ※ 利用者負担額は、事業者にお支払ください。(県立施設は、市にお支払となります。)
- ※ 事業に要する費用の額の目安は1時間あたり1,000円です。(早朝・夜間時間帯及び重症心身障害者の方の場合単価が異なります。詳しくは市にお問合せください。)
- ※ 食費等実費負担がかかる場合がありますので、契約の際に事業者にご確認ください。
- ※ 障がい福祉サービスの利用料とは別料金です。
- ※ サービスの利用時間が年間240時間・360時間を超える場合は、事前に市に申請が必要です。
- ※ 早朝・夜間時間帯の利用については、緊急時の対応としているため、年間10時間が限度です。(早朝・夜間時間帯=6時~8時及び18時~22時)

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-3 訪問入浴サービス事業



◆ **事業内容**

家庭における入浴または他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。

◆ **対象者**

在宅の重度身体障がい者の内、自立支援給付の居宅介護による家庭での入浴が困難と認められ、医師により入浴が可能であると認められている場合

※介護保険によるサービスを受けている方は対象外です。

◆ **事業の実施方法**

市委託の事業者

◆ **利用回数**

原則、週1回

◆ **利用料**

原則、1割負担

◆ **利用の申請**

- ・ 事業の利用希望者は、「甲斐市地域生活支援事業利用申請書」により申請してください。
- ・ 支給決定後、受給者証をお送りします。

◆ **申請に必要なもの**

- ・ 申請書(市の窓口にあります)
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・ 認印

※ 障がい福祉サービスを受給していない方は、訪問調査後、決定を行います。

◆ **窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）**

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-4 在宅重度身体障がい者住宅改修費の助成



日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という)を助成します。

なお、介護保険制度の住宅改修費の助成が受けられる場合は、そちらの助成が優先され、障がい者住宅改修費の助成は受けられません。

◆ 対象者

下肢、体幹または乳幼児以前の非進行性脳障害による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障がい者で、障害程度等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取り替えについては上肢障害2級以上の方)

難病患者であって、下肢または体幹機能に障がいのある方(15条指定医による意見書が必要です)

◆ 対象となる改修経費(新築の場合は、対象外です)

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 床段差の解消
- ・ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ・ 引き戸等への扉の取り替え
- ・ 洋式便器等への便器の取り替え

◆ 助成額

基準額 200,000円または見積額の内、低い方に次の公費負担割合を乗じた額

※基準額を超える差額分については、全額自己負担となります。

◆ 公費負担割合

区 分	割 合
生活保護世帯	100%
市民税非課税世帯で収入80万円以下	97%
市民税非課税世帯で上記以外	95%
市民税課税世帯で下記以外	90%
市民税所得割46万円以上	0%

交付決定前に改修を行うと助成対象になりません。
ご注意ください。

◆ 助成の申請

- ・ 必ず、改修する前に申請してください。(改修後では、助成が受けられません)
- ・ 申請には、「住宅改修費給付申請書」に必要書類を添付し、申請してください。
- ・ 申請書は、市窓口にあります。
- ・ 申請は、1世帯につき1回に限ります。
- ・ 賃貸住宅の場合は、住宅所有者の承諾が必要です。
- ・ 詳しくは、事前に福祉課へお問い合わせください。

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

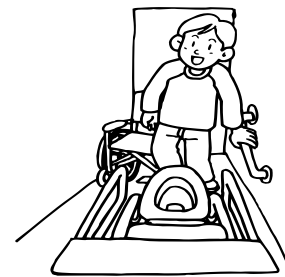
- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-5 在宅重度身体障がい者居室整備費の助成

山梨県では、在宅の重度心身障がい者の日常生活環境を改善するために、障がい者の専用居室等を整備する資金を助成しています。

助成額は、世帯の所得状況により決まります。

※ 介護保険制度の住宅改修費または「在宅重度身体障がい者住宅改修費の助成」(35ページ)が受けられる場合は、そちらの助成が優先され、不足分について助成されます。



◆ 対象者

次の条件をすべて満たしている方が申請できます。

- ・ 肢体不自由による身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの方
- ・ 年齢18歳以上の方(15歳以上18歳未満の方は、県との協議が必要になります)
- ・ 日常生活において常時介護を要する方
- ・ 前年度の所得税額が287,500円以下の世帯

◆ 申請の条件

次の条件をすべて満たしている場合に助成されます。

- ・ 障がい者の専用居室、浴室、便所等を改築または増築する場合(新築は対象外)
- ・ 市内に住んでいる障がい者またはその方と同居する方
- ・ 工事の延べ面積が50㎡以下であること
- ・ 以前に同一建物でこの助成を受けていないこと
- ・ 申請前に工事に着工していないこと

交付決定前に改修を行うと助成対象になりません。
ご注意ください。

◆ 対象となる費目等

費目	種目	㎡当り基準単価	基準面積	基準額	限度額
工事費	専用居室	68,600 円	13.24 ㎡	909,000 円	1,550,000 円
	浴室・便所	89,300 円	6.63 ㎡	592,000 円	
	玄関	68,600 円	2.00 ㎡	138,000 円	
	洗面所	89,300 円	2.00 ㎡	179,000 円	
	台所	89,300 円	8.93 ㎡	797,000 円	
	天井走行リフト			987,000 円	
設備費	洋式便器	(ロータンク)		67,000 円	450,000 円
	浴槽	(260リットル程度)		74,000 円	
	シャワーセット	(ハンドシャワー)		35,000 円	
	湯沸器	(7,000kcal/h)		86,000 円	
	浄化槽	(5人漕)		150,000 円	
	キッチンセット			404,000 円	
	その他の設備			150,000 円	

◆ 助成の申請

- ・ 必ず、改修する前に申請してください。(改修後では、助成が受けられません)
 - ・ 申請は、「居室整備費補助金協議書」に必要書類を添付し申請してください。
 - ・ 申請書は、市窓口にあります。
 - ・ 詳しくは、事前に市または中北保健福祉事務所福祉課へお問い合わせください。
- ※ 県の許可が出るまで、約1~2か月かかります。

◆ 窓口（協議書の提出、お問い合わせ等）

- 中北保健福祉事務所 福祉課 Tel:0551-23-3443
- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 Tel:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 Tel:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 Tel:0551-20-3650

6-6 車イスの貸出

市社会福祉協議会では、車いすを一時的に必要とされる方に貸出しをしています。

- ◆ **対象** 市内在住者で介護保険適用対象外の方
※要介護度等により貸出可能な場合がありますので、お問合せください。
- ◆ **利用料** 無料(貸出期間2週間以内)
- ◆ **申込みに必要なもの** 印鑑、身分が証明できるもの(運転免許証など)
※事前に空き状況を確認してください。
- ◆ **窓口(利用の申し込み、お問い合わせ等)**
 - 甲斐市社会福祉協議会 Tel:055-277-1122



6-7 福祉車両の貸出

市社会福祉協議会では、車イス用スロープ車を一時的に必要とされる方に貸出しをしています。

- ◆ **貸出基準**
市内在住の方で、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 身体障害者手帳を所有し、車イスを使用している方
 - ・ 介護を必要とする高齢者
 - ・ 傷病等により一時的に車イスを使用している方
 - ・ 上記に該当する方のご家族が介護のため使用するとき
- ◆ **利用料**
無料(燃料費は実費です。運転者は利用者が確保してください。)
- ◆ **申込みに必要なもの** 印鑑、運転免許証
※事前に空き状況を確認してください。
- ◆ **窓口(利用の申し込み、お問い合わせ等)**
 - 甲斐市社会福祉協議会 Tel:055-277-1122



※車いすは装備品ではありません。

6-8 声の広報

「甲斐市広報 甲斐」「甲斐市社協だより かがやき」を声の広報として録音し、CD(デジター形式)にしてご自宅にお届けします。

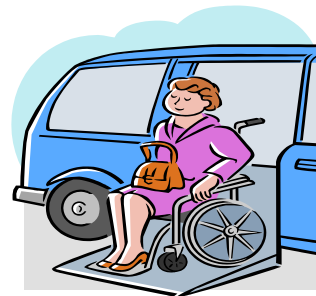
声の広報は、視覚に障がいがあり広報誌を読むことが困難な人のために、甲斐市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体がCDに吹き込みをしています。

- ◆ **対象者** 市内在住の視覚障がいのある方
- ◆ **窓口(利用の申し込み、お問い合わせ等)**
 - 甲斐市社会福祉協議会 Tel:055-277-1122



6-9 社会参加の促進

6-9-1 介助用自動車購入等の助成



車イス等を使用する在宅の重度身体障がい者や寝たきりの高齢者のために、介助者が自動車をリフト付き等に改造する経費、または既に改造された自動車を新規に購入する経費に対し助成します。

また、助成対象については、原則、改造する経費または自動車を新規に購入する経費に係る消費税が身体障がい者用物品として非課税のものに限ります。

◆ 対象者

次のいずれかに該当する方で、市内に住所を有し、その世帯の主たる生計維持者の前年の所得が当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。

- ・ 身体障害者手帳の1級または2級の方で、下肢機能障害または体幹機能障害により車イス等を使用している在宅の方
- ・ 「障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」に規定するランクBまたはランクCに該当する65歳以上の方で、車イス等を使用している在宅の方
- ・ 前掲に該当する方の介助者で、当該障がい者または高齢者と生計を一にする方

◆ 対象経費

- ・ 車イス等を使用する在宅の重度障がい者及び寝たきりの高齢者が容易に乗降できるよう自動車を改造する経費
- ・ 車イス等を使用する在宅の重度障がい者及び寝たきりの高齢者が容易に乗降できるよう既に改造された自動車(新車)を購入する経費であって、改造のない同型車輛購入費との差額部分(車両本体価格の差額)

◆ 助成金額

助成金基準額(60万円)と改造等に要した経費を比較し、どちらか少ない額に3分の2を乗じた額で限度額は40万円です。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 介助用自動車購入等助成金申請書(市窓口にあります)
- ・ 同意書(所得状況照会にかかる)
- ・ 自動車の見積(改造車の見積書と同車種の通常車輛の見積書各1通)
- ・ 住民票謄本
- ・ 世帯の所得状況等が確認できる書類
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転者の運転免許証
- ・ 自動車のカタログ等(改造車のもと同車種の通常車輛のもの各1通)
- ・ 認印

交付決定前に契約・購入等を行うと助成対象になりません。ご注意ください。

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-9-2 自動車改造費の助成

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を補助し、社会参加の促進を図ります。

なお、自動車の改造は交付決定後に行ってください。



◆ 対象者

この助成の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている方で次のいずれにも該当する方です。

- ・ 市内に住所を有する方で、上肢・体幹機能障がい者は1級または2級の方、下肢機能障がい者は3級以上の方
- ・ 主たる生計維持者の前年の所得が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方
- ・ 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方

◆ 対象経費

操向装置、駆動装置等を改造する経費が対象となります。

※ 自動車購入と同時に改造を行う場合も補助対象となります

◆ 補助の限度

補助は、費用の全額またはその額が10万円を超える場合は、10万円を限度とします。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者用自動車改造費助成申請書(市窓口にあります)
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自動車の改造費の見積書、カタログ
- ・ 運転者の運転免許証の写し
- ・ 車検証(すでに所有している車を改造する場合)
- ・ ローン、リースで車を所有している場合は契約書等(支払期間がわかるもの)
- ・ 世帯の所得状況等が確認できる書類
- ・ 認印

交付決定前に改造等を行うと助成対象になりません。ご注意ください。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-9-3 自動車運転免許取得費の助成

身体障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進します。



◆ 助成対象者

この助成の対象者は、次に掲げるすべてに該当する方です。

- ・ 市内に居住する方
- ・ 障がいの等級が1級または2級の方。ただし、体幹機能障害の場合は3級以上、下肢機能障害の場合は4級以上の方
- ・ 道路交通法施行規則第23条に規定する適性試験に合格した方

◆ 助成額

助成額は、自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2の額(限度額10万円)です。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者自動車運転免許取得費助成申請書
(市窓口にあります)
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転免許取得費の見積書(自動車教習所で発行したもの)
- ・ 適性検査結果表
※適性検査は、県警察本部運転免許課(南アルプス市の県運転免許センター内)で行います。
- ・ 認印

運転免許取得後では、助成は受けられません。
必ず、運転免許を取得する前に申請手続きを行ってください。

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-9-4 重度心身障がい者(児)等タクシー助成券の交付

在宅の重度心身障がい者(児)等の社会活動への参加を促進するため、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成します。



◆ 対象者

次のいずれかに該当される方

- ・ 身体障害者手帳が1級または2級の方
- ・ 療育手帳の障がい程度がAの方
- ・ 要介護老人(非課税世帯で介護慰労金の支給を受けている方に介護されている方)
- ・ 精神障害者保健福祉手帳が1級または2級の方
- ・ 身体障害者手帳の視覚障害3～6級に該当される方
- ※ 原則、施設入所者や自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は交付されません。
なお、年度途中で減免を受けなくなった場合、前車の処理によっては交付できる場合もありますので、お問い合わせください。
- ※ 減免の確認は、身体障害者手帳・療育手帳の備考欄に減免の証明印が押してあります。
- ※ 高齢者福祉タクシー・バス利用料金助成事業による助成を受けた人は除きます。

◆ 助成の内容

タクシー助成券(1枚630円/回)を月4枚、年48枚を上限に交付します。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 重度心身障がい者(児)等タクシー利用料金助成券交付申請書(市窓口にあります)
- ・ 障害者手帳
- ・ 認印
- ・ 身分証明書(代理人申請の場合)

◆ 助成券が使用できる事業所

○ 一般タクシー 山梨県タクシー協会加入店

○ 介護タクシー

(令和4年3月末現在)

No.	事業所等名称	住 所	電話番号
1	ケアサポート甲斐コアラ	甲斐市西八幡2297-7	055-269-9654
2	うえむら福祉キャブ	甲斐市西八幡4206-9 玉幡ハイツ105	080-7955-8341
3	介護タクシーはやて	甲斐市島上条1184-2	090-9846-2299
4	敷島介護福祉タクシー	甲斐市島上条758-4	080-2080-4320
5	サポートタクシーいんさぼらいふ	甲斐市富竹新田1282-1	080-5022-8202
6	ぎずな介護・福祉タクシー	甲斐市富竹新田2209-14	0120-323-623
7	介護タクシー かるがも	甲斐市竜王新町1355-5	055-269-8765
8	よつば介護タクシー	甲斐市竜王新町90-1	055-242-6130
9	一般社団法人 福寿会	甲斐市宇津谷4600-1コーポ笹本1F102	090-9353-3677
10	介護タクシーやわら	甲斐市西八幡2289 芦沢住宅	090-3312-4165
11	介護タクシーあさひ	甲斐市篠原523-2	055-267-8810
12	トータルケアサービス株式会社	甲府市富竹3丁目3-2レジデンス未来102	055-231-5202
13	ハートサービス株式会社	甲府市若松町6-27	055-288-0040
14	福祉タクシーコバヤシ	中央市山之神820-2	055-274-3003
15	介護タクシー ナカゴミ	甲府市音羽町2-38	055-252-9987
16	ライフサポート&ケアタクシー フォー有優	甲府市国母5-10-43	055-244-3968
17	サポートタクシー ふぁみりあ	甲府市山宮町1130-7	055-253-5310
18	みちるの介護タクシー	甲府市住吉5-25-32 I-SOHO-A	055-231-5311
19	(有)あいケアサービス	甲府市心経寺町470-1	055-266-8088
20	ゆむら福祉タクシー	甲府市千塚1-8-24	055-267-7266
21	さくら介護タクシー	甲府市池田3-10-28	055-242-6185
22	(有)オオノ 介護タクシーあい	甲府市天神町4-7	055-255-1027
23	かいごタクシーフラワー	甲府市湯村3-19-21	055-251-0582
24	介護タクシー愛ことば	甲府市富士見1-14-33	055-269-5631
25	いろはタクシー	南アルプス市飯野新田676	055-285-1900
26	(株)幸	南アルプス市寺部335-1	055-283-1353
27	(有)クリーン・トレード	北杜市明野町浅尾3180-1	0551-25-0053
28	市民介護福祉タクシー	中央市臼井阿原795-1	055-273-8341
29	介護タクシー アテンド・サービス	中央市山之神1156-101	055-273-7020
30	一宮福祉タクシー	笛吹市一宮町下矢作260-8	0553-47-3385
31	笛吹介護福祉タクシー	笛吹市御坂町下黒駒99	055-264-5070
32	(株)栄和交通	笛吹市春日居町別田361-1	0553-26-2344
33	介護タクシー さんぽ	笛吹市石和町広瀬130-6	055-288-9593
34	(株)ユウ企画	甲州市塩山上萩原208-1	090-4125-7077
35	ウェルサポート こいけ	西八代郡市川三郷町上野569	055-272-3933

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

○ 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287

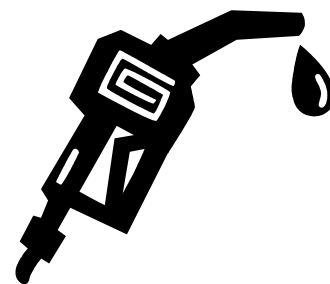
○ 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112

○ 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

6-9-5 山梨県心身障がい者自動車燃料費の助成

山梨県では、心身障がい者が使用する自動車(本人運転及び家族運転)の燃料費の一部を助成しています。

※二輪は対象となりません。



◆ 対象者

自動車税または軽自動車税の減免を受けている方もしくは本年度から減免を受けることができる方で、次のいずれかに該当する方。

- ・ 身体障害者手帳の総合等級が1級または2級の方
- ・ 療育手帳の障がい程度がAの方
- ・ 戦傷病者手帳の障がい程度が特別項症、第1項症または第2項症である方

◆ 対象期間

本年1月1日から12月31日まで。ただし、年度の途中で新たに減免の対象となった場合は、対象となった日の属する月の翌月1日から対象となります。

◆ 助成対象量

次のいずれか少ない数量です。

- ・ 上記対象期間(月数)× 50リットルで計算した量
- ・ 実際の購入量

◆ 助成額

助成対象量1リットル毎に、ガソリン40円、軽油18円を乗じた額。

◆ 請求の方法

- ・ 毎年1月頃に中北保健福祉事務所で受付会場を設け、請求を受け付けます。
- ・ 会場及び日程の詳細は、県公報、市広報でお知らせします。
- ・ 請求手続きは、年1度のみです。過年分は請求できません。

◆ 請求をするときに必要な書類等

- ・ 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか
※ 手帳に「減免申請済」と押印のあるもの
- ・ 認印
- ・ 車検証
- ・ 預金通帳
- ・ 対象期間分の自動車燃料費の領収書(請求者氏名が印字されているもの)及び購入量計算書または支払証明書(購入先給油店から証明を受けたもの)
- ・ 自動車税減免決定通知書(8ナンバーの車椅子移動車のみ)
※ 請求書、購入量計算書および支払証明書の用紙は、中北保健福祉事務所福祉課、甲斐市役所障がい者支援課、敷島・双葉支所市民地域課の各窓口にご用意してあります。

◆ 窓口(お問い合わせ等)

- 中北保健福祉事務所 福祉課 Tel:0551-23-3443
- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 Tel:055-267-7287

7 社会生活の適応訓練

7-1 地域活動支援センター事業

障がい者の地域生活を支援するため、日中の創作的活動または生産活動機会の提供、社会との交流の促進等を図ることを目的とした事業を地域活動支援センターで実施しています。



◆ 対象者

- ・ 身体、療育、精神の障害者手帳をお持ちの方
- ・ その他、特に市長がこの事業による支援が必要と認めた方（発達障がい児・者等）

◆ 利用の申請

- ・ 事業の利用希望者は、「甲斐市地域生活支援事業利用申請書」で申請してください。
- ・ 申請書は、市窓口にあります。
- ・ 支給決定後、受給者証をお送りします。

◆ 利用料

原則、無料。

ただし、利用する事業所が設定する登録料等は、自己負担となります。

◆ 地域活動支援センターの種類

基礎的事業(注1)に加え、以下の事業形態があります。

○ 地域活動支援センター事業 I型

相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉、地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいへの理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。

○ 地域活動支援センター事業 II型

機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施しています。

○ 地域活動支援センター事業 III型

障がい者の自立と社会参加を目的とした各種の作業活動を行っています。

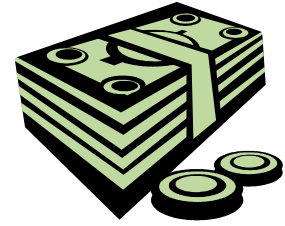
注1) 利用者に対して創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

◆ 窓口（利用の申し込み、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 自立支援係 新館1階⑫番窓口 Tel:055-267-7287

8 手当

8-1 特別児童扶養手当



身体または精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父母や養育者に支給されます。

◆ 手当てを受けることができない方

次の場合には手当ては支給されません。

- ・ 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住所がないとき
- ・ 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ・ 児童が、児童福祉施設等に入所しているとき

◆ 手当てを受けるための手続き

手当てを受けるには、窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

○ 必要書類

- ・ 特別児童扶養手当認定請求書
- ・ 請求者と対象児童を含む世帯全員の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 所定の診断書(手帳の等級によっては、診断書を省略できる場合があります)
- ・ 振込先口座申出書
- ・ 障害者手帳(所持している方)
- ・ 請求者の通帳
- ・ 同意書(課税状況照会にかかる)
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・ 認印

※ 甲斐市に転入してきた場合、申請月によっては、前住所地で所得額、控除額、扶養人数等の詳細が記載してある書類が必要となる場合があります。

○ 手当ての支払い

手当ては、県知事の認定を受けると、認定請求をした翌月分から、4月、8月、11月の年3回、支払月の前月分までの手当てが支払われます。

※ 11月は当月分までとなります。

○ 所得による支給制限

手当ての受給者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当ての支給が停止されます。

◆ 手当ての額

- ・ 手当ては、対象児童の数と等級に応じて支給されます。
- ・ 手当額は、全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

等級	障がい程度	月額 (R4.4月～)
1級	重度障がい児	52,400 円
2級	中度障がい児	34,900 円

◆ **手当を受けている方の届出義務**

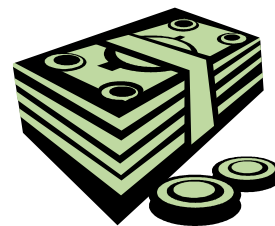
手当の受給者は、次のような届出義務があります。事由が生じた時はすみやかに窓口へ申し出てください。届け出の遅れ、届け出を怠った場合は、支給が遅れたり、受けることができなかったり、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

提出書類	こんな場合に提出していただきます
所得状況届	認定を受けている全ての方が、毎年8月11日から9月10日までの間に提出し、支給要件の審査を受けます。
額改定届	・支給対象児童が減少した場合 ・支給対象児童の障がい程度が軽減した場合
額改定請求書	・支給対象児童が増加した場合 ・支給対象児童の障がい程度が増進した場合
手当証書忘失届	手当証書を紛失した場合
継続認定請求書	児童の障がい程度についての認定の適正を期するため、必要に応じて定められた時期に診断書等を提出していただき、手当を受けてられるのか再判定を受けなければなりません。
資格喪失届	20歳到達時や施設入所などにより、受給資格がなくなった場合
その他の届	受給者や児童の住所・氏名が変わった場合など

◆ **窓口（手当を受ける手続き、お問い合わせ等）**

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

8-2 特別障害者手当



精神(知的を含む)または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

◆ 手当を受けないことができない方

次の場合は支給されません。

- ・ 障がい者支援施設等に入所しているとき
- ・ 病院等に継続して3か月以上収容されたとき

◆ 手当を受取るための手続き

手当を受取るには、次の書類を添えて請求の手続きをしてください。福祉事務所長の認定を受けることにより支給されます。

○ 必要書類

- ・ 特別障害者手当認定請求書
- ・ 請求者を含む世帯全員の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 所定の診断書(手帳の等級によっては、診断書を省略できる場合があります)
- ・ 所得状況届
- ・ 前年の年金受給額がわかるもの(受給している方)
- ・ 振込先口座申出書
- ・ 障害者手帳(所持している方)
- ・ 請求者の通帳
- ・ 同意書(課税状況照会にかかる)
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・ 認印

※ 甲斐市に転入してきた場合、申請月によっては、前住所地で所得額、控除額、扶養人数等の詳細が記載してある書類が必要となる場合があります。

◆ 手当の支払い

認定を受けると、認定請求をした翌月分から、2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

◆ 所得による支給制限

手当の受給者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当の支給が停止されます。

◆ 手当の額

月額 27,300円 (R4.4月～)

◆ 手当を受けている方の届出義務

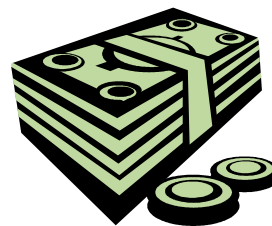
手当の受給者は、次のような届出義務があります。事由が生じた時はすみやかに窓口へ申し出てください。届け出の遅れ、届け出を怠った場合は、支給が遅れたり、受けることができなったり、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

提出書類	こんな場合に提出していただきます
所得状況届	認定を受けている全ての方が、毎年8月11日から9月10日までの間に提出し、支給要件の審査を受けます。
継続認定請求書	障がい程度認定の適正を期すため、定められた時期に診断書等を提出していただき、引き続き手当を受けられるのか再判定を受けます。
資格喪失届	施設入所や3か月以上の入院などにより、受給資格がなくなった場合
その他の届	受給者の住所・氏名が変わった場合など

◆ 窓口（手当を受取る手続き、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

8-3 障害児福祉手当



精神(知的を含む)または身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

◆ 手当を受けることができない方

- ・ 障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
- ・ 肢体不自由児施設等に入所しているとき

◆ 手当を受けるための手続き

手当を受けるには、次の書類を添えて請求の手続きをしてください。福祉事務所長の認定を受けることにより支給されます。(肢体不自由児の場合、原則満3歳をむかえての申請となります)

○ 必要書類

- ・ 障害児福祉手当認定請求書
- ・ 請求者と対象児童を含む世帯全員の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 所定の診断書(手帳の等級によっては、診断書を省略できる場合があります)
- ・ 所得状況届
- ・ 振込先口座申出書
- ・ 障害者手帳(所持している方)
- ・ 請求者の通帳
- ・ 同意書(課税状況照会にかかる)
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ・ 認印

※ 甲斐市に転入してきた場合、申請月によっては、前住所地で所得額、控除額、扶養人数等の詳細が記載してある書類が必要となる場合があります。

◆ 手当の支払い

認定を受けると、認定請求をした翌月分から、2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

◆ 所得による支給制限

手当の受給者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当の支給が停止されます。

◆ 手当の額

月額 14,850円 (R4.4月～)

◆ 手当を受けている方の届出義務

手当の受給者は、次のような届出義務があります。事由が生じた時はすみやかに窓口へ申し出てください。届け出の遅れ、届け出を怠った場合は、支給が遅れたり、受けることができなかつたり、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

提出書類	こんな場合に提出していただきます
所得状況届	認定を受けている全ての方が、毎年8月11日から9月10日までの間に提出し、支給要件の審査を受けます。
継続認定請求書	障がい程度認定の適正を期するため、定められた時期に診断書等を提出していただき、引き続き手当を受けられるのか再判定を受けます。
資格喪失届	20歳到達時や施設入所、3か月以上の入院などにより、受給資格がなくなった場合
その他の届	受給者の住所・氏名が変わった場合など

◆ 窓口(手当を受ける手続き、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

8-4 甲斐市心身障がい者(児)福祉手当



福祉の向上を図ることを目的として、心身障がい者(児)に福祉手当を支給しています。

◆ 手当てを受けることができる方

- ① 身体障害者手帳1級～4級の方
- ② 療育手帳A、Bの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
- ④ 障害基礎年金1級、2級が支給されている方
- ⑤ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の認定を受けているが、所得制限で支給対象外となっている方

◆ 手当てが支給されない方

- ・ 本人または保護者に市民税の所得割が課税されている方
- ・ 同一世帯に市民税所得割の課税額が46万円以上の方がいる場合
- ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当が支給されている方
- ・ 申請時、65歳以上の方(当該年度に65歳になる方を含む)
- ・ グループホーム等の施設に入所している方
- ・ 生活保護を受給しており、生活保護費に障害者加算が計上されている方

◆ 手当てを受けるための手続き

次の書類を添えて手続きをしてください。

- ・ 心身障害者(児)福祉手当認定申請書
- ・ 障害者手帳、障害年金証書のいずれか
- ・ 振込口座のわかるもの
- ・ 認印
- ・ 課税証明書(本年1月2日以降に甲斐市に転入してきた方のみ)

◆ 手当ての額

区 分			月 額
身体障害者手帳	1 級	2 級	1,500円
療育手帳		A	
精神障害者保健福祉手帳		1 級	
障害基礎年金		1 級	
身体障害者手帳	3 級	4 級	1,000円
療育手帳		B	
精神障害者保健福祉手帳		2 級	
障害基礎年金		2 級	
身体障害者手帳4級該当障がい児(18歳未満)			2,500円
療育手帳B2該当障がい児(18歳未満)			
特別児童扶養手当支給を、保護者以外の所得超過により制限されている方に養育されている対象障がい児で手当て等級1級の方			22,500円
特別児童扶養手当の支給を、保護者以外の所得超過により制限されている者に養育されている対象障がい児で手当て等級2級の方			15,000円
特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当の支給を、生計同一者の所得超過により制限されている方			6,500円

◆ 手当での支払い

手当では認定を受けると、申請をした翌月分から、7月・11月・3月の年3回に分けて支給されます。支給日(振込日)は、7月・11月・3月の最終水曜日です。

令和4年度の支給日 (振込日)	令和4.7.27(水)	令和4.11.30(水)	令和5.3.29(水)
--------------------	-------------	--------------	-------------

◆ 手当を受けている方の届出義務

手当での受給者は、次のような届出義務があります。事由が生じた時はすみやかに窓口へ申し出てください。

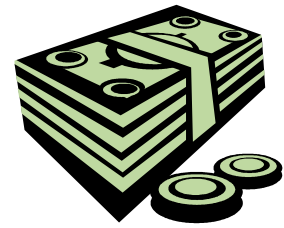
届け出の遅れ、届け出を怠った場合は、支給が遅れたり、受けることができなかつたり、手当てを返還していただくこととなりますのでご注意ください。

提出書類	こんな場合に提出していただきます
資格喪失届	転出、死亡等により受給資格がなくなった場合
変更届	受給者の住所・氏名・振込口座が変わった場合など

◆ 窓口（手当てを受ける手続き、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

8-5 児童扶養手当



児童扶養手当は、ひとり親家庭で満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している母親等が、一定以下の所得である場合に支給されます。

ただし、両親が揃っている場合でも父または母に一定の障がい(政令に定められたもの)がある場合は、支給の対象となります。

また、対象となる家庭の児童に一定の障がい(政令に定められたもの)がある場合は、児童が満20歳になるまで、手当を受給することができます。

◆ 支給額 (令和4年4月から)

月額 43,070円 ~ 10,160円 ※ 受給資格者の所得額などにより支給額が決定されます

◆ 手当を受けられることができる方

18歳に到達して最初の年度末(3月31日)まで。また、児童が特別児童扶養手当の受給対象の場合は、20歳に到達するまで児童扶養手当の対象となります。この場合、児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給できます。

○ 該当児童

次のいずれかの要件に該当し、養育者(父母以外でも養育者であれば対象)の所得が一定水準以下の場合に支給されます

- ・ 両親が離婚してひとり親家庭である(母子家庭・父子家庭)
- ・ 父、もしくは母が死亡した
- ・ 父、もしくは母が一定程度の障がいの状態にある
- ・ 父、もしくは母の生死が不明
- ・ 父、もしくは母に1年以上遺棄されている
- ・ 父、もしくは母が1年以上拘禁されている
- ・ 父、もしくは母が裁判所からのDV保護命令を受けている
- ・ 母が未婚のまま子どもを産んだ場合
- ・ 棄児

○ 支給対象外

- ・ 日本国内に住所がない
- ・ 里親に委託されているとき
- ・ 児童福祉施設に入所措置されているとき
- ・ 父、もしくは母と生計を同じくしているとき(父もしくは母が障がいの場合を除く)
- ・ 父、もしくは母が再婚し、その連れ子として養育されているとき

※法律上の届け出をせずに、実態として婚姻同様の生活を行なっている場合(いわゆる事実婚)も対象外となります。

◆ 手当を受け取るための手続き

手当の支給を受けるためには、認定の請求をする必要があります。

認定の請求は、認定請求書に必要書類を添えて下記窓口へ提出してください。

◆ 窓口 (手当を受ける手続き、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 子育て支援課 子育て支援係 本館1階②番窓口 TEL:055-278-1692
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

9 年金



9-1 障害基礎年金(国民年金)

◆ 給付の条件

国民年金に加入している人や、過去に加入していたことのある60～64歳の人が、病気やけがをして障がいが残ったとき、または20歳前の病気やけがによって障がい者になったときに受けられる年金です。

20歳後の傷病で障がいになった場合は、加入期間のうち、初診日の属する月の前々月までに3分の2以上の保険料納付期間(保険料免除期間、猶予期間等を含む)があるか、もしくは、初診日の前々月までの1年間に未納がないことが必要です。

20歳前の傷病で障がいになった人には、本人の所得による支給制限があります。

◆ 年金額(令和3年4月から)

[1級] 年額 972,250円(2級の1.25倍)

[2級] 年額 777,800円

※ 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子(障害等級1級または2級の障がい者は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

※ 障害者手帳の障がい等級と国民年金(厚生年金)障がい等級では、判断基準が異なるため、障害者手帳の交付が受けられても、障害年金の障がい程度には該当しない場合もあります。

※ 他の年金との調整がある場合もありますので、詳しくは事前にご相談ください。

◆ 窓口(年金を受ける手続き、お問い合わせ・ご相談等)

- 甲斐市役所 保険課 高齢者医療・年金係 新館1階①番窓口 TEL:055-278-1665
- 敷島支所 市民地域課 市民係 ①番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 市民係 1階②番窓口 TEL:0551-20-3650
- 竜王年金事務所(所在:甲斐市名取347-3) TEL:055-278-1105

9-2 障害厚生年金(厚生年金)

厚生年金に加入している方が、病気またはけがにより障がいが残った場合、障がいの程度に応じて支給されます。

※ 障害者手帳の障がい等級と厚生年金(国民年金)障がい等級では、判断基準が異なるため、障害者手帳の交付が受けられても、障害年金の障がい程度には該当しない場合もあります。

※ 他の年金との調整がある場合もありますので、詳しくは年金事務所へご相談ください。

◆ 窓口(年金を受ける手続き、お問い合わせ・ご相談等)

- 勤務先(お勤め先)
- 竜王年金事務所(所在:甲斐市名取347-3) TEL:055-278-1105

9-3 特別障害給付金



「特別障害給付金」は、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設された制度です。

◆ 対象者

1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（※1）
2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（※2）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※3）があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

（※1）国民年金任意加入であった学生とは、以下を目安としてください。

次の(1)又は(2)の昼間部在学していた学生（定時制、夜間部、通信を除く。）

- (1) 大学（大学院）、短大、高等学校および高等専門学校
- (2) また、昭和61年4月から平成3年3月までは、上記（1）に加え、専修学校及び一部の各種学校

（※2）被用者等の配偶者とは、以下の場合となります。

- (1) 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者の配偶者
- (2) 上記(1)の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者（通算老齢・通算退職年金を除く）の配偶者
- (3) 上記(1)の障害年金受給者の配偶者
- (4) 国会議員の配偶者
- (5) 地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月以降）

（※3）障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

◆ 支給額（令和3年度）

[1級] 月額 52,300円（2級の1.25倍）

[2級] 月額 41,840円

※ 本人の所得や老齢年金等の受給状況によって支給制限となる場合があります。

◆ 窓口（年金を受ける手続き、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 保険課 高齢者医療・年金係 新館1階⑭番窓口 TEL:055-278-1665
- 竜王年金事務所(所在:甲斐市名取347-3) TEL:055-278-1105

9-4 心身障害者扶養共済制度



この制度は、心身障がい者(児)の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に毎月一定の掛金を納付することにより保護者が死亡、または身体に著しい障がい有ることになったときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給するという任意の保険制度です。

◆ 実施主体

山梨県

◆ 加入要件

知的障がい者(児)、1～3級の身体障害者手帳を所持する者(児)、または精神・身体にそれと同程度の永続的な障がいがある心身障がい者(児)の保護者であって、次の要件を満たしている方。

なお、1人の心身障がい者について2口まで加入できます。

- ・ 山梨県内に住所があること
- ・ 当該年度4月1日現在65歳未満であること
- ・ 特別の病気や障がいがなく生命保険契約の対象となる健康状態であること

◆ 加入方法

加入の申し込みは、保護者の住所地の市町村で行うことができます。次の書類を添えて申し込みしてください。

- ・ 加入等申込書
 - ・ 保護者と障がいのある方の住民票
 - ・ 申込者告知書(保護者の健康状態を告知する書類)
 - ・ 障がい証明書(身体障害者手帳、療育手帳等障がいの程度を証明できる書類など)
 - ・ 年金管理者指定届書(障がいのある方が年金を管理することが困難なとき)
 - ・ 年金管理者の住民票または戸籍抄本
- ※ 障がい証明は、児童相談所、障害者相談所等で行ってください。施設入所者は、施設長の証明で結構です。また、療育手帳所持者、身体障害者手帳所持者、障害福祉年金受給者、特別児童扶養手当受給者は、市町村長の証明で結構です。

◆ 掛金

加入者の加入時の年齢に応じた掛金、2口まで加入できます。

◆ 給付内容

○ 年金の支給

加入者が死亡したり重度障がいになったときは、残された心身障がい者に毎月1口あたり20,000円の年金が終身にわたって支給されます。

○ 弔慰金等の支給

加入者より先に障がい者が死亡した時は、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

また、5年以上加入した後、この制度から脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。

◆ 窓口(加入の手続き、お問い合わせ等)

- 山梨県福祉保健部 障害福祉課 TEL:055-223-1460
- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

10 医療

10-1 自立支援医療費(更生医療・育成医療)



更生医療

更生医療とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療の一部を助成する制度です。

更生医療の対象となる医療は、臨床症状が消退し、永続するようになった「障がいそのもの」を対象とした医療でなければなりません。

また、更生医療を受けるには、身体障害者手帳を所持していることが条件になります。

育成医療

育成医療とは、18歳未満で身体に障がいや病気があり、治療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患のある児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できると認められる児童に対して、医療費の一部を助成する制度です。

◆ 医療の主な例

心臓手術(心室心房中隔の手術、ペースメーカー埋込み手術など)、人工透析療法、じん移植手術、肝臓移植手術、抗HIV療法、関節形成手術、角膜移植手術、外耳形成手術、唇顎口蓋裂による歯科矯正治療 等

◆ 医療費の自己負担額

原則1割負担ですが、世帯の所得に応じた毎月の負担上限額が設定されます。所得によっては、医療費の助成を受けられない場合があります。

対象者は、医療費について毎月の負担上限額まで支払い、負担上限額以外の医療費は、公費で負担します。

※ 食事療養費、入院雑費等公費負担の対象外(保険適用外)のものは、自己負担となります。

○ 月額自己負担上限額

生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯(所得割額)		
	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	一定所得以上
	80万円以下	80万円超	33,000円未満	33,000円以上 235,000円未満	235,000円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限月額は医療保険の 自己負担限度額		公費負担の対象外
			「育成医療」経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			「重度かつ継続」		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	「重度かつ継続」経過措置 負担上限額 20,000円

- ・ 世帯とは、対象者と同じ医療保険に加入している方全員です。
- ・ 「重度かつ継続」に該当する方は、腎臓機能障害・免疫機能障害・小腸機能障害の方、または心臓、肝臓移植後の抗免疫療法の医療を受けている方などです。
- ・ 身体障害者手帳1級～3級の方は、重度心身障がい者医療費助成(57ページ)もありますのでご確認ください。(重度心身障がい者医療費助成の認定には、所得制限があります)
- ・ 経過措置は、令和6年3月31日までの特例です。

◆ 申請に必要な書類・場所

必要書類	自立支援医療費(更生・育成)支給認定申請書
	医師の意見書(県知事が指定した医療機関の指定医師が作成したもの)
	同意書(課税状況照会等にかかる同意書)
	医療保険証の写し ・ 申請者と同じ保険に加入しているご家族全員 ・ 申請者と家族の保険の種類が違う場合は、申請者の保険証写しのみ
	特定疾病療養受療証の写し(人工透析療法の場合)
	身体障害者手帳(更生医療は必ず必要、育成医療は持っている方のみ) ・ 同時に身体障害者手帳の交付申請をする場合は必要ありません。
	世帯の所得状況等が確認できる書類 ・ 申請者が障害年金や遺族年金等を受給されている場合は、その金額がわかる振り込み通知書もしくは振り込み通帳の写し ・ 本年1月2日以降に甲斐市に転入された方は、前住所地の課税・非課税証明書(市町村民税所得割額が記載されているもの)が必要です。 マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ その他

- ・ 事前申請(入院や手術、治療を開始する前)が原則です。
- ・ 指定医療機関(病院)とご相談の上、治療開始予定日前に必ず申請してください。
- ・ 申請後、受給者証が交付されるまで、約2か月の期間がかかります。
- ・ 身体障害者手帳と同時申請の場合は、手帳の交付後に受給者証が交付されます。
- ・ 申請後、交付される受給者証を通院の際に窓口へ提示することで、医療費が軽減されます。
- ・ 受給者証の有効期間は、医療の内容により3か月～1年以内です。
- ・ 人工透析療法等(有効期間1年)の方の更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。
有効期限を確認し、期限終了前に必ず更新手続きをしてください。

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

10-2 自立支援医療費(精神通院医療)



「心の病」をお持ちの方に対して、継続的に適切な医療行為を受けていただくため、通院医療費の9割を公費と医療保険で負担し、指定医療機関(県知事が指定した医療機関)における医療費の自己負担分を軽減する制度です。

◆ 医療費の負担(自己負担)

精神科等の指定医療機関でかかった通院の医療費(診察・デイケア・訪問看護も含む)及び処方された薬代について、自己負担が1割になります。ただし、世帯の所得に応じて月額の上限負担額が設定されます。

○ 月額自己負担上限額

生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯(所得割額)			
	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	一定所得以上	
	80万円以下	80万円超	33,000円未満	33,000円以上 235,000円未満	235,000円以上	
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限月額は医療保険の 自己負担限度額		公費負担の対象外	
			「重度かつ継続」			「重度かつ継続」経過措置
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円	

- ・ 世帯とは、対象者と同じ医療保険に加入している方全員です。
- ・ 「重度かつ継続」に該当する方は、統合失調症、そううつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等) などです。
- ・ 経過措置は、令和6年3月31日までの特例です。

◆ 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書
 - ※ 治療等を受ける医療機関・調剤薬局は原則各1箇所です。
- ・ 診断書(県知事が指定する医師が作成した専用用紙のもの)
- ・ 同意書(課税状況照会にかかる)
- ・ 保険証の写し
- ・ 障害年金や遺族年金等を受給されている方は、金額がわかるもの(1~6月に申請する場合は前々年分、7月~12月に申請する場合は前年分)
- ・ 本年1月2日以降に甲斐市へ転入された方は、前住所地の課税・非課税証明書(市町村民税所得割額が記載されているもの)が必要です。
- ・ マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)

◆ その他

- ・ 交付される受給者証を通院の際、窓口に掲示してください。医療費が軽減されます。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方は、重度心身障がい者医療費助成(57ページ)もありますのでご確認ください。(重度心身障がい者医療費助成の認定には、所得制限があります)
- ・ 申請後、受給者証が交付されるまで、約2か月の期間がかかります。
- ・ 受給者証の有効期間は1年です。更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。
- ・ 有効期限を確認し、期限終了前に必ず更新手続きをしてください。

◆ 窓口(申請書の提出、お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

10-3 重度心身障がい者医療費助成(重度医療)

重度の心身障がい者(児)が、通院及び入院をした時の保険診療費の自己負担分を助成します。

◆ 対象者

次のいずれかの要件を満たす方が対象です。(所得制限があります)

- ・ 身体障害者手帳1級～3級の方
- ・ 療育手帳Aの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
- ・ 障害基礎年金1級・2級を受給している方
- ・ 特別児童扶養手当1級・2級受給者の対象児童



◆ 申請に必要なもの

- ・ 重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証交付申請書
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳等 障がいの程度を証明するもの、障害基礎年金1級・2級を受給している方は、障害年金証書の写し及び年金振込通知書等
 - ・ 受給対象者の保険証
 - ・ 認印
 - ・ 受給対象者の預金通帳または口座がわかるもの
 - ・ 同意書
 - ・ 世帯の所得状況等が確認できる書類
- ※ 甲斐市に転入してきた場合、前住所地で所得額、控除額、扶養人数等の詳細が記載してある書類が必要となります。
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方のみ)

◆ 助成の方法

○ 窓口無料方式「18歳以下(高校生まで)」

医療機関等で診療を受ける場合は、「重度心身障がい児医療費助成金受給資格者証」と「保険証」を提示してください。

また、他の公費負担制度(自立支援医療等)を受給している場合は、その受給者証も併せて医療機関等の窓口で提示してください。自己負担分が、窓口無料により助成されます。

○ 自動還付方式「上記以外の方」

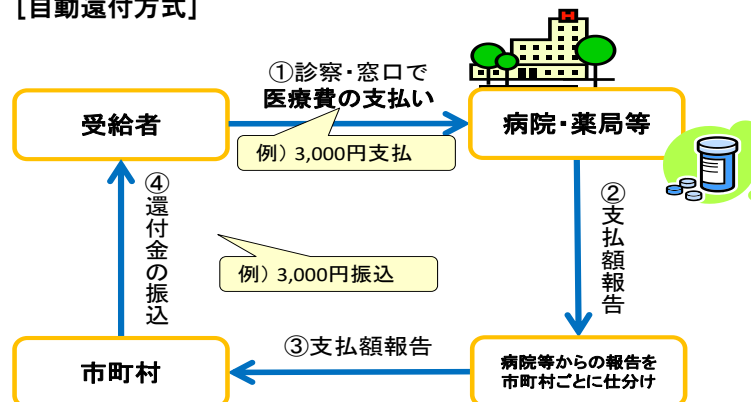
医療機関等の窓口でいったん医療費を支払っていただきますが、3か月程度で自動的に口座に支払った医療費と同等の助成金が振り込まれます。

医療機関等で診療を受ける場合は、「重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証」と「保険証」を提示してください。

また、他の公費負担制度(自立支援医療等)を受給している場合は、その受給者証等も併せて医療機関等の窓口で提示してください。

※医療機関等から市への支払額報告が遅れますと、助成金の振り込みが3か月程度以上の日数を要しますのでご了承ください。

[自動還付方式]



○ 窓口無料、自動還付とならず「償還払い」となる場合

次の場合は、医療費の助成方法が窓口無料や自動還付になりません。いったん医療機関等の窓口で自己負担分を支払い、領収書と受給者証を持参のうえ障がい者支援課または各支所市民地域課の窓口へ申請してください。

- ・ 重度医療の「医療費助成金受給資格者証」と「保険証」を提示しなかった場合
- ・ 県外の医療機関等を受診した場合
- ・ 保険給付において療養費払い(柔道整復師等から施術を受けたときなど)のもの
- ・ 国民健康保険の資格証明書により受診した場合
- ・ 一部の国民健康保険組合加入者(窓口無料の方)
- ・ 受診後すぐに医療費を支払わず、遅れて支払した場合(自動還付の方)
- ・ 入院時の食事代(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象)

◆ 更新の手続き

- ・ 受給資格者証の有効期間は1年間のため、毎年11月1日を基準に更新されます。
- ・ 障がいの内容や所得状況を確認し、対象者には、毎年10月下旬に受給者証を送付します。ただし、所得の未申告者へは送付できませんので、毎年必ず申告(住民税等)をしてください。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

10-3-1 重度心身障がい者医療費(重度医療)貸与制度

重度心身障がい者医療費助成(自動還付方式)を受けている方が、いったんの医療費の支払が困難な場合であっても、安心して適切な診療等が受けられるよう、必要な資金を貸与する制度です。

県の貸与制度ですが、申し込みは市の障がい福祉担当窓口となっています。



◆ 貸与金を借りることができる方

重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証の交付を受けている方

※この貸与金の返済が滞っている方は、新たに借りることはできません。

◆ 内容及び条件等

- (1) 申請窓口 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 ・ 各支所 市民地域課 福祉健康係
- (2) 申請期間 受診予定月の前々月11日から前月10日まで
※ただし、事情により上記期間を過ぎての申請も受け付けます。
- (3) 申請方法 受給者の署名による申請(実印、印鑑登録証明書は不要です)
※ただし、事情により代理申請等も可能です。
- (4) 貸与方法 1か月の医療費を貸与
※ただし、県外の医療機関等の診療や柔道整復師等の保険診療の対象となる療養を受ける場合は対象になりません。
- (5) 貸与限度額 高額療養費制度の自己負担限度額
※ただし、特に理由がある場合は上限10万円まで(貸与額は千円単位)
- (6) 連帯保証人 不要
- (7) 貸与利子 無利子
- (8) 償還方法 借りたお金で医療費を支払うことにより、医療費助成金から直接償還(返済)
- (9) 償還期限 診療月の4か月後の末日

○この制度で借りたお金は、医療費以外に使うことはできません。

◆ 申請に必要なもの

- (1) 本人確認書類(障害者手帳、運転免許証、健康保険の被保険者証等)
- (2) 重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証
- (3) 200円分の収入印紙(貸与申請額が1万円未満の場合は不要)
- (4) 重度心身障がい者医療費助成金の振込口座の通帳または口座がわかるもの
- (5) 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方のみ)
※ ・その他、直近の月の医療費領収書
・代理申請等の場合は、事前に下記へお問い合わせください。

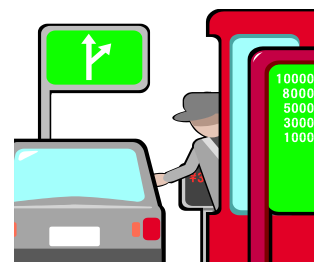
◆ 窓口(お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650
- 山梨県 福祉保健部 障害福祉課 TEL:055-223-1460

11 交通

11-1 有料道路割引制度

「身体障がい者が自ら運転する場合」、または「重度の身体障がい者もしくは重度の知的障がい者が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。



◆ 対象となる方

○ 障がい者本人が運転される場合

身体障害者手帳所持者すべてが対象になります。

○ 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗される場合

身体障害者手帳1種または療育手帳A判定者を介護運転の方が対象になります。

なお、障がい者本人が乗車されていない場合、割引の対象にはなりません。

◆ 申請（提出書類）

手帳での割引の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者本人の身体障害者手帳又は療育手帳・ 登録申請をする自動車の自動車検査証・ ローン、リースの場合は、契約書等（支払期間がわかるもの）・ 障がい者本人の運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
ETC利用での割引の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者本人の身体障害者手帳又は療育手帳・ 登録申請をする自動車の自動車検査証・ ローン、リースの場合は、契約書等（支払期間がわかるもの）・ 障がい者ご本人の運転免許証（障がい者本人が運転する場合）・ ETCカード（障がい者本人名義に限り）・ 「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」等登録を申請する自動車に付けられたETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類等

※ 未成年の重度の障がい者で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義のETCカードも対象となります。

※ ローン等が完済している場合は、車検証の所有者名が個人名義のものに限り。

※ ローン、リース以外で、車検証の「所有者名」又は「使用者名」が法人名になっているもの（法人名義の自動車を個人的に利用している場合も含む）は、割引制度の対象外です。

※ 有効期限内の更新であって、前回申請時に登録された情報から変更がなければ「ETCカード」、「ETC車載器セットアップ申請書・証明書」は不要です。

※ 割引を受けられる車は、事前に登録された1台に限ります。

◆ ご利用方法

※ 障害者手帳に証明印を押印しますので、有料道路をご利用の際、手帳を提示してください。

※ ETCを利用する場合も、有料道路を利用する際は、障害者手帳を持参してください。

◆ 有効期限

・ 新規、変更の申請の方は、手続きを終了した日から2回目の誕生日まで

・ 更新の申請の方は、手続きを終了した日から3回目の誕生日まで

※ 有効期限の2か月前から更新申請ができます。

※ 更新連絡（通知等）はありません。期限切にならないよう手帳の証明印日付にご注意ください。

・ 誕生日をもとにした割引有効期限より前に手帳の有効期限がくる場合は、手帳の有効期間が割引有効期限となります。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

○ 有料道路ETC割引登録係 TEL:045-477-1233(受付時間:平日 午前9時～午後5時)

○ 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287

○ 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112

○ 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

11-2 旅客鉄道(JR)運賃の割引



身体障がい者及び知的障がい者とその介護者は、JR線について次の割引が適用となります。

割引を申し出る際は、障害者手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの)が必要となります。

なお、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の要請がありましたら提示ください。

詳しくは、JR東日本テレフォンセンターへお問い合わせください。

◆ 種類と割引

○ 第1種

各種交通機関を利用する際、障がい者ご本人と介護者(付添い)のどちらも割引適用となるもの

○ 第2種

各種交通機関を利用する際、障がい者ご本人のみ割引適用となるもの

◆ 割引乗車券の種類及び割引率

対 象	割引対象乗車券類	割引率	内容
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券は、JR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます)		私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券		片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)。

※ JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※ 障がい者と介護者が一緒に利用する場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めください。

◆ お問い合わせ等

○ JR東日本お問い合わせセンター TEL:050-2016-1600

11-3 バス運賃の割引



11-3-1 路線バスの割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は、割引制度があります。路線バスをご利用される時(乗降時)に、手帳を提示してください。

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・ 第1種身体障害者・第1種知的障害者・12歳未満の第2種身体障害者・精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方の介護者

◆ お問い合わせ等

- 山梨交通 バス事業部 業務課 TEL:055-223-0821

11-3-2 甲斐市民バスの割引

市内8路線で甲斐市民バスが運行しています。障害者手帳所持者は、運賃が半額になります。小学生未満は、大人1人につき2人まで無料。※1歳以下のお子さんは無料となります。買物、通院、通勤・通学など、お出掛けの際はご利用ください。



◆ 路線 ※全路線、年末年始は運休。

各路線の経由・発着時間等の詳細な内容は、お問い合わせください。

- 1) 山梨交通敷島営業所～山梨大学医学部附属病院線【月～金曜日運行】
- 2) 竜王～双葉線(竜王駅⇄竜王地区経由⇄ラザウオーク)【水・日曜日のみ運行】
- 3) 敷島～双葉線(竜王駅⇄さつきの団地・響が丘経由⇄ラザウオーク)【火・土曜日のみ運行】
- 4) 敷島～双葉線(竜王駅⇄長塚・敷島支所・敷島団地経由⇄ラザウオーク)【火・土曜日のみ運行】
- 5) 敷島北部線(平見城・下福沢方面)【月・火・木・金曜日のみ運行】
- 6) 敷島北部線(大明神・安寺方面)【月・火・木・金曜日のみ運行】
- 7) 敷島北部線(清川⇒獅子平⇒敷島中学校⇒敷島仲町)【月～金曜日運行】※祝日運休
- 8) 双葉北部線(ラザウオーク⇄駒沢・菖蒲澤・双葉東小経由⇄ラザウオーク)【月・土曜日のみ運行】

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

◆ 割引運賃

上記、障害者手帳を運転手に提示(降車時)した場合に割引となります。

- ・ 1回 200円 ⇒ 100円
- ・ 1日乗車券 500円 ⇒ 250円
- ・ 1か月定期券 5,000円 ⇒ 2,500円
- ・ 回数券(11枚綴) 2,000円 ⇒ 1,000円

◆ お問い合わせ等

- 甲斐市役所 経営戦略課 経営企画係 本館3階⑨番窓口 TEL:055-278-1678

11-4 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者の方は、タクシー運賃の割引制度があります。



◆ 対象者

県内に住所を有し、身体障害者手帳または療育手帳の所持者が、単独または介添人と乗車区間を同一にし、かつ身体障害者手帳または療育手帳を提示した場合に、運賃割引となります。

◆ 割引率

割引率は1割引です。(メーター器表示額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額)

※ 高速料金、駐車料金は、割引の対象になりません。

◆ 利用の方法

山梨県タクシー協会加盟のタクシーをご利用される時に、手帳を提示してください。

◆ お問い合わせ等

○ 山梨県タクシー協会 TEL:055-262-1212

11-5 国内航空運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳所持者は、国内航空運賃の割引制度があります。



◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳または 精神保健福祉手帳所持者の本人及び介護者(1名)

◆ 年齢要件 12歳以上

◆ 割引率 航空会社によって割引率が異なりますので事前に各航空会社にご確認ください。

◆ 利用の方法(手続き)

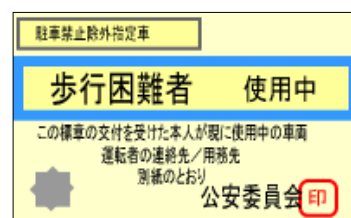
・身体障害者手帳所持者は、航空券販売窓口にて、身体障害者手帳を提示してください。

※ ご注意 (療育手帳の方)

療育手帳所持者は、事前に市福祉事務局長が割引対象者である旨を療育手帳に証明した場合に限りますので、ご注意ください。(療育手帳に「証明印」が押印してあることが必要になります。)

11-6 駐車禁止規制の適用除外

身体障害者手帳の交付を受けていて、歩行困難な者が使用する車両については、駐車禁止の規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けることができます。ただし、対象となる場所は公安委員会の指定した駐車禁止場所に限られます。



標章サンプル

◆ 対象

障がいの区分		身体障害者手帳所持者	戦傷病者手帳所持者	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症	
	聴覚障害	2級及び3級		
	平衡機能障害	3級		
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症	
	下肢不自由	1級から4級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	/
		移動機能	1級、2級及び3級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症	
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能			
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	/		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級			
療育手帳	重度知的障がい者(A - 1、A - 2a、A - 2b、A - 3)			
精神障害者保健福祉手帳	1級の障がいを有するもの			
小児慢性特定疾患児手帳	疾患の状態の程度が色素性乾皮症に限る			

◆ 制限

次のような駐車は、許可されません。

- ・ 交通に危険を生じ、または交通を著しく阻害する時間帯・場所での駐車
- ・ 目的地での用務内容からみて必要以上に長時間の駐車
- ・ 駐車方法違反となる場所(時間制限駐車区間の枠外等)での駐車

◆ 手続に必要なもの

- ・ 該当する障害者手帳の写し
 - ・ 住民票(個人番号が記載されていないもの)の写し(発行から3か月以内のもの)
 - ・ 申請代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの
 - ・ 認印
- ※詳細は、下記にお問い合わせください。

◆ 申請窓口(申請の手続き、お問い合わせ等)

- 甲斐警察署交通課 TEL 0551-20-0110 (所在地) 甲斐市志田670

11-7 やまなし思いやりパーキング制度

「やまなし思いやりパーキング制度」は、障がいのある方や高齢の方、妊産婦、けが人などで、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者には、施設の駐車場に利用証を持った方が駐車できる「思いやり駐車区画」の適正利用を図るため協定を締結して協力をお願いします。

対象者には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付しています。



「思いやり駐車区画」の案内標識

◆ 駐車場の利用証

- ・ 「思いやり駐車区画」を利用する際には、利用証を自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示してください。
- ・ 利用証は、対象となる方が運転、または同乗している場合に利用できます。
- ・ 利用証は2種あり、緑色が5年間有効、橙色(次ページ参照)が交付要件に該当する期間です。

◆ 利用証の申請手続き

- ・ 申請書は、市窓口を用意されているほか、山梨県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ・ 次ページ一覧に記載される確認書類を申請時に提示してください。
- ・ 申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。
- ・ 原則、利用証は即日交付します。
- ・ 代理申請も可能ですが、その場合は代理人の方の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)の提示が必要となります。
- ・ 郵送・FAXでの申請は、県障害福祉課に申請書と確認書類の写しを送付してください。

◆ 利用イメージ



◆ 利用できる駐車場

- ・ 「思いやり駐車区画」の案内標識が掲示されている駐車場です。
- ・ 山梨県障害福祉課のホームページで確認できます。

12 税金



12-1 所得の申告

1月1日(賦課期日)現在、甲斐市にお住まいの人、または住んでいた人は、前年中の所得についてその年の3月15日までに市役所に個人住民税の申告をしていただく必要があります。

この申告は、個人住民税(市・県民税)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・障がい福祉サービス等の算出の資料となるとともに、各種税証明の基になる大切なものです。

◆ 申告が必要な人

1月1日(賦課期日)現在、市内に住所がある人(あった人)は、原則として申告書を提出しなければなりません。

※ 収入がない場合でも、「収入がなかった旨」の申告が必要です。

◆ 申告が必要でない人

次に該当する人は申告の必要はありません。

- 所得税の確定申告をした人
- 前年中の所得が給与または公的年金のみの人(注1)

(注1) 前年中の所得が給与または公的年金のみの方は、支払者から給与支払報告書または公的年金支払報告書が市に提出されるため、原則申告する必要がないことになっていますが、支払報告書の提出が確認できない場合には、ご本人に申告していただく必要があります。

また、年末調整や年金機構で行う扶養状況の調査で、障がいの有無を申告していない場合は、障害者控除を受けるために申告が必要となることもあります。

◆ 申告のとき必要になるもの

- ・ 印鑑
- ・ 前年中の所得がわかるもの(給与所得や年金等所得の場合は、源泉徴収票。事業所得や不動産所得の場合は、収支内訳書)
- ・ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・ 前年中に支払った社会保険料(国民健康保険、国民年金等)の金額を証明する書類
- ・ 本人やご家族が障がい者の場合はその手帳の写しなど
- ・ 医療費控除をされる人は、医療費控除の明細書(税務署の様式に記載したもの)
- ・ 寄附金税額控除を申告する場合、寄附先が発行した「受領証明書」
- ・ マイナンバーの確認ができる書類(マイナンバー通知カード、マイナンバーカードなど)
- ・ 本人確認書類(免許証や健康保険証など)

◆ 窓口(お問い合わせ等)

- 所得税の確定申告に関すること

甲府税務署 TEL:055-254-6105

- 個人住民税(市・県民税)に関すること

甲斐市役所 税務課 市民税係 本館1階③番窓口 TEL:055-278-1663

敷島支所 市民地域課 市民係 ①番窓口 TEL:055-277-3112

双葉支所 市民地域課 市民係 1階②番窓口 TEL:0551-20-3650

勤務先(お勤め先)

12-2 所得税・市県民税

納税義務者本人が障がい者もしくは同一生計配偶者や扶養親族が障がい者の場合、障がいの程度により、次の額が所得から控除されます。また、合計所得金額が135万円以下の場合、市・県民税が非課税となります。

区分	同居 特別障害者控除	特別障害者控除	障害者控除
		身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	
所得税	75万円	40万円	27万円
市・県民税	53万円	30万円	26万円

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 甲府税務署 TEL:055-254-6105
- 甲斐市役所 税務課 市民税係 本館1階③番窓口 TEL:055-278-1663
- 敷島支所 市民地域課 市民係 ①番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 市民係 1階②番窓口 TEL:0551-20-3650
- 勤務先（お勤め先）

12-3 相続税

障がい者の方が、相続により財産を取得したとき、85歳になるまでの年数に次の額を乗じた額が相続税から差し引かれます。

身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級
20万円	10万円

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 甲府税務署 TEL:055-254-6105

12-4 贈与税

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方のために、信託銀行に財産を信託した場合、「障害者非課税信託申告書」を提出すると、6,000万円を限度に贈与税が非課税になります。

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 甲府税務署 TEL:055-254-6105

12-5 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

身体障がい者等(身体・療育・精神の手帳を所持している方。以下同じ)の積極的な社会活動の一助となるよう、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免になります。

減免申請には、4月1日現在、または登録時に下記条件を満たしている必要があります。対象は、障がい者お一人に対し1台に限ります。



◆ 減免の対象となる場合

自動車を誰が運転するのかわによって、次の3つに区分されます。

	申請の区分		
	本人運転	家族運転	常時介護者運転
所有者	障がい者本人	障がい者本人または同居の生計同一者	障がい者本人または同居の生計同一者
使用者	障がい者本人	障がい者本人または同居の生計同一者	障がい者本人または同居の生計同一者 常時介護者
運転者	身体障がい者本人が運転する場合	身体障がい者等と住居及び生計を一にする方が運転する場合	身体障がい者等(*)を常時介護する方が運転する場合 (*)「障がい者のみの世帯(単身世帯を含む)」または「70歳以上の方若しくは未成年と障がい者のみで構成される世帯」
減免申請する自動車を、専ら身体障がい者等の通学、通院、通所または生業(通勤を含む)のために週3日以上若しくは総使用日数(走行距離数)の50%以上使用していることが必要です。			

※ 重度心身障がい者タクシー助成券(39 ページ)の交付を受けている場合は、対象になりません。

◆ 減免の対象となる身体障がい者等の等級

減免の対象となる障がい者の範囲				
区分	本人運転		家族運転 常時介護者運転	
	身体障 害者 手帳	視覚障害	1級～4級	
聴覚障害		2級・3級		
平衡機能障害		3級		
音声機能障害		3級 ※ 喉頭摘出による音声機能障害のみ	—	
上肢不自由		1級・2級		
下肢不自由		1級～6級 ※7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする	1級～3級	
体幹不自由		1級～3級・5級		
乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害		上肢機能	1級・2級	
		移動機能	1級～6級	1～3級
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害		1級・3級		
免疫・肝臓機能障害	1級～3級			
療育手帳	—	障がいの程度A		
精神障害者保健福祉手帳	—	1級かつ自立支援医療(精神通院)の受給者証の交付を受けている者		

◆ 減免申請時に必要な書類

必要な書類	自動車税・自動車取得税		軽自動車税	
	本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転 常時介護者運転
減免申請書	●	●	●	●
身体障害者手帳	●	●	●	●
療育手帳	—	●	—	●
精神障害者保健福祉手帳および 自立支援医療(精神通院)受給者証	—	●	—	●
運転免許証	●	●	●	●
車検証のコピー	●	●	●	●
認印	●	●	●	●
減免資格証明書	—	●	—	—
生計同一申告書	—	—	—	●
軽自動車税の納税通知書	—	—	●	●
マイナンバーの確認できる書類 (マイナンバー通知カード・マイナンバーカードなど)	●	●	●	●
申請の窓口	山梨県自動車税センター		甲斐市役所 税務課 市民税係 敷島支所 市民地域課 市民係 双葉支所 市民地域課 市民係	

○ 減免資格証明書(家族運転・常時介護者運転の場合)の交付手続について

[身体障害者手帳、療育手帳の場合]

甲斐市役所障がい者支援課・敷島支所市民地域課・双葉支所市民地域課

[精神障害者保健福祉手帳の場合]

中北保健福祉事務所

※ 本人運転・家族運転の場合、障害者手帳、運転免許証、車検証に記載されている住所が、また、常時介護者運転の場合は、障害者手帳、車検証に記載されている住所が、一致している必要があります。

○ 軽自動車税の減免申請について（ご注意）

・ 軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車を所有している人に課税されます。

・ 軽自動車税の減免は、必ず納付期限の1週間前までに申請してください。

・ 上記の日を過ぎると、軽自動車税の減免申請ができませんのでご注意ください。

※ すでに減免を受けている人は、毎年申請する必要はありません。申請内容に変更がある場合は届出が必要になります。

◆ 窓口（申請書の提出先、お問い合わせ等）

○ 自動車税・自動車取得税

山梨県自動車税センター TEL:055-262-4662 (所在地) 笛吹市石和町唐柏 1000-4

○ 軽自動車税

甲斐市役所 税務課 市民税係 本館1階③番窓口 TEL:055-278-1663

※ 減免資格証明書(家族運転・常時介護者運転の場合)について

○ 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287

○ 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112

○ 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

13 貸付

13-1 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、高齢者、障がい者等の方が、安定した生活を送れるよう、都道府県の社会福祉協議会が資金の貸付けと必要な相談や支援を行う制度です。



窓口は、甲斐市社会福祉協議会で、貸付けの決定・交付は、山梨県社会福祉協議会で取り扱います。

◆ 貸付対象者（概ね65歳未満、6ヶ月以上の市内居住者）

- ・ 世帯収入が一定基準以下の「低所得者世帯」
- ・ 障害者手帳などの交付を受けた人が属する「障がい者世帯」
- ・ 日常生活上、介護（療養）を要する65歳以上の高齢者が属する「高齢者世帯」

◆ 資金の種類と目的

資金の種類		資金の目的	内容・要件等
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	・ 2人以上世帯:20万円以内 ・ 単身世帯:15万円以内
	住宅入居費	敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費でまかなうことが困難である費用(就職・転職のための技能習得、債務整理をするために必要な費用など)	60万円以内
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費、病気療養に必要な経費、住宅の増改築や補修などに必要な経費、福祉用具などの購入経費、介護サービスや障害者サービスを受けるために必要な経費 など	資金の用途に応じて上限目安額設定
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	低所得者世帯の子どもが高校や高専、大学などに修学するために必要な経費	高校:月3.5万円以内 高専:月6万円以内 短大:月6万円以内 大学:月6.5万円以内
	就学支度費	低所得者世帯の子どもが高校や高専、大学などへ入学する際に必要な経費	50万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 土地の評価額の70%程度 ・ 月30万円以内 ・ 貸付期間:借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・ 土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・ 生活扶助額の1.5倍以内 ・ 貸付期間:借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

※総合支援資金、緊急小口資金は原則として自立相談支援事業の利用が要件となります。

- ◆ **連帯保証人** 原則、必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆ 貸付金利息

- ・ 連帯保証人を立てる場合は無利子
- ・ 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
- ※ 緊急小口資金、教育支援資金は無利子
- ※ 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

他制度優先の原則 他の公的資金貸付制度を利用することが可能な場合は、他の制度が優先となります。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- 甲斐市社会福祉協議会 TEL 055-277-1122 FAX 055-277-1284
(所在地) 甲斐市島上条3163(敷島保健福祉センター内)

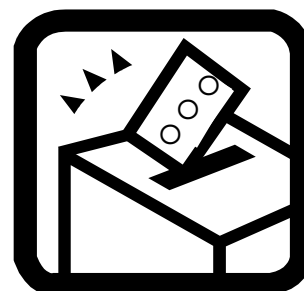
14 生活関連

14-1 選挙(郵便による不在者投票と代理記載による郵便投票)

郵便による不在者投票

重度の障がいなどで歩行や外出ができない人のために、郵便により自宅などで投票ができる不在者投票制度があります。

この制度を利用するには、あらかじめ市選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」の交付を受けておく必要があります。次の要件に該当する人が対象となります。



○ 不在者投票が可能な対象者

障がい等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度	証明書の有効期間
身体障害者手帳 ※等級は、総合等級(合わせて○級)ではなく、個別等級	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級	交付日から7年間
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能	1級又は3級	
	免疫の障害、肝臓機能	1級から3級	
戦傷病者手帳	両下肢・体幹機能	特別項症から第2項症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能	特別項症から第3項症	
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5	介護認定有効期間

代理記載による郵便投票

郵便による不在者投票ができる人で、次の要件に該当する人のうち、自ら記載できない人については、代理記載による郵便投票を行うことができます。あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

○ 代理記載による郵便投票が可能な対象者

障がい等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
身体障害者手帳 ※個別等級	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症から第2項症

- ◆ 郵便による不在者投票または代理記載による郵便投票を利用するための申請に必要なもの
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれか

◆ 上記申請の受付期間

申請は、随時受け付けています。すべての手続きが完了するまでに10日ほどかかりますので、申請は早めに行ってください。

※ 選挙告示日の2週間前までに申請してください。

◆ 窓口(申請書の請求・提出・お問い合わせ等)

- 甲斐市役所 市選挙管理委員会(総務課総務係内) 本館3階34番窓口 TEL:055-278-1661

14-2 NHK放送受信料の減免



◆ 全額免除の対象となる方(世帯)

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方が世帯構成員であり、世帯全員の方が市町村民税(住民税)非課税の場合は、全額免除となります。

◆ 半額免除の対象となる方(世帯)

- ・ 視覚障がいまたは聴覚障がいの方が世帯主で、受信契約者の場合は、半額免除となります。
- ・ 重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)の方が世帯主で、受信契約者の場合は、半額免除となります。

◆ 免除申請の方法について

○ 持ち物

- ・ 障害者手帳
- ・ 認印

※ 全額免除申請される方で、本年1月2日以降に甲斐市に転入された方は、前住所地の「非課税証明書」が必要です。

○ 申請書

- ・ 申請書は、甲斐市役所障がい者支援課 ・ 各支所市民地域課窓口またはNHK甲府放送局にあります。
- ・ 受信契約がお済みでない方は、受信契約もあわせてお申し込みください。
- ※ 受信契約者を世帯主の方に変更する場合は、NHKへ変更の届出をしてください。
(NHKフリーダイヤル Tel:0120-151-515へ電話連絡で変更できます)

○ 免除事由の証明

市役所福祉担当窓口にて、該当する方には免除事由の証明を発行します。

※ 半額免除は、NHK甲府放送局でも受付します。

○ 申請書提出

証明を受けた申請書をNHK甲府放送局へ提出(郵送可)してください。

○ 受理通知

NHKで内容確認後、受理通知を送付します。

◆ 放送受信料の免除基準内容 ※世帯対象

○ 全額免除

対象	適用条件
公的扶助受給者	生活保護法に定める扶助を受けている場合
身体障がい者	身体障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
知的障がい者	知的障がい者と判定された人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

○ 半額免除

対象	適用条件
視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳所持者が世帯主の場合
重度の身体障がい者	身体障害者手帳所持者で、障がい等級が重度(1級または2級)の人が世帯主の場合
重度の知的障がい者	療育手帳所持者で、障がい等級が重度(A)の人が世帯主の場合
重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者で、障がい等級が重度(1級)の人が世帯主の場合
重度の戦傷病者	戦傷病者手帳所持者で、障がい程度が特別項症から第1款症の人が世帯主の場合

※住民税を課税されることになった場合や、障がい等級が変わった場合など、免除事由が消滅した場合はNHKまでご連絡してください。

◆ 窓口（申請書の提出、お問い合わせ等）

- NHKフリーダイヤル TEL:0120-151-515
- NHK甲府放送局 TEL:055-255-2148
- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3113
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

14-3 NTT電話番号の無料案内

NTTの電話番号案内の「104」を回した後、「ふれあい案内」と申し出、登録済みの電話番号と暗証番号を伝え、案内料が無料になります。



◆ 対象

次のいずれかに該当する方です。

- 身体障害者手帳所持者で、次の障がいを有する方
 - ・ 視覚障害 1～6級
 - ・ 肢体不自由 1・2級(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- 療育手帳所持者
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 戦傷病者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方
 - ・ 視力の障がい 特別項症～第6項症
 - ・ 上肢の障がい 特別項症～第2項症(上肢に対する障がいこのみ適用)

◆ 手続

「ふれあい案内」の登録の申し込み、お問い合わせは下記のフリーダイヤルへお問い合わせください。

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- NTTフリーダイヤル TEL:0120-104-174

14-4 携帯電話基本料の割引

次の対象者は、携帯電話の基本使用料の割引等が受けられます。
内容は、携帯電話各社によって異なります。

- ◆ **対象** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ◆ **窓口** 各携帯電話会社の取扱店へ



14-5 郵便料金

◆ 郵便料金が無料となるもの

- ・ 点字郵便物(点字のみを掲げた内容)
- ・ 盲人用の録音物・点字用紙で日本郵便(株)が指定する施設から差出または施設宛のもの

◆ 郵便料金等の減免

- ・ 点字ゆうパック
- ・ 心身障がい者用ゆうメール(重度の身体障がい・知的障がいの方との間で図書を閲覧のために発受されるものに限る。)
- ・ 聴覚障がい者用ゆうパック(聴覚障がい者と日本郵便(株)が指定する施設との間で発受されるものに限る。)
- ・ 心身障がい者団体発行の第三種郵便物

※ 郵便物の大きさ等の制限や詳細は、下記にお問い合わせください。

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 竜王郵便局 Tel:055-279-1022 (所在地) 甲斐市名取 12-1



14-6 利子所得の非課税

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が銀行、郵便局などで普通預金等する場合、350万円以下の元本に対する利子が非課税になります。

◆ 窓口

くわしくは各金融機関等でご相談ください。



14-7 甲斐市避難行動要支援者名簿の登録について

過去の大災害の教訓から、近隣住民の助け合いや災害時に配慮が必要な人への事前準備の大切さが明らかになっています。東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者が犠牲になり、その教訓から平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が、市に義務付けられています。

◆避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法及び甲斐市地域防災計画を根拠とし、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿のことです。

避難行動要支援者名簿は次の2種類あり、このうち外部提供同意者名簿を、平常時から地域の避難支援体制の整備や見守り活動に活用される名簿として、自治会や民生委員を始めとする避難支援等関係者に提供します。

外部提供同意者名簿(平常時用名簿)

避難行動要支援者に該当する方のうち、個人情報の外部提供へ同意した方のみが登録された名簿です。平常時から、避難支援等関係者に提供し、日頃からの見守りや防災訓練の際の活用など、地域における支援体制構築のために活用されます。

発災時用名簿

避難行動要支援者名簿の対象者となる方すべてが登録された名簿です。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供します。

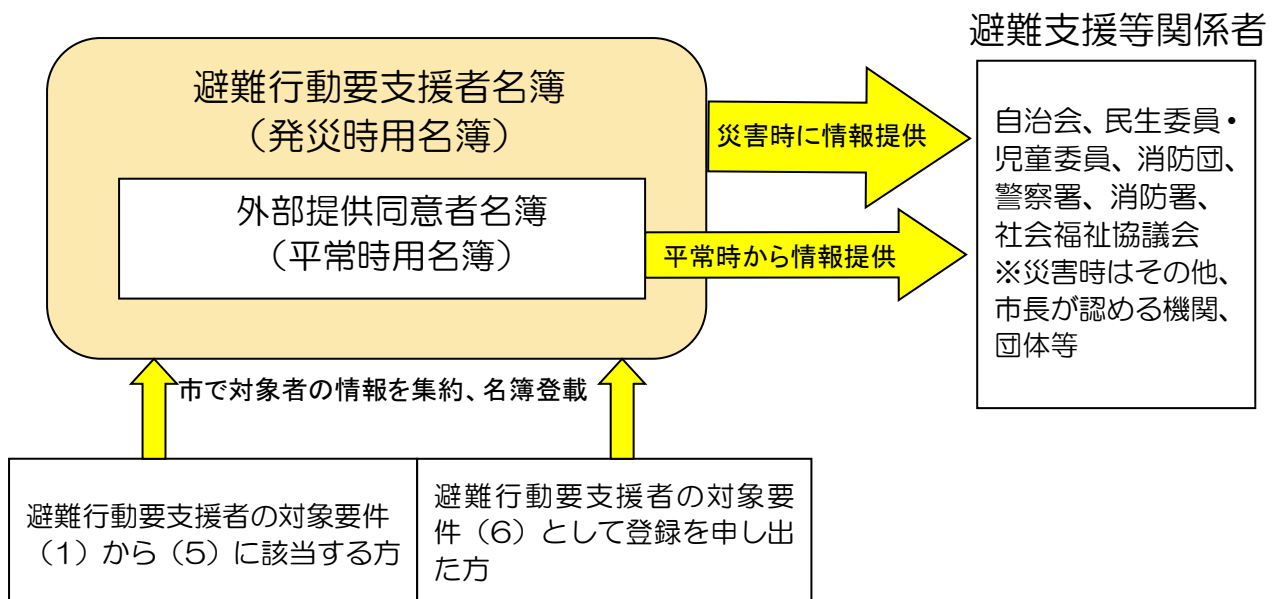
◆避難行動要支援者名簿の対象となる方

在宅で、次の要件に該当する方です。福祉施設等に入所している方は対象となりません。

- (1) 身体障がい者(身体障害者手帳1～3級の体幹、上下肢、視覚、聴覚の障がいのある方)
- (2) 知的障がい者(療育手帳A判定の方)
- (3) 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1・2級の方)
- (4) 介護保険の認定区分が要介護3～5の方
- (5) 65歳以上ひとり暮らし高齢者で、介護保険の認定区分が要介護1・2又は要支援2の方
- (6) その他、具体的な理由により、本人(家族又は地域の支援者等)が避難行動要支援者名簿の掲載を求め、市長が認める方

◆名簿を提供する避難支援等関係者とは

自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、消防団、甲斐市を管轄とする警察署、甲斐市を管轄とする消防署、甲斐市社会福祉協議会、その他市長が必要と認める者のことです。



◆ 平常時からの情報提供に同意するには

市が作成した避難行動要支援者名簿の対象となる方のうち、(1)から(3)に該当する方には手帳交付時に窓口で「避難支援等関係者への情報提供同意書」をお渡しすることを原則とします。平常時からの情報提供に同意する人は、必要事項を記入のうえ、郵送または窓口へご提出ください。(登録は、随時受け付けします。)

◆ その他

- ・ 災害時は、不測の事態も想定されます。避難行動要支援者名簿に登載され、平常時名簿の登録に同意された方でも、確実な支援や安全を保証するものではありません。
- ・ 避難支援等関係者は、災害時に要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導にあたっては、ご本人又はそのご家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲での支援を行います。支援活動に対して、法的責任や義務を負うものではありません。
- ・ 災害対策基本法に基づき、名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、個人情報保護対策が講じられます。
- ・ 日頃からご家庭(自助)やご近所(共助)で災害に対して備えておくことが大切です。
- ・ 災害時等における個別の避難計画を自治会等に依頼し作成をする必要がありますので、その際にご協力をお願いします。

◆ お問い合わせ等

○ 障がいのある方

甲斐市 障がい者支援課 生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL : 055-267-7287
FAX : 055-276-2113

○ 高齢者・介護保険認定者の方

甲斐市 長寿推進課 長寿あんしん係 新館1階⑮番窓口 TEL : 055-278-1693
FAX : 055-276-2113

○ 災害(防災)対策に関すること

甲斐市 防災危機管理課 防災減災係 新館2階⑲番窓口 TEL : 055-278-1676
FAX : 055-278-2047

14-8 甲斐市あんしん情報キット

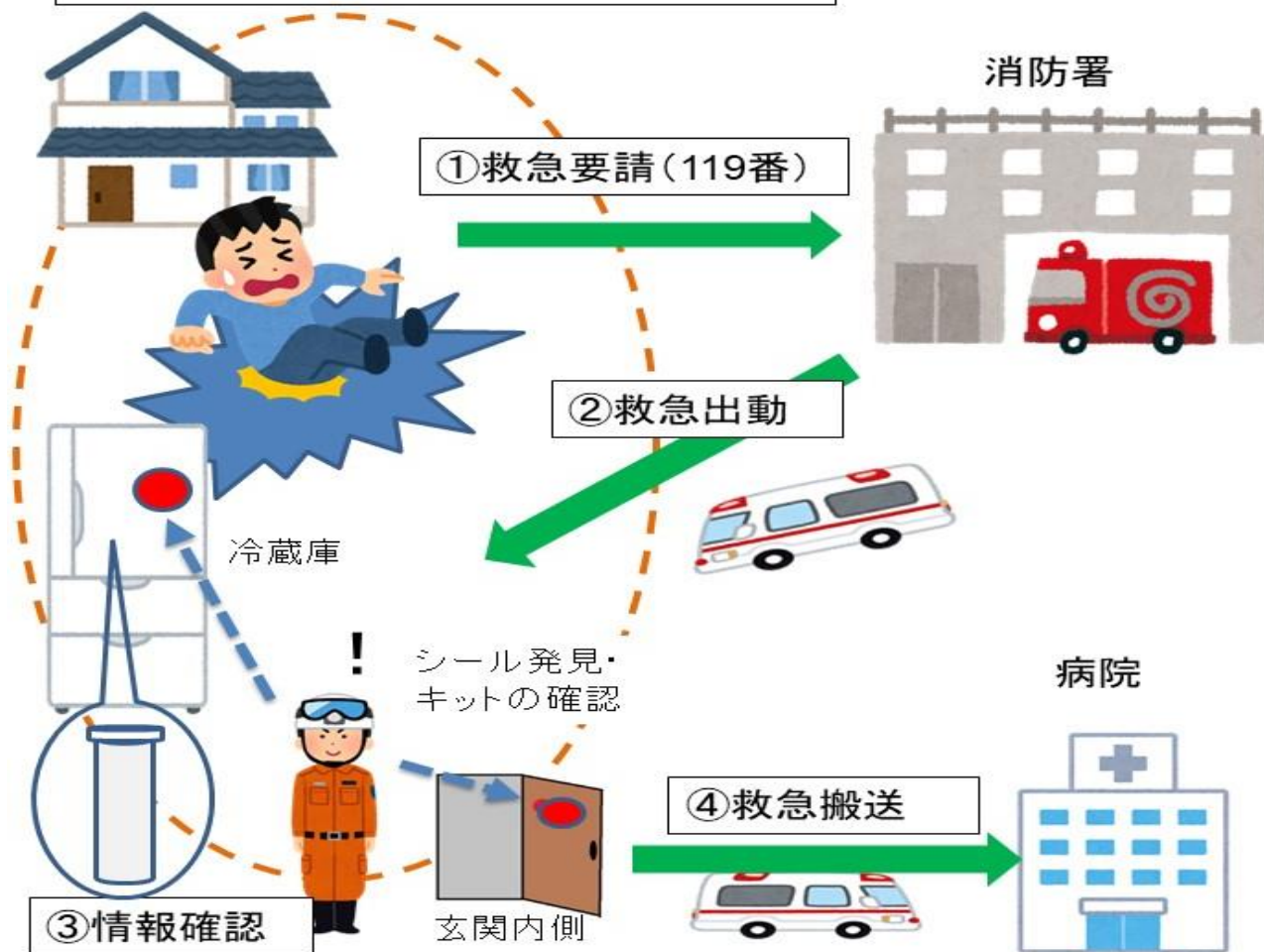
甲斐市では、甲斐市避難行動要支援者名簿に登録された方のうち希望者へ「甲斐市あんしん情報キット」を配布しています。

このキットは、名簿登録内容の他に保険証のコピーや普段飲んでいる薬の種類、写真などの情報を入れ、冷蔵庫に保管しておきます。どの家庭でも、ほぼ同じ場所にある冷蔵庫で保管することにより、迅速な救急対応が行えるようになっています。

また、キットを所持している旨を知らせるシールも同時に配布していますので、玄関内側に貼っておくことで、救助者にもその旨を周知することができるようになっています。



あんしん情報キットの活用イメージ



◆ 窓口（お問い合わせ等）

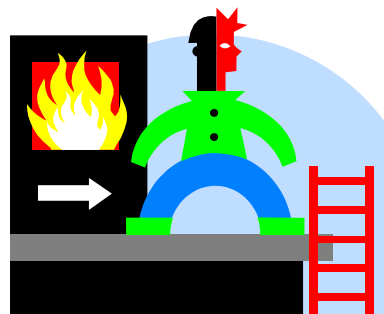
- | | | |
|-----------------------|----------|------------------|
| ○ 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 | 新館1階⑫番窓口 | Tel:055-267-7287 |
| ○ 甲斐市役所 長寿推進課 長寿あんしん係 | 新館1階⑮番窓口 | Tel:055-278-1693 |
| ○ 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 | ③番窓口 | Tel:055-277-3112 |
| ○ 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 | 1階③番窓口 | Tel:0551-20-3650 |

14-9 災害時における福祉避難所について

◆ 福祉避難所とは

大規模な地震等の災害発生時に、障がい者や要介護者などの要配慮者が、被災により避難を余儀なくされた場合などに、状況を判断した上で必要な時に開設されます。

福祉避難所への避難は、市が定める指定避難所での避難が困難と判断された方に対し、市が各施設へ受入れ要請を行った場合に避難することができます。



◆ 福祉避難所に係る要配慮者とは

原則、「甲斐市避難行動要支援者名簿」に登録されている次の者の内、災害時に福祉避難所において何らかの配慮が必要と判断された方をいいます。

- ・ 身体障がい者(身体障害者手帳1～3級の体幹、上下肢、視覚、聴覚に障がいのある方)
- ・ 知的障がい者(療育手帳A判定の方)
- ・ 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1・2級の方)
- ・ 介護保険の認定区分が要介護3～5の方
- ・ 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険の認定区分が要介護1・2または要支援2の方
- ・ その他、具体的な理由により、本人(家族または地域支援者等)が避難行動要支援者名簿の掲載を求め、市長が認める者

◆ 市が指定する福祉避難所

	施設名	所在地
市の施設	竜王保健福祉センター 敷島保健福祉センター 双葉保健福祉センター	甲斐市西八幡3018-1 甲斐市島上条3163 甲斐市龍地6536-1
障がい福祉施設	コスモス 敷島緑陽園 サポートハウスAndante ワーキングスペース大地 ワークハウスふたば ぎんが工房 フレンズ双葉	甲斐市竜王267-3 甲斐市牛匂2027-3 甲斐市牛匂2029-2 甲斐市牛匂2029-2 甲斐市下今井2650 甲斐市天狗沢306 甲斐市宇津谷8331
介護福祉施設	敷島荘 げんき甲斐 しあわせホーム竜王 恵信りほくケアセンター 竜王リハビリテーション病院 特別養護老人ホームあかさか 特別養護老人ホームゆめみどり めぐみ荘 山梨ライフケアホーム 老人保健施設ひかりの里 あやめの里 フルリアル甲斐	甲斐市大久保1357 甲斐市大下条956-1 甲斐市篠原3000-1 甲斐市岩森1170-1 甲斐市万才287-7 甲斐市竜王新町2188-1 甲斐市玉川1700-1 甲斐市竜王644-5 甲斐市竜王新町2128 甲斐市宇津谷1111 甲斐市富竹新田1967 甲斐市篠原842-1

◆ 窓口（お問い合わせ等）

- | | | |
|-----------------------|----------|------------------|
| ○ 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 | 新館1階⑫番窓口 | TEL:055-267-7287 |
| ○ 甲斐市役所 福祉課 福祉総務係 | 新館1階⑬番窓口 | TEL:055-278-1691 |
| ○ 甲斐市役所 長寿推進課 長寿あんしん係 | 新館1階⑮番窓口 | TEL:055-278-1693 |
| ○ 甲斐市役所 健康増進課 保健指導係 | 本館1階①番窓口 | TEL:055-278-1694 |
| ○ 甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 | 新館2階⑲番窓口 | TEL:055-278-1676 |

14-10 災害時における情報提供(緊急速報メール)

災害時に情報をすばやく伝達するため、市では緊急速報メールを導入しました。これにより、お持ちの携帯電話を設定するだけで自動で避難勧告等の重要な緊急情報を携帯電話で受信することができます。※NTTドコモでは「エリアメール」になります。

対応機種や、携帯電話の設定方法については、お使いの携帯電話会社にお問い合わせください。



◆ 特徴

- ・ お持ちの携帯電話に直接、市からの災害情報が届きます。
 - ・ 市民だけでなく、一時的に市内にいる通勤客や観光客にも配信します。
 - ・ 専用の着信音とポップアップ表示によってお知らせします。
- ※ 事前登録は不要です。
※ サービスの利用は無料です。

◆ 窓口

- 甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 新館2階②番窓口 TEL:055-278-1676

14-11 防災行政無線メール配信

防災行政無線の放送内容を電子メールでお知らせします。

パソコンや携帯電話メールにより、耳の不自由な方、放送時に市内に居なかった方などにもお伝えすることができます。

登録料や年会費は無料、登録は簡単です。

防災行政無線で市内一斉放送をする時のみ配信します。



◆ 登録方法

登録は、次のいずれかの方法で行ってください。

【URLを入力し登録する方法】

- ・ パソコン、スマートフォン又は携帯電話から「やまなしくらしねっとメールマガジンサービス」にアクセスする。
(URL <https://y-kurashinet-mlmag.com/>)
- ・ 画面上の地図または一覧から「甲斐市」を選択する。
- ・ 「メール配信申し込み」をクリックする。
- ・ メールアドレスを入力し、メールを送信する。

【QRコードから登録する方法】

- ・ QRコード読み取り機能のある携帯電話またはスマートフォンから右記のQRコードを読み込み、アクセスして、アドレスが表示されたらメールを送信する。



- ・ 確認メールが届くので、記載されたURLをクリックし、登録ページへ進む。
- ・ 「行政」「甲斐市防災行政無線メール」にチェックをつけ、画面下の「確認」ボタンをクリック。
- ・ 申込内容を確認し、画面下の「登録」ボタンをクリック。
- ・ 本登録完了メールが登録したアドレス宛に届きます。

14-12 防災行政無線テレフォンサービス

次の番号に電話をかけると直近の防災行政無線の放送を聞くことができます。

☎0800-800-6756 (無料) ☎ 055-230-6650 (有料)

※無料のテレフォンサービスは、県内からの利用に限ります。

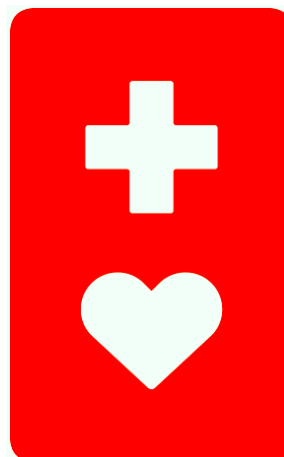
※同時に通話できる本数に限りがあるため、不通の場合はしばらく待ってお掛け直してください。

◆ 窓口

- 甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 新館2階②番窓口 TEL:055-278-1676

◆ ヘルプマークについて

カードにかたどられている赤地に白色で描かれた『+』と『♡』からなる「ヘルプマーク」は、配慮や支援を必要としている人のためのシンボルマークです。甲斐市ヘルプカードの裏面は、「ヘルプマーク」が大きく描かれています。このカードを提示することで、日常生活や災害時に周囲からの援助を得やすくなります。



◆ カードを携帯する人が困っていたら

災害時や緊急時に、カードを携帯する人を見かけたら、できる範囲で支援や配慮をしてください。また、日常においても、カードを携帯した人が困っていたら、声をかける等、可能な範囲で支援・配慮をお願いします。みなさんのちょっとした支援が、カードを持つ方の大きな助けになります。

◆ ヘルプカード配布対象者

身体・知的・精神・発達障がいをお持ちの方（障害者手帳の所持は問いません）、難病や高齢などを理由に手助けを必要とする方

◆ ヘルプカード配布場所

障がい者支援課、長寿推進課、敷島・双葉各支所市民地域課で配布しています。窓口でヘルプカードがほしい旨をお伝えください。

記載内容を変えたいときは、新しいカードを配布いたします。

◆ その他

ヘルプカードには、所持している方に関する重要な個人情報に記載されています。カードをお持ちの方、支援や配慮をしてくれる方は、取り扱いや紛失などに十分注意してください。



◆ 窓口（お問い合わせ等）

- 甲斐市役所 障がい者支援課 生活支援係 新館 1階⑫番窓口 TEL:055-267-7287
- 甲斐市役所 長寿推進課 長寿あんしん係 新館 1階⑮番窓口 TEL:055-278-1693
- 敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112
- 双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL:0551-20-3650

参考資料

○ 身体障がい者の障がい程度等級表

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある方に対して、都道府県知事が身体障害者手帳を交付します。

身体障害者手帳を持つことによって、さまざまな福祉サービスが受けられるようになります。ただし、等級や所得などにより制限されることもあります。

手帳は、重度の方から順に1級～6級に区分されていますが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、肝臓、膀胱または直腸、小腸、免疫）に分けられます。

※ 身体障害者手帳の申請方法等については、5ページをご覧ください。

◆ 視覚障害

1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下の者
2級	<ul style="list-style-type: none"> 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下の者 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下の者
3級	<ul style="list-style-type: none"> 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下の者(2級の2に該当する者を除く) 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下の者
4級	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下の者(3級の2に該当する者を除く)
5級	視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下の者
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下の者

◆ 聴覚または平衡機能障害

	聴覚障がい	平衡機能障害
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上の者(両耳全ろう)	
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者(耳介に接しなければ大声語を理解し得ない者)	平衡機能の極めて著しい障がい
4級	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の聴力レベルが80デシベル以上の者(耳介に接しなければ話声語を理解し得ない者) 両耳で普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下の者 	
5級		平衡機能の著しい障がい
6級	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者 	

◆ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害

3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい

◆ **肢体不自由(上肢機能障害)** ※身体障害者手帳の交付は、1～6級まで

1級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両上肢の機能を全廃した者 ・ 両上肢を手関節以上で欠く者
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両上肢の機能の著しい障がい ・ 両上肢のすべての指を欠く者 ・ 一上肢を上腕の2分の1以上で欠く者 ・ 一上肢の機能を全廃した者
3級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両上肢のおや指及びひとさし指を欠く者 ・ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃した者 ・ 一上肢の機能の著しい障がい ・ 一上肢のすべての指を欠く者 ・ 一上肢のすべての指の機能を全廃した者
4級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両上肢のおや指を欠く者 ・ 両上肢のおや指の機能を全廃した者 ・ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃した者 ・ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠く者 ・ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃した者 ・ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠く者 ・ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃した者 ・ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい
5級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両上肢のおや指の機能の著しい機能障がい ・ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の著しい障がい ・ 一上肢のおや指を欠く者 ・ 一上肢のおや指の機能を全廃した者 ・ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい ・ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい
6級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一上肢のおや指の機能の著しい障がい ・ ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く者 ・ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃した者
7級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一上肢の機能の軽度の障がい ・ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ・ 一上肢の手指の機能の軽度の障がい ・ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい ・ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く者 ・ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃した者

◆ **肢体不自由(下肢機能障害)** ※ 身体障害者手帳の交付は、1～6級まで

1級	<ul style="list-style-type: none"> 両下肢の機能を全廃した者 両下肢を大腿の2分の1以上で欠く者
2級	<ul style="list-style-type: none"> 両下肢の機能の著しい障がい 両下肢を下腿の2分の1以上で欠く者
3級	<ul style="list-style-type: none"> 両下肢をショパール関節以上で欠く者 一下肢を大腿の2分の1以上で欠く者 一下肢の機能を全廃した者
4級	<ul style="list-style-type: none"> 両下肢のすべての指を欠く者 両下肢のすべての指の機能を全廃した者 一下肢を下腿の2分の1以上で欠く者 一下肢の機能の著しい障がい 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃した者 一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短い者
5級	<ul style="list-style-type: none"> 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 一下肢の足関節の機能を全廃した者 一下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短い者
6級	<ul style="list-style-type: none"> 一下肢をリスフラン関節以上で欠く者 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	<ul style="list-style-type: none"> 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 一下肢の機能の軽度の障がい 一下肢の股関節、膝関節又は足関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 一下肢のすべての指を欠く者 一下肢のすべての指の機能を全廃した者 一下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短い者

◆ **肢体不自由(体幹機能障害)**

1級	体幹の機能障害により座っていることができない者
2級	<ul style="list-style-type: none"> 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難な者 体幹の機能障害により立ち上がることが困難な者
3級	体幹の機能障害により歩行が困難な者
5級	体幹の機能の著しい障がい

◆ **肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)**

	上肢機能障害	移動機能障害
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能な者	不随意運動・失調等により歩行が不可能な者
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限される者	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限される者

次ページにつづく

	上肢機能障害	移動機能障害
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限される者	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限される者
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限される者
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のある者	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のある者
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣る者	不随意運動・失調等により移動機能の劣る者
7級	上肢に不随意運動・失調等を有する者	下肢の不随意運動・失調等を有する者

※ 身体障害者手帳の交付は、1～6級まで

◆ 心臓機能障害

1級	心臓の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される者
3級	心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
4級	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

◆ じん臓機能障害

1級	じん臓の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される者
3級	じん臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
4級	じん臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

◆ 呼吸器機能障害

1級	呼吸器の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される者
3級	呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
4級	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

◆ ぼうこうまたは直腸の機能障害

1級	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される者
3級	ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
4級	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

◆ 小腸機能障害

1級	小腸の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される者
3級	小腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
4級	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

◆ **ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害**

1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能な者
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が極度に制限される者
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限される者(社会での日常生活活動が著しく制限される者を除く)
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

◆ **肝臓機能障害**

1級	肝臓の機能障害により日常生活活動がほとんど不可能な者
2級	肝臓の機能障害により日常生活活動が極度に制限される者
3級	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限される者(社会での日常生活活動が著しく制限される者を除く)
4級	肝臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

<備考>

- ・ 同一の等級において二つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ・ 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。
- ・ 異なる等級において二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができる。
- ・ 「指を欠くもの」は、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ・ 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障がいをいい、親指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- ・ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- ・ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

○ 療育手帳の等級区分

知的障がい者について、法律では定義を設けていませんが、平成12年に厚生省(現厚生労働省)が行った知的障がい児(者)基礎調査では、「知的障がい者とは、知的機能障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」とされています。

療育手帳を持つことにより、障がいの程度に応じた各種の福祉サービスを受けることができます。18才以上は障害者相談所、18歳未満は児童相談所で、知的障がいの判定を受けます。判定は、家族などの身近な方から、ご本人の生育歴やこれまでの生活状況などをお聞きします。ご本人には、知能検査等を受けていただき、そのうえで療育手帳に該当する方かどうか、また、障がいの程度はどの程度かといった判定をします。

※ 療育手帳の申請方法については、6ページをご覧ください。

◆ 等級の区分

等級	等級の区分
A-1	最重度または重度の知的障がいを有し、身体障害者手帳1級または2級の障がいを有する重複障がい者
A-2a	最重度の知的障がいを有する者
A-2b	重度の知的障がいを有する者
A-3	中度の知的障がいを有し、身体障害者手帳1級から3級に該当する障がいを有する重複障がい者
B-1	中度の知的障がいを有する者
B-2	軽度の知的障がいを有する者

○ 精神障害者保健福祉手帳の等級区分

精神障がい者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方をいいます。

精神障害者保健福祉手帳には、障がいの重い順に1級、2級、3級の3段階があります。障がい等級は、医師(精神保健指定医その他精神障がいの診断又は治療に従事する医師)の診断書をもとに判定されます。

精神障害者保健福祉手帳を持つことにより、障がいの程度に応じた各種の福祉サービスを受けることができます。

※ 精神障害者保健福祉手帳の申請方法については、7ページをご覧ください。

◆ 等級の区分

等級の区分及び受けられる制度	
1級	○精神障がいが日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
	・ 重度心身障がい者医療費助成(重度医療) ※所得制限があるため、必ず受けられるわけではありません
	・ 甲斐市重度心身障がい者(児)福祉手当 ※所得制限があるため、必ず受けられるわけではありません
	・ 自動車税減免(ただし、自立支援医療(精神通院)の受給証の交付を受けている者) もしくは重度心身障がい者(児)等タクシー助成券の交付
	・ NHK放送受信料の減免(同じ世帯の全員が住民税非課税の場合は全額免除、障がい者本人が世帯主で受信契約者の場合は半額免除)
	・ 甲斐市避難行動要支援者名簿の登録
2級	○精神障がいの状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
	・ 重度心身障がい者医療費助成(重度医療) ※所得制限があるため、必ず受けられるわけではありません
	・ 甲斐市重度心身障がい者(児)福祉手当 ※所得制限があるため、必ず受けられるわけではありません
	・ 重度心身障がい者(児)等タクシー助成券の交付
	・ NHK放送受信料の減免(同じ世帯の全員が住民税非課税の場合、全額免除)
	・ 甲斐市避難行動要支援者名簿の登録
3級	○精神障がいの状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者
	・ NHK放送受信料の減免(同じ世帯の全員が住民税非課税の場合、全額免除)

◆ その他、等級に関わらず受けられる制度等

- ・ 自立支援医療(精神通院)
- ・ ヘルプカード(障がいをお持ちでなくても配布を受けられます)
- ・ 障害年金の受給(受給要件があるため、必ず受けられるわけではありません)
- ・ 所得税、市県民税の所得控除
- ・ 生活福祉資金の貸付(要件があるため、必ず受けられるわけではありません)
- ・ 路線バスや甲斐市民バス運賃の割引
- ・ 身分証明、各種割引(携帯電話料金、文化施設、利子所得の非課税等。ご利用の際、各機関へご相談下さい。)
- ・ 日常生活や就労に関する福祉サービスの利用

※生活保護受給者は、生活保護の制度と重複していない制度のみ受けられます。

※各制度においては、受けられる要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○ 難病対象疾患一覧

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	62	関節リウマチ	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
2	アイザックス症候群	63	完全大血管転位症	124	5p欠失症候群
3	IgA腎症	64	眼皮膚白皮症	125	コフィン・シリス症候群
4	IgG4関連疾患	65	偽性副甲状腺機能低下症	126	コフィン・ローリー症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	66	ギャロウェイ・モワト症候群	127	混合性結合組織病
6	アジソン病	67	急性壊死性脳症	128	鯉耳腎症候群
7	アッシャー症候群	68	急性網膜壊死	129	再生不良性貧血
8	アトピー性脊髄炎	69	球脊髄性筋萎縮症	130	サイトメガロウィルス角膜炎
9	アペール症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	131	再発性多発軟骨炎
10	アミロイドーシス	71	強直性脊椎炎	132	左心低形成症候群
11	アラジール症候群	72	巨細胞性動脈炎	133	サルコイドーシス
12	アルボート症候群	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	134	三尖弁閉鎖症
13	アレキサンダー病	74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	135	三頭筋欠損症
14	アンジェルマン症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	136	CFC症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	137	シェーグレン症候群
16	イノ吉草酸血症	77	筋萎縮性側索硬化症	138	色素性乾皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	78	筋型糖原病	139	自己食空胞性ミオパチー
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	79	筋ジストロフィー	140	自己免疫性肝炎
19	1p36欠失症候群	80	クッシング病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
20	遺伝性自己炎症疾患	81	クリオピリン関連周期熱症候群	142	自己免疫性溶血性貧血
21	遺伝性ジストニア	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	143	四肢形成不全
22	遺伝性周期性四肢麻痺	83	クルーゾン症候群	144	システロール血症
23	遺伝性膝炎	84	グルコーストランスポーター1欠損症	145	シトリン欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	85	グルタル酸血症1型	146	紫斑病性腎炎
25	ウィーバー症候群	86	グルタル酸血症2型	147	脂肪萎縮症
26	ウィリアムズ症候群	87	クロウ・深瀬症候群	148	若年性特発性関節炎
27	ウィルソン病	88	クローン病	149	若年性肺気腫
28	ウエスト症候群	89	クローンカイト・カナダ症候群	150	シャルコー・マリイ・トゥース病
29	ウェルナー症候群	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	151	重症筋無力症
30	ウォルフラム症候群	91	結節性硬化症	152	修正大血管転位症
31	ウルリッヒ病	92	結節性多発動脈炎	153	ジュベール症候群関連疾患
32	HTLV-1関連脊髄症	93	血栓性血小板減少性紫斑病	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
33	ATR-X症候群	94	眼局所皮質異形成	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
34	ADH分泌異常症	95	原発性局所多汗症	156	神経細胞移動異常症
35	エーラス・ダンロス症候群	96	原発性硬化性胆管炎	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
36	エプスタイン症候群	97	原発性高脂血症	158	神経線維腫症
37	エプスタイン病	98	原発性側索硬化症	159	神経フェリチン症
38	エマヌエル症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	160	神経有棘赤血球症
39	遠位型ミオパチー	100	原発性免疫不全症候群	161	進行性核上性麻痺
40	円錐角膜	101	顕微鏡の大腸炎	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
41	黄色靭帯骨化症	102	顕微鏡的多発血管炎	163	進行性骨化性線維異形成症
42	黄斑ジストロフィー	103	高IgD症候群	164	進行性多果性白質脳症
43	大田原症候群	104	好酸球性消化管疾患	165	進行性白質脳症
44	オクシピタル・ホーン症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	166	進行性ミオクロオスムてんかん
45	オスラー病	106	好酸球性副鼻腔炎	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
46	カーニー複合	107	抗糸球体基底膜腎炎	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	108	後縦靭帯骨化症	169	スタージ・ウェーバー症候群
48	潰瘍性大腸炎	109	甲状腺ホルモン不応症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
49	下垂体前葉機能低下症	110	拘束型心筋症	171	スミス・マガニス症候群
50	家族性地中海熱	111	高チロシン血症1型	172	スモン
51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	112	高チロシン血症2型	173	脆弱X症候群
52	家族性良性慢性天疱瘡	113	高チロシン血症3型	174	脆弱X症候群関連疾患
53	カナバン病	114	後天性赤芽球癆	175	成人スチル病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	115	広範椎管狭窄症	176	成長ホルモン分泌亢進症
55	歌舞伎症候群	116	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	177	脊髄空洞症
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	117	抗リン脂質抗体症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
57	カルニチン回路異常症	118	コケイン症候群	179	脊髄髄膜瘤
58	加齢黄斑変性	119	コステロ症候群	180	脊髄性筋萎縮症
59	肝型糖原病	120	骨形成不全症	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
60	間質性膀胱炎(ハンナ型)	121	骨髄異形成症候群	182	前眼部形成異常
61	環状20番染色体症候群	122	骨髄線維症	183	全身性エリテマトーデス

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
184	全身性強皮症	245	突発性多中心性キャッスルマン病	306	プロピオン酸血症
185	先天異常症候群	246	特発性門脈圧亢進症	307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
186	先天性横隔膜ヘルニア	247	特発性両側性感音難聴	308	閉塞性細気管支炎
187	先天性核上性球麻痺	248	突発性難聴	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	249	ドラベ症候群	310	ペーチェット病
189	先天性魚鱗癬	250	中條・西村症候群	311	ベスレムミオパチー
190	先天性筋無力症候群	251	那須・ハコラ病	312	ヘパリン起因性血小板減少症
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	252	軟骨無形成症	313	ヘモクロマトーシス
192	先天性三尖弁狭窄症	253	難治顔回部分発作重積型急性脳炎	314	ペリー症候群
193	先天性腎性尿管症	254	22q11.2欠失症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症
194	先天性赤血球形成異常性貧血	255	乳幼児肝巨大血管腫	316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
195	先天性僧帽弁狭窄症	256	尿素サイクル異常症	317	片側巨脳症
196	先天性大脳白質形成不全症	257	スーナン症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
197	先天性肺静脈狭窄症	258	ネルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	先天性風疹症候群	259	ネフロン癆	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
199	先天性副腎低形成症	260	脳クレアチン欠乏症候群	321	ホモシチン尿症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	261	脳髄黄色腫症	322	ポルフィリン症
201	先天性ミオパチー	262	脳表ヘモジデリン沈着症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
202	先天性無痛無汗症	263	膿疱性乾癬	324	マルファン症候群
203	先天性葉酸吸収不全	264	嚢胞性線維症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
204	前頭側頭葉変性症	265	パーキンソン病	326	慢性血栓栓性肺高血圧症
205	早期ミオクロニー脳症	266	パージャー病	327	慢性再発性多発性骨髄炎
206	総動脈幹遺残症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	328	慢性膝炎
207	総排泄腔遺残	268	肺動脈性肺高血圧症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
208	総排泄腔外反症	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	330	ミオクロニー欠伸てんかん
209	トス症候群	270	肺胞低換気症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	332	ミトコンドリア病
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	272	バッド・キアリ症候群	333	無虹彩症
212	大脳皮質基底核変性症	273	ハンチントン病	334	無脾症候群
213	大理石骨病	274	汎発性特発性骨増殖症	335	無βリポタンパク血症
214	ダウン症候群	275	PCDH19関連症候群	336	メーブルシロップ尿症
215	高安動脈炎	276	非ケトーシス型高グリシ血症	337	メチルグルタコン酸尿症
216	多系統萎縮症	277	肥厚性皮膚骨膜炎	338	メチルマロン酸血症
217	ダナトフォリック骨異形成症	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	339	メビウス症候群
218	多発血管炎性肉芽腫症	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	340	メンケス病
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	280	肥大型心筋症	341	網膜色素変性症
220	多発性軟骨性外骨腫症	281	左肺動脈右肺動脈起始症	342	もやもや病
221	多発性嚢胞腎	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	343	モワット・ウイルソン症候群
222	多脾症候群	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	344	薬剤性過敏症候群
223	タンジール病	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	345	ヤング・シンブロン症候群
224	単心室症	285	非典型性溶血性尿毒症症候群	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
225	弾性線維性仮性黄色腫	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	347	遊走性焦点発作を伴う児てんかん
226	短腸症候群	287	皮膚筋炎/多発性筋炎	348	4p欠失症候群
227	胆道閉鎖症	288	びまん性汎細気管支炎	349	ライソゾーム病
228	遅発性内リンパ水腫	289	肥満低換気症候群	350	ラスマッセン脳炎
229	チャージ症候群	290	表皮水疱症	351	ランゲルハンス細胞組織球症
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	291	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	352	ランドウ・クレフナー症候群
231	中毒性表皮壊死症	292	VATER症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
232	腸管神経節細胞減少症	293	ファイファー症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
233	TSH分泌亢進症	294	ファロー四徴症	355	両大血管右室起始症
234	TNF受容体関連周期性症候群	295	ファンconi貧血	356	リンパ管腫症/ゴーンハム病
235	低ホスファターゼ症	296	封入体筋炎	357	リンパ脈管筋腫症
236	天疱瘡	297	フェニルケトン尿症	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	298	フォンタン術後症候群	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
238	特発性拡張型心筋症	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	360	レーベル遺伝性視神経症
239	特発性間質性肺炎	300	副甲状腺機能低下症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
240	特発性基底核石灰化症	301	副腎白質ジストロフィー	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
241	特発性血小板減少性紫斑病	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	363	レット症候群
242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因による)	303	ブラウ症候群	364	レノックス・ガストー症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	304	ブラダー・ウィリ症候群	365	ロスモンド・トムソン症候群
244	特発性大腿骨頭壊死症	305	プリオン病	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

○ 日常生活用具対象品目一覧

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数
特殊寝台 (※)	154,000	① 下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
特殊マット (※)	19,600	① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る)の身体障がい者及び同2級以上の身体障がい児、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者で、それぞれ原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。	褥瘡の防止又は失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
褥瘡予防 マット (※)	85,000	① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る)の身体障がい者及び同2級以上の身体障がい児、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であるものでそれぞれ原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。	褥瘡の予防のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの。(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む)	5年
特殊尿器 (※)	67,000	① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る)で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、自力で排尿できない者。	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で原則として3歳以上の者。	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器 (※)	15,000	① 下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用リフト (※)	159,000	① 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者。	介護者が重度身体障がい者を移動させるのに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練いす (児のみ)	33,100	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者。	原則、附属のテーブルを付けるものとする。	5年
訓練用ベッド (児のみ)	159,200	① 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年

介護・訓練支援用具

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数
入浴補助用具 (※)	90,000	① 下肢又は体幹機能障がい者(児)であって、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳児以上の者。 ② 難病患者等であって、入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
便器 (※)	4,450 手すりつきの場合は 9,850	① 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、常時介護を要する者。	障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
T字状・棒状のつえ (※) (施設可)	A 2,310 B 3,150 夜光材付の場合は410。 全面夜光材付の場合は1,200増し。 外装に白又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し。	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)。	A 主体—木材 (十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装 B 主体—軽金属 外装—塗装なし	3年
移動・移乗支援用具 (※)	60,000	① 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢が不自由な者。	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽 (施設可)	A 15,200 B 36,750 上記金額はオーダーメイドによるものとし、レディメイドの場合はそれぞれの金額の80%以内とする。	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)・精神障がい者。	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年
特殊便器 (※)	151,200	① 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢障害2級以上の身体障がい者(児)でそれぞれ原則として学齢児以上のもの。 ② 難病患者等であって、上肢機能に障がいのあるもの。	足踏ペダル等で温水温風を出し得るもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

自立支援生活用具

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数	
自立支援生活用具	火災警報器	15,500	① 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者及び障害等級2級以上の者。ただし、申請は一世帯につき一回とする。 ② 難病患者等。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもので、日本消防協会の鑑定品(NSマーク表示のもの)とする。ただし、消防法に規定する設置場所への取り付けに限る。	8年
	自動消火器	28,700	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
	防災ベスト	5,000	① 視覚障害又は聴覚障害4級以上であって、災害発生時の安全確保が困難、又は、避難生活に支障が生じる者 ② 難病患者等であって、視覚又は聴覚に障がいのある者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	—
	電磁調理器	41,000	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者及び視覚障害2級以上の者。(障がい者が18歳以上の者で障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚・知的障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級以上。(障がい者が18歳以上の者で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
	視覚障がい者用電子式歩行補助具	51,500	聴覚障害2級以上であって、白杖及び当該用具を併用することにより、移動の困難が軽減されると認められるもので、原則として学齢児以上の者。	超音波やレーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で伝達するものであり、視覚障がい者の歩行補助として実用性に優れ、容易に使用できるもの。	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもので原則として3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
	ネブライザー(吸入器)	36,000	① 呼吸器機能障害3級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上の者、又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められる者。 ② 難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのある者。	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数	
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	56,400	上記に同じ。	上記に同じ。	5年
	酸素ボンベ運搬車(施設可)	17,000	医療保険における在宅療法を行う者。	上記に同じ。	10年
	盲人用体温計(音声式)	9,000	視覚障害2級以上。(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用体重計	18,000	上記に同じ。	上記に同じ。	5年
	盲人用血圧計	15,000	視覚障害2級以上(障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のものが属する世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	上記に同じ。	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	難病患者等であって、人工呼吸器の装置が必要な者。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	正弦波インバーター発電機	120,000	医師の意見書により在宅で常時人工呼吸器使用が必要と認められるもの	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)との併給は認められない。	10年
	ポータブル電源(蓄電池)	60,000	上記に同じ。	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、正弦波インバーター発電機、DC/ACインバーター(カーインバーター)との併給は認められない	5年
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	30,000	上記に同じ。	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、定格出力が300W以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)との併給は認められない。	5年
情報支援意思疎通用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障がいを持つ者で原則として学齢児以上の者。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	5年

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数	
情報意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	100,000	視覚障がい2級以上、上肢機能障がい2級以上。 ①視覚障がい ア 視覚障がい者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) イ 画面拡大ソフト(強度の弱視用に文字等を拡大するソフト) ウ 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト) エ その他上記ア、イ、ウに準ずるソフト オ 視覚障がい者用に開発製造された入力機器 ②上肢機能障がい ア インテリキー(障がいに合わせることができる大型のキーボード) イ ジョイスティック(マウスが使えない者が代用として操作するための機器) ウ その他上記ア、イに準ずる周辺機器	3年	
	点字ディスプレイ	383,500	原則として18歳以上の視覚障害2級以上、又は聴覚障害2級以上の身体障がい者であって必要と認められる者。	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
	点字器(施設可)	標準型 A 10,400 B 6,600	視覚障がい者であって必要と認められる者。	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	7年
	点字器(施設可)	携帯用 A 7,200 B 1,650	視覚障がい者であって必要と認められる者。	A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	5年
	点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	A 録音再生機 85,000 B 再生専用機 35,000	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者。	A 録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 B 再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報または内容を音声で登録したICタグを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数
視覚障がい者用拡大読書器	198,000	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読む事が可能になる者で原則として学齢児以上の者。	画像入力装置を読みたいもの(印刷等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年
視覚障がい者用物品識別装置	59,800	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上のもの	触覚だけで識別できない類似した形状の物品を音声等により識別可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
暗所視支援眼鏡	395,000	① 視覚障がい者で原則として学齢児以上のものであって、医師の意見書で有用性が認められる者。 ② 難病患者等であって、視覚に障がいがあり、医師の意見書で有用性が認められる者。	画像入力装置を見たいもののみかざすことで、明るく拡大された画像等を眼鏡のディスプレイに映し出せるもの。	8年
盲人用時計	A 触読 10,300 B 音声 13,300	視覚障害2級以上。なお、音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	視覚障害2級以上。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
聴覚障がい者用通信装置	71,000	聴覚障がい者(児)又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡先等の手段として必要と認められる者。	一般の電話に接続することができ、音声の変わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
人工喉頭(施設可)	笛式5,000 (気管カニューレ付の場合は3,100増し) 電動式70,100	喉頭摘出者。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 顎下部等に於て電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年
福祉電話(貸与)	83,300	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者。(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—

情報意思疎通支援用具

種目	基準額(円)	障がい及び程度	性能	耐用年数	
情報意思疎通支援用具	ファックス (貸与)	7,700	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—
	視覚障がい者用ワードプロセッサ (共同利用)	1,030,000	視覚障がい者で原則として学齢児以上の者。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—
	点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者。	点字により作成された図書。	—
排泄管理支援用具	蓄便袋 (施設可)	8,858	直腸機能障がい者で高度の排便機能障がい者。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	—
	蓄尿袋 (施設可)	11,639	膀胱機能障がい者で高度の排尿機能障がい者。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	—
	紙おむつ (施設可)	12,000	膀胱又は直腸機能障がい者でストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者、二分脊椎による排尿機能障がい若しくは排便機能障がいのある者及び脳原性運動機能障がいかつ排便、排尿の意思表示困難者であって医師の意見書により必要と認められる者。ただし3歳以上である者	紙おむつ、尿とりパット。	—
排泄管理支援用具	収尿器 (施設可)	男性用 A 7,700 B 5,700	膀胱機能障がい者で高度の排尿機能障がい者。	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	1年
	収尿器 (施設可)	女性用 A 8,500 B 5,900	同上	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (※)	200,000	① 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)で学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者。	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

[備考]

- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- ・ 視覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- ・ (施設可)と表示がある種目は、施設入所者についても申請ができる。
- ・ (※)の表示がある用具は、介護保険制度対象者の場合、介護保険制度が優先となる。

○ 補装具費対象品目一覧

身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完するための用具は次のとおりです。

種目	名 称		価格(円)	耐用年数
義肢 (注1, 2)			354,000	1～5
装具 (注1, 2)			84,000	1～3
座位保持装置 (注1)			326,000	3
視覚障がい者安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	
身体支持併用		3,800	4	
義眼	レディメイド		17,000	2
	オーダーメイド		82,500	
眼 鏡	矯正眼鏡	6D未満	17,600	4
		6D以上10D未満	20,200	
		10D以上20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光眼鏡	前掛式	21,500	
		掛けめがね式	30,000	
	コンタクトレンズ		15,400	
	弱視眼鏡	掛けめがね式	36,700	
焦点調整式		17,900		
補聴器	高度難聴用ポケット型		34,200	5
	高度難聴用耳かけ型		43,900	
	重度難聴用ポケット型		55,800	
	重度難聴用耳かけ型		67,300	
	耳あな型(レディ)		87,000	
	耳あな型(オーダー)		137,000	
	骨導式ポケット型		70,100	
	骨導式眼鏡型		120,000	
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)		30,000	-
車椅子	普通型		100,000	6
	リクライニング式普通型		120,000	
	ティルト式普通型		148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型		173,000	
	手動リフト式普通型		232,000	
	前方大車輪型		100,000	
	リクライニング式前方大車輪型		120,000	
	片手駆動型		117,000	
	リクライニング式片手駆動型		133,600	

種目	名 称		価格(円)	耐用年数	
車椅子	レバー駆動型		160,500	6	
	手押し型A		82,700		
	手押し型B		81,000		
	リクライニング式手押し型		114,000		
	ティルト式手押し型		128,000		
	リクライニング・ティルト式手押し型		153,000		
電動車椅子	普通型(4.5km/h)		314,000	6	
	普通型(6.0km/h)		329,000		
	簡易型	切替式	157,500		
		アシスト式	212,500		
	リクライニング式普通型		343,500		
	電動リクライニング式普通型		444,400		
	電動リフト式普通型		725,100		
	電動ティルト式普通型		582,600		
電動リクライニング・ティルト式普通型		1,016,100			
座位保持椅子(児のみ)			24,300	3	
起立保持具(児のみ)			27,400	3	
歩行器	六輪型		63,100	5	
	四輪型(腰掛付)		39,600		
	四輪型(腰掛なし)		39,600		
	三輪型		34,000		
	二輪型		27,000		
	固定型		22,000		
	交互型		30,000		
頭部保持具(児のみ)			7,100	3	
排便補助具(児のみ)			10,000	2	
歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
		軽金属	A 普通	4,000	
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ		8,700	4	
	ロフストランド・クラッチ		8,700		
	多点杖		6,600		
	プラットフォーム杖		24,000		
意思伝達装置	文字等 走査入力 方式	簡易なもの		143,000	5
		通信機能が付加されたもの		450,000	
		簡易な環境制御機能が付加されたもの		450,000	
		高度な環境制御機能が付加されたもの		450,000	
	生体現象方式		450,000		

[注]

- 1 義肢・装具・座位保持装置の基準額は、平成23年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。平成23年度社会福祉行政業務報告より)
- 2 義肢・装具の耐用年数は、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4か月～1年6か月の使用年数となっている。

○ 障がいのある方に関するシンボルマーク

障がいのある方に関するシンボルマーク等は、主に次のようなものがあります。

	<p>障がい者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。 障がいのあるすべての方のためのマークです。</p>	<p>(財)日本障害者リハビリテーション協会</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由にしてよいとされています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>
	<p>身体障がい者標識(身体障がい者マーク) 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がいが自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。 なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>耳マーク(国内マーク) 聞こえが不自由であることを表す国内使用のマークです。 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。 診察券や預金通帳などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、相手が「聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。 ※このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。</p>	<p>(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
	<p>聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク) 聴覚障がいの方が、運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることとなります。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表わしています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>(社)日本オストミー協会</p>
	<p>ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。身体の不自由な方の、身体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。</p>	<p>厚生労働省</p>

	<p>「ハート・プラス」マーク 「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障がいをお持ちの方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話を控えて欲しい、といったことをじっと我慢されている方がいます。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>
	<p>障害者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシ ャルサービス協会IT センター</p>
	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク) 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉 事務所障がい福祉 課</p>
	<p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推 進担当</p>

ひとメモ

障がい者週間について

12月3日～9日は、「障がい者週間」です。
障がいは、事故や病気などによって、だれにも生じ得るものです。
また、障がいは多種多様で外見では分からない障がいもあります。
障がいによる不自由さはあっても、
周囲の理解や配慮があればできることも少なくありません。
日ごろから障がいのある方について知り、
身近なこととして考え、
日常生活や会社(事業所)の中でできる配慮や工夫を
皆さんで考えてみませんか。
だれもが暮らしやすい共生社会の実現は、
そうした一歩から始まります。

福祉避難所マップ差し込み



福祉避難所マップ差し込み

○ 障がい者福祉の関係機関一覧

名称		電話/ファックス	所在地	備考
甲斐市役所 福祉部 (福祉事務所)	福祉課	TEL 055-278-1691 FAX 055-276-2113	甲斐市篠原2610	民生委員児童委員、生活保護等
	障がい者 支援課	TEL 055-267-7287 FAX 055-276-2113	甲斐市役所 新館1階 ・福祉課(⑬番窓口) ・障がい者支援課(⑫番窓口)	障がい福祉全般
	長寿 推進課	TEL 055-278-1693 FAX 055-276-2113	・長寿推進課(⑮番窓口)	高齢者福祉、介護保険、 地域包括支援等
甲斐市役所 子育て健康部 (福祉事務所)	子育て 支援課	TEL 055-278-1692 FAX 055-278-2046	甲斐市篠原2610 甲斐市役所 本館1階	児童館、保育園、こども医療 等
	健康 増進課	TEL 055-278-1694 FAX 055-278-2046	・子育て支援課(②番窓口) ・健康増進課(①番窓口)	保健指導、母子保健、 健康づくり等
甲斐市役所 敷島支所 市民地域課		TEL 055-277-3112 FAX 055-277-7950	甲斐市島上条2254-1 敷島支所③番窓口	福祉サービスの申請・受付等
甲斐市役所 双葉支所 市民地域課		TEL 0551-20-3650 FAX 0551-20-3670	甲斐市下今井171 双葉支所1階③番窓口	福祉サービスの申請・受付等
甲斐市障がい者 基幹相談支援センター		TEL 055-267-7010 FAX 055-277-1284	甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター内	障がい者及びその家族等の 相談支援
甲斐市役所 市民部	保険課	TEL 055-278-1665 FAX 055-276-2113	甲斐市篠原2610 甲斐市役所 新館1階⑭番窓口	国民健康保険、国民年金等
	税務課	TEL 055-278-1663 FAX 055-278-2046	甲斐市篠原2610 甲斐市役所本館1階③番窓口	市・県民税(住民税)申告、 軽自動車税、固定資産税等
甲斐市社会福祉協議会		TEL 055-277-1122 FAX 055-277-1284	甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター内	生活福祉資金、 福祉ボランティア団体、 生活困窮者支援等
山梨県福祉保健部 障害福祉課		TEL 055-223-1460 FAX 055-223-1464	甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階	県の障がい福祉施策に関する 業務等
中北保健福祉事務所 (中北保健所)		TEL 0551-23-3443 FAX 0551-23-3075	韮崎市本町4-2-4	児童・母子・高齢者・障がい 者の福祉業務等
山梨県中央児童相談所		TEL 055-288-1561 FAX 055-288-1574	甲府市住吉2-1-17 子どものころサポートプラザ内	児童福祉、児童虐待に関する 相談・支援等
山梨県障害者相談所		TEL 055-254-8671 FAX 055-254-8675	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ2階	身体・知的障がい者の相談 更生医療、補装具等
山梨県 精神保健福祉センター		TEL 055-254-8644 FAX 055-254-8647	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階	精神保健福祉に関する 相談・支援等
山梨県 ころの発達 総合支援センター		TEL 055-288-1695 FAX 055-288-1695	甲府市住吉2-1-17 子どものころサポートプラザ内	発達障がいに関する 相談・支援等
山梨県立聴覚障害者 情報センター		TEL 055-254-8660 FAX 055-254-8665	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	手話通訳者、要約筆記奉仕 員の養成・派遣等
山梨県言語聴覚士会		FAX 0553-26-4366 メール st@kasugai- reha.com	笛吹市春日居町国府436 春日居サーバーナイフ・リハビリ 病院内	失語症者向け意思疎通支援 者の派遣
山梨県女性相談所		TEL 055-254-8633 FAX 055-254-8636	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ2階	要支援女性に係る相談、 支援、一時保護等
山梨県高次脳機能障害者 支援センター		TEL 055-262-3121 FAX 055-262-3727	笛吹市石和町四日市場2031 甲州リハビリテーション病院	高次脳機能障がいに関する 相談・支援等

名称	電話/ファックス	所在地	備考
山梨県ひきこもり地域支援センター	TEL 055-254-7231 FAX 055-254-7233	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内	ひきこもりの状態にある本人や家族等
山梨県社会福祉協議会	TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階	生活福祉資金、福祉ボランティア団体等
山梨県総合県税事務所自動車税部	TEL 055-262-4662 FAX 055-263-2421	笛吹市石和町唐柏1000-4	自動車税、自動車取得税等
甲府税務署	TEL 055-254-6105	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎3階～5階	所得税、相続税、贈与税、消費税等
甲斐警察署	TEL 0551-20-0110	甲斐市志田670	駐車禁止除外の申請等
竜王交番	TEL 055-276-2002	甲斐市篠原2323-1	
竜王年金事務所	TEL 055-278-1105 FAX 055-278-1182	甲斐市名取347-3	障害厚生年金、障害手当金 国民年金、年金相談等
竜王郵便局	TEL 055-279-1022	甲斐市名取12-1	郵便料金等
NHKフリーダイヤル	TEL 0120-151-515		放送受信料等
NHK甲府放送局	TEL 055-255-2148	甲府市丸の内1-1-20	
有料道路ETC割引登録係	TEL 045-477-1233	中日本高速道路(株)	障がい者割引制度
NTT電話番号のふれあい案内(無料案内)	TEL 0120-104-174	NTTフリーダイヤル(申し込み、問い合わせ)	NTT電話番号の無料案内
ハローワーク甲府	TEL 055-232-6060 FAX 055-235-4186	甲府市住吉1-17-5	障がい者の就労相談、職業紹介等
山梨障害者職業センター	TEL 055-232-7069 FAX 055-232-7077	甲府市湯田2-17-14	障がい者の就労相談等
すみよし障がい者就業・生活支援センター	TEL 055-221-2133 FAX 055-221-2136	甲府市住吉4-7-20	障がい者の就労・生活相談と支援等

◆ 主に聴覚障がいのある方の緊急連絡先(警察・消防)

	ファックス 110番	FAX 055-224-2110	山梨県警察本部 ※緊急を要する事件・事故等が発生した場合 ※電話による通報困難な場合は健常者も利用可
	メール 110番	110@yamanashi-phq.jp	
	火災・救急 ファックス 119番	FAX 119 又は FAX 055-235-1351 FAX 119	甲府地区消防本部 ※甲斐市(双葉地区除く)・甲府市・中央市・昭和町の方 峡北広域行政事務組合消防本部 ※甲斐市双葉地区、韮崎市、北杜市の方
	メール 119番	各消防本部に事前登録が必要になるため、お問い合わせください。	【竜王・敷島地区】 甲府地区消防本部 電話 055-222-1190 FAX 055-235-2119 【双葉地区】 峡北広域行政事務組合消防本部 電話0551-22-0119 FAX 0551-22-3499

○ 甲斐市の障がい者団体

団体名	代表者	電話	内容
甲斐市障害者福祉会	小林 教夫	055-276-4759	障がいのある方の会員相互の親睦を図ることを目的に活動している団体です。
竜王支部	小林 教夫	055-276-4759	
敷島支部	萩原 勝	055-277-8362	
双葉支部	猪股 亮一	0551-28-2363	
甲斐市障がい児者地域支援連絡会 (オアシス)	上嶋 初江	055-276-5826	障がい児者の保護者の皆さんを中心に活動している団体です。
甲斐市聴覚障害者協会	若尾 孝行	FAX 055-276-4861	聴覚に障がいのある方々が活動している団体です。手話学習部もありますので興味のある方はご連絡ください。
甲斐市視覚障害者協会	堀口 俊二	055-277-2676	視覚に障がいのある方々が活動している団体です。

※ 上記の各団体では、会員を募集しております。

※ お問い合わせ等は、各団体の代表者へご連絡ください。

○ 甲斐市で活動している障がい者に関するボランティア団体

(甲斐市社会福祉協議会登録団体)

分類	団体名	活動場所	活動日	活動内容
点字	六点の会	竜王中部公園セミナーハウス	第1・3火曜日	一般図書、時刻表等の点訳、点字学習、体験学習の指導
手話	火曜会	竜王北部公民館	第1・3火曜日	手話勉強会 障がい者交流事業
	手話サークル みずすまし	竜王北部公民館	第1・3・4水曜日	
	とまとの会	竜王北部公民館	第2・4水曜日	
録音	声の広報ボランティア うふふ	敷島保健福祉センター	第1水曜日	朗読・広報の録音

※ 上記の各団体では、会員を募集しております。

※ 各団体のお問合せは、甲斐市社会福祉協議会(TEL 055-277-1122)へご連絡ください。

○ 索引

あ

あんしん情報キット 77

い

医療 53
ETC割引 59
育成医療 53
意思疎通支援 24
移動支援事業 30
医療型児童発達支援 23

う

運動機能障害 84

え

NHK放送受信料の減免 72
NTT電話番号の無料案内 73
エリアメール・緊急速報メール 79

お

オストメイト 100
思いやり駐車区画 64
思いやりパーキング制度 64
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 82

か

介護給付 17
介護タクシー 40
介護保険法との関係 22
甲斐市あんしん情報キット 77
甲斐市内の障がい者施設・事業所一覧 102
外耳形成手術 53
甲斐市中心身障がい者（児）福祉手当 47
甲斐市社会福祉協議会 12
甲斐市障がい者基幹相談支援センター 10
甲斐市障がい者虐待防止センター 13
甲斐市地域自立支援協議会 15
甲斐市の障がい者団体 107
甲斐市避難行動要支援者名簿 75
甲斐市民バスの割引 61
介助用自動車購入等の助成 37
家具転倒防止対策助成 29
角膜移植手術 53
火災警報器の購入費 26
貸付 70

下肢機能障害 84
関節形成手術 53
肝臓移植手術 53
肝臓機能障害 86

き

基幹相談支援センター 10
機能訓練 19
教育支援資金 70
共同生活援助（グループホーム） 22
居住系サービス 22
居宅介護（ホームヘルプ） 18
居宅訪問型児童発達支援 23
緊急小口資金 70

く

グループホーム 22
車イスの貸出 36
訓練等給付 17

け

計画相談支援 21
軽自動車税の減免申請 69
携帯電話基本料の割引 74
減免資格証明書 69

こ

交通 59
抗HIV療法 53
更生医療 53
厚生年金 50
行動援護 19
声の広報 34
呼吸器機能障害 84
国内航空運賃の割引 63
国民年金 51
個人住民税の申告 67

さ

災害時における情報提供 80
災害時における福祉避難所 79
在宅重度身体障がい者住宅改修費の助成 34
在宅重度身体障がい者居室整備費の助成 35

し

視覚障害 82

施設入所支援	22
肢体不自由（下肢機能障害）	84
肢体不自由（上肢機能障害）	83
指定医師	5
自動車運転免許取得費の助成	39
自動車改造費の助成	38
自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	67
児童発達支援	23
児童扶養手当	49
社会参加の促進	37
社会生活の適応訓練	42
社会福祉協議会	12
住宅用火災警報器の購入費助成	26
重度心身障がい者医療費（重度医療）貸与	58
重度心身障がい者医療費助成（重度医療）	56
重度心身障がい者タクシー助成券の交付	40
重度訪問介護	18
就労移行支援	20
就労継続支援A型	20
就労継続支援B型	20
就労定着支援	20
手話通訳者	24
障害基礎年金（国民年金）	50
障害厚生年金（厚生年金）	50
障がい児通所支援サービス	23
障害児相談支援	21
障害児福祉手当	46
障がい者虐待防止	13
障がい者差別解消	14
障がい者施設・事業所一覧	102
障がい者週間	101
障がい者団体	105
障がい者福祉の関係機関一覧	103
障害者総合支援法	16
障がい証明書	52
障がいのある方に関するシンボルマーク	100
障がい福祉サービスの体系	16
小腸機能障害	85
所得税・市県民税	67
所得の申告	66
自立訓練（機能訓練）	19
自立訓練（生活訓練）	19
自立生活援助	22
自立支援医療費（更生医療・育成医療）	53
自立支援医療費（精神通院医療）	55
じん移植手術	53
人工透析療法	53
心身障がい者認定文書料助成金	5, 8
心身障がい者(児)福祉手当	47
心身障害者扶養共済制度	52
心臓機能障害	85
じん臓機能障害	85
心臓手術	53
身体障害者手帳	5
身体障がい者の障害程度等級表	82

せ

税金	67
生活介護	19
生活関連	72
生活訓練	19

生活福祉資金の貸付	70
精神障害者保健福祉手帳	7
精神障害者保健福祉手帳の等級区分	88
選挙	71
専従手話通訳者	24

そ

相続税	67
相談支援体制	9
贈与税	67

た

第1種障害者	60
第2種障害者	60
体幹機能障害	84
代理記載	71
タクシー運賃の割引	62
タクシー助成券の交付	39
短期入所（ショートステイ）	19

ち

地域移行支援	21
地域活動支援センター事業	42
地域相談支援サービス	21
地域定着支援	21
駐車禁止規制の適用除外	63
駐車禁止除外指定車	63
聴覚障がいのある方の緊急連絡先	106
聴覚または平衡機能障害	82

て

手当	43
手帳	5

と

同行援護	18
特別児童扶養手当	43
特別障害給付金	51
特別障害者手当	45
ドメスティックバイオレンス	11

な

難聴児補聴器購入等助成	28
難病対象疾患一覧	89

に

日常生活支援	30
日常生活用具対象品目一覧	91

日常生活用具の給付.....	25
日中一時支援事業.....	32
日中活動系サービス.....	19

ね

ネグレクト.....	13
年金.....	50

は

「ハート・プラス」マーク.....	101
バス運賃の割引.....	61

ひ

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害.....	86
避難行動要支援者.....	75

ふ

福祉避難所.....	78
福祉避難所マップ.....	103, 104
福祉リフト付き自動車の貸出.....	36
不在者投票.....	71
不動産担保型生活資金.....	70
文書料の助成.....	5, 8

へ

ヘルプカード.....	81
ヘルプマーク.....	101

ほ

保育所等訪問支援.....	23
放課後等デイサービス.....	23
ぼうこうまたは直腸の機能障害.....	85
防災行政無線テレフォンサービス.....	79

防災行政無線メール配信.....	79
訪問系サービス.....	18
訪問入浴サービス事業.....	33
補助犬.....	100
補装具費対象品目一覧.....	98
補装具費の給付.....	27
ボランティア団体.....	107

み

民生委員・児童委員、主任児童委員.....	11
-----------------------	----

や

やまなし思いやりパーキング制度.....	64
やまなしくらしねっと.....	79
山梨県心身障がい者自動車燃料費の助成.....	41

ゆ

郵便による不在者投票.....	71
郵便料金.....	74
有料道路割引制度.....	59

よ

要約筆記.....	24
-----------	----

り

利子所得の非課税.....	74
療育手帳.....	6
療育手帳の等級区分.....	87
療養介護.....	19
旅客鉄道（JR）運賃の割引.....	60

ろ

路線バスの割引.....	61
--------------	----



甲斐市マスコットキャラクター「やほたいぬ」

令和4年度版

障がいのある方のためのガイドブック

Guidebook for disabled person

.....
甲斐市 福祉部 障がい者支援課
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610
(甲斐市役所 新館 1階⑩番窓口)

TEL 055-267-7287

FAX 055-276-2113

E-Mail : jiritsushien@city.kai.yamanashi.jp
.....

このガイドブックは、甲斐市ホームページからダウンロードできます

<http://www.city.kai.yamanashi.jp>

<HOME>⇒<健康・福祉>⇒<障がい者支援>⇒<ガイドブック>